

名取市東日本大震災復興記録誌
2011-2025

第 I 部

名取市、震災復興の歩み

第 1 章 | 暮らし分野

P.28

第 2 章 | 産業分野

P.124

第 3 章 | まち分野

P.212

付 章 | 復興推進体制

P.342

1 暮らし再建の相談と支援

東日本大震災後、市は災害フェーズに応じたきめ細かな情報提供に努めた。広報紙やホームページ、復興ブログ、『名取市復興だより』、さらには臨時災害FMの運用を通じて、生活情報や復興状況を継続的に発信した。臨時災害FMは、後にコミュニティFMへと移行し、平時と災害時の双方で活用できる体制を構築した。あわせて、生活再建に向けた相談窓口の一元化や、応急仮設住宅の提供により生活環境の安定化にも力を注いだ。仮設住宅では自治会設立や相談員配置などを通じ、被災者の心身のケアやコミュニティ形成に取り組み、仮設住宅の集約・供与終了に際しては、個々の状況に寄り添う伴走型支援を徹底した。

1 生活再建に関する情報発信と相談窓口の設置

市からの情報発信・広報活動の内容は、「初動」「応急期」「復旧期」「復興期」等の災害フェーズ（災害対応の各段階）により異なる。東日本大震災発災当初、安否情報や生活支援情報を知らせる掲示板を市役所1階ホールと各避難所に設置し、午前と午後の1日2回、広報車による広報活動を展開した。また、避難所や公民館に、市からの「お知らせ」として、被害状況や生活関連情報等をまとめた印刷物（「被災者支援のお知らせ」（平成23年5月）等）を配布・掲示するなど震災関連情報の提供に努めた。

以降、市広報紙『広報なとり』をはじめ、市ホームページ、その他広報媒体・ツールを活用し、復旧・復興の進捗状況や被災者ニーズの変化に応じ

た情報発信を行った。

平成23年8月に開設した名取市震災復興ブログ「^{ふっこう}福幸さんちのつぶや記」（開設当初は、「仮設住宅の日々」、平成23年12月にリニューアル開設）では、架空の一家“福幸さんち”の生活とともに復興の軌跡を発信し、復興達成宣言を行った令和2年3月まで更新を続けた。また、平成24年1月には『名取市復興だより』の発行を開始。終刊となる第99号（令和2年3月）まで、“心からの笑顔を求めて、新たな未来へ”をコンセプトに復興の進捗状況などの情報を各世帯に届けた。

平成23年11月には、震災復興部に生活再建支援課を設置し、生活再建の相談窓口の一元化を図った。なお、震災復興部廃止（令和2年3月31日）以降、生活再建に関する相談は各担当課で対応した。

震災後の情報発信では、臨時に立ち上げた災害FMも地域に密着した情報源として大きな役割を果たした。臨時災害FMは、被災自治体が自ら運営し、住民に必要な情報を発信するラジオ局であり、自治体が新たに立ち上げるケースと、既存のコミュニティ放送局（以下、コミュニティFM）を休止して臨時災害FMとして運用するケースがあるが、震災前、市内にコミュニティFMが存在しなかった本市において臨時災害FMはゼロからの立ち上げとなった。

「なとりさいがいエフエム『なとらじ801』」を開設したのは平成23年4月10日で、放送スタジオを市役所7階に設置し、番組の収録や編集等は増田二丁目の旧視聴覚センターで行った。放送時間は9時から17時で、災害情報、被災者支援情報、

生活関連情報等、きめ細かな情報発信を行った。開設当初は株式会社セットワールドクリエーション（東京都渋谷区）に業務を委託し、平成24年8月からNPO法人エフエムなとり（令和4年4月26日より株式会社エフエムなとり）に委託先を変更した。

臨時災害FMの運用は、災害対策が進展し被災者の日常生活が安定するまでの期間とされ、それ以降放送を続ける際にはコミュニティFMへの免許切り替えが求められる。臨時災害FMをコミュニティFMとして存続させるため、市が運営費の一部を負担し、コミュニティFM「エフエムなとり なとらじ801」を開設したのは平成27年3月1日であった。平常時は行政情報を、また災害時は災害情報に特

化した放送を行うなど、市は、コミュニティFMを今日まで効果的に活用している。

2 生活再建支援金等の給付と災害援護資金の貸付

(1)被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、東日本大震災により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）には県から支援金が支給された。受付窓口は市が担当し、被災世帯には、住宅の被害程度（全壊、大規模半壊）に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法（建設・購入、補修、貸借）に応じて支給される加算支援金のそれぞれが支給された。



なとりさいがいエフエム「なとらじ801」

■被災者生活再建支援金支給状況

基礎支援金

対象年度	支給件数	支給額（円）
平成23	2,667	2,384,250,000
平成24	186	160,500,000
平成25	28	24,000,000
平成26	24	20,625,000
平成27	18	15,125,000
平成28	9	7,250,000
平成29	16	13,000,000
平成30	4	3,750,000
総 計	2,952	2,628,500,000

（公益財団法人都道府県センター提供）

※支給日ベースで集計したもの。ただし、支給後、取消（返還）となったものは除外している。

（2）災害義援金

震災後は、市や県、日本赤十字社に全国から多くの災害義援金が寄せられた。これらの義援金は、市が平成23年4月に設置した義援金配分委員会において決定した基準に基づき配分した。災害義援金の配分は震災から11年後となる令和4年3月まで続いた。

（3）災害見舞金

市では、名取市災害見舞金支給要綱（昭和63年6月施行）の規定に基づき、住宅が流失・全壊・全焼・大規模半壊となった世帯に10万円、半壊・半焼・床上浸水となった世帯に5万円の災害見舞金を支給している。災害見舞金の支給は、震災から間もない平成23年3月に開始し、平成27年度まで継続して実施した。

（4）災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、災害により世帯の生計維持者が死亡した場合に500万円、そのほかの者が死亡した場合に250万円を支給するものである。市では、東日本大震災で被災した世帯に対し、災害弔慰金として、平成23年

加算支援金

対象年度	支給件数	支給額（円）
平成23	683	940,875,000
平成24	479	830,500,000
平成25	240	419,250,000
平成26	178	323,500,000
平成27	131	230,000,000
平成28	81	142,250,000
平成29	111	194,875,000
平成30	137	151,750,000
平成31	43	51,500,000
令和2	28	32,375,000
令和3	2	1,000,000
総 計	2,113	3,317,875,000

度から平成27年度まで合計864件の支給を行った。

また、災害により重度の障害を負うことになった場合、同法の規定に基づき、生計維持者には250万円、そのほかの者には125万円の災害障害見舞金が発給される。市では、災害障害見舞金として、平成23年度に1件の支給を行った。

（5）災害援護資金貸付金（東日本大震災分）

市では、東日本大震災により世帯主が負傷した世帯や住居・家財に被害を受けた世帯の生活の立て直しを支援するため、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の貸し付けにも取り組んだ。

市が発し付けを行った件数は平成23年度から令和元年度までの9年間で623件、貸付額は12億959万円に上った。災害援護資金貸付金の貸付限度額は世帯主の負傷の状況や家財・住居の被災状況により最大で350万円、償還期間は10年間（うち据置期間3年）とされているが、生活苦等から、貸し付けから10年以上が経過した現在も、いまだ償還を終えていない世帯もあり、課題となっている。

■災害義援金配分状況

宮城県受付分

配分年度	配分件数	配分額（円）
平成23	10,257	676,900,000
平成24	2,952	83,810,000
平成25	2,559	25,590,000
平成26	3,906	19,530,000
平成27	3,903	19,515,000
平成28	3,424	7,232,000
平成29	3,421	7,221,000
平成30	2,466	2,466,000
平成31	2,457	2,457,000
令和2	2,439	2,439,000
令和3	2,436	3,673,488
総 計	40,220	850,833,488

名取市受付分

配分年度	配分件数	配分額（円）
平成23	9,239	512,460,000
平成24		
平成25	4,126	41,260,000
平成26	4,525	22,625,000
平成27		
平成28	2,699	7,825,000
平成29	2,471	7,276,000
平成30	2,466	4,932,000
平成31	2,457	2,457,000
令和2	2,439	2,439,000
令和3	2,436	3,327,576
総 計	32,858	604,601,576

日本赤十字社受付分

配分年度	配分件数	配分額（円）
平成23	15,634	4,555,950,000
平成24	8,438	465,260,000
平成25	4,126	196,290,000
平成26	8,431	95,225,000
平成27	6,604	76,945,000
平成28	6,123	40,004,000
平成29	6,119	39,980,000
平成30	5,971	19,995,000
平成31	3,628	17,602,000
令和2	3,596	17,448,000
令和3	3,590	22,203,320
総 計	72,260	5,546,902,320

■災害見舞金支給状況（東日本大震災分）

支給年度	支給件数	支給額（円）
平成 22	927	92,700,000
平成 23	3,304	241,700,000
平成 24	77	5,050,000
平成 25	3	250,000
平成 26	1	100,000
平成 27	1	100,000
総 計	4,313	339,900,000

■災害弔慰金支給状況（東日本大震災分）

支給年度	支給件数	支給額（円）
平成 23	849	2,470,000,000
平成 24	12	42,500,000
平成 25	2	7,500,000
平成 26	0	0
平成 27	1	2,500,000
総 計	864	2,522,500,000

■災害障害見舞金（東日本大震災分）

支給年度	支給件数	支給額（円）
平成 23	1	2,500,000

■災害援護資金貸付状況（東日本大震災分）

貸付年度	貸付件数	貸付額（円）
平成 23	241	444,850,000
平成 24	268	517,400,000
平成 25	57	115,500,000
平成 26	21	51,200,000
平成 27	10	24,900,000
平成 28	5	17,000,000
平成 29	16	29,140,000
平成 30	4	7,600,000
令和 1	1	2,000,000
総 計	623	1,209,590,000

3 市税等の減免措置

市は、被災した市民の生活再建を支援するため、被災の状況等に応じ、市民税や固定資産税、国民健康保険税等の市税のほか、介護保険料、保育料等の減免措置を講じた。また、市税のうち固定資産税や都市計画税については、法律の定めに従い、被災した資産の状況等に応じ、課税免除を行った。そのほか、軽自動車税について、震災により被災し、代替車両等を取

■市税の減免、課税免除等の状況(東日本大震災分)

(単位：千円)

年 度	減 免					課税免除		非課税
	個人市民税	法人市民税	固定資産税	都市計画税	国民健康保険税	固定資産税	都市計画税	
平成 23	174,367	16,179	99,500	15,012	217,346	384,796	43,536	365
平成 24	33,047	19,011	-	-	96,205	96,524	10,826	4,128
平成 25	-	18,003	-	-	2,270	73,713	5,656	4,295
平成 26	-	527	32,367	407	5,730	47,676	7,538	73
平成 27	-	1	50,715	3,989	6,578	22,960	2,358	22
平成 28	-	-	43,697	3,282	9,087	33,668	3,746	36
平成 29	-	-	36,237	398	9,965	68,628	9,058	18
平成 30	-	-	32,236	256	7,916	79,250	12,131	6
令和 1	-	-	37,428	256	6,930	70,918	13,286	13
令和 2	-	-	31,892	256	7,531	112,094	15,357	16
令和 3	-	-	25,666	80	7,873	112,224	17,700	0
令和 4	-	-	29,710	1,810	8,041	76,344	4,725	-
令和 5	-	-	28,726	1,959	4,725	63,739	2,252	-
令和 6	-	-	12,946	1,838	3,131	56,424	2,156	-

※国民健康保険税の減免について、平成 25 年度以降は原発被災者に対するもののみ。

※固定資産税及び都市計画税の課税免除には、復興特区によるものを含む。

4 応急仮設住宅の管理・運営

(1) 応急仮設住宅の建設

東日本大震災における名取市の避難者数は、平成23年3月11日のピーク時が1万1,233人、避難所数は52か所に上った(避難者数は市が震災当日に把握した数字。実際の避難者数は発表をかなり上回るものと推測される)。

県は避難所生活の早期解消を図ることを目的に平成23年3月28日にプレハブ応急仮設住宅の建設

に着手した。応急仮設住宅には、建設型仮設住宅(プレハブ仮設住宅)と賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)があるが、市のプレハブ仮設住宅は、市内に7か所、仙台市太白区四郎丸にグループホーム1カ所の計8か所が整備され、平成23年5月3日から順次引き渡しが行われた。また、みなし仮設住宅についても、被災者と民間賃貸住宅を管理する不動産業者等との協議により、順次入居が進められた。そのほか、名取が丘地区の雇用促進住宅や市内各地の県営住宅の空き部屋も応急仮設住宅として活用された。

なお、各仮設住宅団地への入居者決定は、震災前の地域コミュニティの維持を前提に、町内会単位で行うことを基本とし、抽選などは行わずに進めていった。

(2) プレハブ応急仮設住宅の住環境

プレハブ応急仮設住宅の間取りは、1DK、2DK、3Kの3タイプであった。基本的な住居仕様は、居

室、台所、トイレ、浴室(浴槽・給湯設備)のほか、事前調査により希望する世帯に対して追い焚き機能の追加、物置の設置を行った。また、照明器具、エアコン、カーテン、ガスコンロが設置され、日本赤十字社より生活家電6点セット(洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット)が寄贈された。

■避難所の開設状況

避難所開設日	設置箇所数	避難者数
平成23年3月11日	52か所	11,233人
平成23年3月12日	38か所	8,598人
平成23年3月18日	26か所	2,841人
平成23年4月11日	12か所	1,368人
平成23年5月11日	9か所	943人
平成23年6月11日	2か所	24人
平成23年6月22日	0か所	0人

■プレハブ応急仮設住宅の開設状況

	所在地	建設戸数	供与期間
箱塚桜団地	箱塚一丁目 12-13 (精神医療センターグラウンド)	102 戸 (1DK 21 戸 2DK 60 戸 3K 21 戸)	H23.5.3 ～ H30.4.27
箱塚屋敷団地	手倉田字箱塚屋敷 3-2 (箱塚グラウンド)	180 戸 (1DK 36 戸 2DK 108 戸 3K 36 戸)	H23.5.21 ～ H30.5.14
愛島東部団地	愛島郷二丁目 27 (警察学校隣接地)	182 戸 (2DK 182 戸)	H23.5.29 ～ R2.4.28
美田園第一団地	美田園一丁目 8-1 (美田園駅北側)	128 戸 (2DK 128 戸)	H23.5.29 ～ H31.3.31
美田園第二団地	美田園五丁目 2-3 (美田園駅南側)	120 戸 (2DK 120 戸)	H23.5.29 ～ H28.3.31
美田園第三団地	美田園七丁目 23-1 (下増田小学校西側)	27 戸 (2DK 27 戸)	H23.5.29 ～ H28.3.31
植松入生団地	植松字入生 274-1 (旧 NTT グラウンド)	150 戸 (2DK 150 戸)	H23.7.16 ～ H30.7.6
グループホーム ゆりあげ	太白区四郎丸字昭和下 16-1	21 戸 (グループホーム型)	H23.10.1 ～ H25.9.30

※供与期間の開始日は入居者への鍵の引渡し日としている。

■仮設住宅位置図



①愛島東部
②箱塚桜

③箱塚屋敷
④植松入生

⑤美田園第三
⑥美田園第一

⑦美田園第二
⑧グループホームゆりあけ

暑さ対策としてNPO緑のカーテン応援団がプレハブ仮設住宅に緑のカーテンを設置し、寒さ対策については必要に応じてエアコンの増設、断熱材の追加、二重サッシの取り付け、風除室の設置などを行った。また、備品としてこたつのほか、名取市ライオンズクラブからホットカーペットが寄贈されたほか、団地内の砂利道の舗装や雨水の排水工事なども実施した。なお、市内の仮設住宅団地には、入居者の交流や憩いの場として集会所が設置された。

(3) 応急仮設住宅の管理・運営

応急仮設住宅の管理・運営は、入退去・空室管理、団地内の生活環境の構築・改善、見守り活動、生活再

建支援など多岐にわたった。また、支援機関・団体等も、なとり復興支援センター「ひより」、名取市サポートセンター「どっと.なとり」、健康・福祉支援機関、地域の支援組織、生活相談機関など多方面に及んだ。市は、被災者の生活再建を円滑に行うため、支援者が一堂に会する名取市被災者支援連絡会を定期的に開催し、全体的な支援方針を共有する支援体制の構築を図った。そのほか、プレハブ仮設住宅情報交換会(JK会)^{※1}や名取市被災者健康支援連絡会^{※2}などでも入居者の情報交換を随時行った。

※1 プレハブ仮設住宅情報交換会(JK会)：名取東地域包括支援センター、なとり復興支援センター「ひより」、(公財)日本訪問看護財団、保健センター、みやぎ心のケアセンター、名取市サポートセンター「どっと.なとり」等で構成。

※2 ※1に掲げる団体に加え、みなし仮設住宅や入居再建を行う被災者への支援を行う団体等((公社)青年海外協力協会など)で構成。

(4) プレハブ仮設住宅の支援(被災地コミュニティ復興支援事業)

プレハブ仮設住宅の見守り・コミュニティ活動の支援は、名取市社会福祉協議会への委託事業として、なとり復興支援センター「ひより」(平成23年8月開設)が担当した。なとり復興支援センター「ひより」では、各仮設住宅団地の集会所に生活支援相談員を配置し(9時から16時)、支援活動を展開した。また、センター

事業の統括的業務を担う復興支援コーディネーターが民間支援団体(NPO・ボランティア・大学等)の実施する支援活動(イベント・お茶会・傾聴活動・マッサージ等)の調整も行った。なとり復興支援センター「ひより」による支援活動の概要は次のとおりである。

- ①プレハブ仮設住宅等入居者の見守り支援をはじめ、地域コミュニティの再構築を行う事業
- ・地域の見守り体制の調整
 - ・ボランティア受け入れ調整
 - ・自治会活動の支援等の実施

■被災者支援体制



※健康社会福祉支援機関は、市保健センターが統括する健康支援会議と連携する。

- ②被災者ニーズの把握及び孤立防止のための支援事業
- ・巡回訪問による声掛け（住民の孤立感の緩和、生活状況、課題等の把握）
 - ・集会所、公民館等を活用した交流の場（サロン等）の提供
 - ・住民のニーズ把握や孤立防止のための支援

(5)みなし仮設住宅の支援(民賃世帯コミュニティ再生事業、被災者コミュニティ事業等)

みなし仮設住宅は、大規模災害時に行政が民間賃貸住宅を借り上げ、被災者に住まいを提供する仕組みである。この制度は、東日本大震災の際、プレハブ仮設住宅が不足したことを背景に、災害救助法に基づく本格的な支援策として確立された。本市におけるみなし仮設住宅入居者や、在宅被災者の見守り・コミュニティ活動の支援は、名取市サポートセンター「どっと.なとり」（市直営：平成24年4月開設）が担当した。名取市サポートセンター「どっと.なとり」では、サロン運営（（公社）青年海外協力協会〈JOCA〉への委託事業）や個別訪問、お茶っこのみなどの活動を通して、被災者の生活支援を行うとともに、被災者情報の一元化や各支援団体等との情報交換により総合的な支援を行った。名取市サポートセンター「どっと.なとり」による支援活動の概要は次のとおりである。

①地域拠点施設（常設サロン、移動サロン）

各地域に拠点施設（サロン）を整備し、コミュニティを構築するための役割を担うコミュニティ支援員を配置。お茶のみサロンや各種教室、イベントなどの開催を住民が自主的に行えるよう地域の実情に合わせた自治組織の立ち上げを支援した。

②個別訪問

サロンへの参加が困難な高齢世帯等を対象に、健康状態の把握等のために実施するもの。

③お茶っこのみ

温かいお茶と楽しい会話を楽しむお茶飲みサロ

ンを各地区で開催。ストレッチ体操や手工芸、絵手紙教室、健康相談など多彩なイベントを行うもの。

(6)自治会活動

さまざまな被災者が入居するプレハブ仮設住宅団地では、入居者相互の親睦を深めるとともに、団地内の良好な環境づくりを目的に平成23年9月末までにグループホームゆりあげを除くすべての団地で自治会が設立された。8団地のうち4団地（箱塚桜団地・箱塚屋敷団地・美田園第二団地・美田園第三団地）はほぼ自主的に自治会が設立されたが、残り4団地（愛島東部団地・美田園第一団地・植松入生団地・雇用促進住宅愛島宿舍）は設立のためのワークショップを開催するなどの支援を行った。

自治会は、なとり復興支援センター「ひより」等の支援を受け、団地内の清掃やイベント等のコミュニティ活動のほか、支援物資の受け入れや支援団体との調整窓口にもなった。また、年に数回、自治会長会議を開催し、自治会における課題の相談や市の施策等の情報提供の場とした。

(7)応急仮設住宅の閉鎖と集約

応急仮設住宅の供与期間は、災害救助法施行令に基づく大臣告示や建築基準法等により、原則2年間とされている。ただし、恒久住宅の整備状況や地域の復興状況に応じて期間を延長できる制度となっており、東日本大震災による甚大な被害を受けた地域の多くは、最大で7年間まで期間の延長が認められた。なお、再建先の工期等の関係で供与期間内に応急仮設住宅を退去できないなど特定の要件に該当する世帯（特定延長対象世帯）についてはさらなる供与期間の延長が認められた。一方、プレハブ仮設住宅の退去が進み空室が増加していくと、入居者の高齢化や孤立化、防犯対策、コミュニティの維持等の課題が生じるため、市では時機を捉え、応急仮設住宅の集約にも取り組んだ。

■常設サロン

サロン名称	場 所	摘 要	備 考
柳生サロン	仙台市太白区柳生四丁目（賃貸物件）	H24.11.12～H31.3.31	「どっと.なとり」西サロンに統合
増田サロン	名取市増田一丁目（賃貸物件）	H24.12.17～H28.3.31	駅前サロンに統合
袋原サロン	仙台市太白区袋原四丁目（賃貸物件）	H24.12.17～H25.9.20	移動サロンに移行
杉ケ袋サロン	名取市杉ケ袋字築道（事業物件）	H24.12.17～H25.3.31	
手倉田サロン	名取市手倉田字諏訪（賃貸物件）	H24.12.17～H28.3.31	駅前サロンに統合
館腰サロン	名取市植松三丁目5-7（植松集会所） 名取市飯野坂六丁目7-8（飯野坂集会所）	H24.12.17～H25.7.31	新たな館腰サロンを新設
美田園サロン	名取市美田園五丁目（賃貸物件）	H25.7.22～H31.3.31	「どっと.なとり」東サロンに統合
館腰サロン（新設）	名取市植松三丁目（事業物件）	H25.8.1～H31.3.31	「どっと.なとり」西サロンに統合
駅前サロン	名取市手倉田字八幡（賃貸物件）	H28.4.1～H31.3.31	「どっと.なとり」西サロンに統合
閑上サロン	名取市閑上中央一丁目22 閑上中央第一団地C棟1階	H29.8.18～H31.3.31	「どっと.なとり」東サロンに統合
「どっと.なとり」西サロン	名取市大手町四丁目（事業物件）	H31.4.1～R3.3.31	「どっと.なとり」サロンに統合
「どっと.なとり」東サロン	名取市美田園五丁目（賃貸物件） 名取市閑上中央一丁目22 閑上中央第一団地C棟1階（分室）	H31.4.1～R3.3.31	「どっと.なとり」サロンに統合
「どっと.なとり」サロン	名取市閑上中央一丁目22 閑上中央第一団地C棟1階	R3.4.1～R7.12.26	

■移動サロン

閑上公民館、増田公民館、下増田公民館、館腰公民館、愛島公民館、閑上中央第一団地集会室、閑上中央集会所、小塚原北集会所、小塚原南集会所、牛野集会所、高柳集会所、杉ケ袋北集会所、愛の杜集会所、愛島台二丁目集会所、美田園北集会所、美田園東集会所、閑上小中学校ミーティングルーム、閑上西団地内ポケットパーク、市営住宅高柳東団地・美田園北団地談話室、市営住宅閑上中央第一団地エントランス（A、B、C、D、E 棟）、市営住宅閑上中央第二団地エントランス（F、G、H 棟）、名取市文化会館、名取市保健センター、名取駅コミュニティプラザ、エコパレットなとり、上余田公会堂、杉ケ袋南公会堂、増田西老人憩の家、増田児童センター、東中田市民センター、太白区中央市民センター、柳生市民センター、東四郎丸コミュニティセンター、西中田コミュニティセンター、袋原コミュニティセンター、柳生生協会議室、若林区市民センター、岩沼iあいプラザ 等

美田園第二・第三団地は供与期間終了前の平成28年3月31日に閉鎖。箱塚桜団地は平成30年4月27日、箱塚屋敷団地は平成30年5月14日、植松入生団地は平成30年7月6日にそれぞれ供与期間の終了をもって閉鎖することになったが、それに伴い、閉鎖された仮設住宅（箱塚桜・箱塚屋敷・植松入生）に入居していた特定延長対象世帯は集約後の美田園第一団地と愛島東部団地に移転することになった。その後、平成31年3月31日に美田園第一団地が、令和2年4月28日には愛島東部団地が閉鎖され、これをもって市のプレハブ仮設住宅はすべて供用を終了した。そのほか、グループホームゆりあげは平成25年9月30日、県営住宅（田高・増田・名取が丘）は平成31年3月5日、雇用促進住宅団地愛島宿舎（現ビレッジハウス愛島）は平成31年3

月28日、民間賃貸住宅は令和2年3月31日をもって応急仮設住宅としての扱いが終了した。

プレハブ仮設住宅の集約は、被災者の生活再建に大きく関わる課題であった。避難の長期化により入居者の高齢化も進んでおり、仮設住宅という限られた空間の中で育まれたコミュニティを、集約することで分断させるおそれもあった。住み慣れた環境を離れ、再び不慣れな場所で生活を再構築することは、高齢者の孤独感や健康不安を著しく増大させ、生きがいや活力の喪失という深刻な問題を引き起こしかねない。市は被災者に寄り添う伴走型支援を徹底し、単なる物理的な移転サポートにとどまらず、入居者の心身の状態や生活実態を継続的に把握することで、孤立の防止と生活再建に向けた対応に全力を注いだ。

■仮設住宅入居状況の推移（令和2年4月16日現在）

	建設戸数	平成23年10月31日（ピーク時）			平成24年3月末			平成25年3月末			平成26年3月末			平成27年3月末		
		入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数
箱塚桜	102	101	102	270	99	100	263	97	94	241	81	81	192	74	74	166
箱塚屋敷	180	177	172	454	176	173	452	147	144	347	127	121	283	114	108	236
愛島東部	182	182	156	411	179	155	408	175	153	362	165	146	327	148	132	282
美田園第一	128	128	121	250	128	120	249	125	119	234	117	108	202	114	106	199
美田園第二	120	120	94	257	118	92	256	114	102	223	108	93	205	80	71	143
美田園第三	27	27	16	68	27	16	68	24	17	62	24	15	60	19	10	45
植松入生	150	150	119	303	145	119	294	134	124	244	115	106	193	98	92	155
プレハブ仮設小計	889	885	780	2,013	872	775	1,990	816	753	1,713	737	670	1,462	647	593	1,226
雇用促進（ビレッジハウス愛島）	196	73	70	127	73	74	134	74	75	112	70	65	110	65	63	100
県営住宅	19	11	11	42	14	14	56	9	9	30	8	8	32	6	6	26
GHゆりあげ	21	-	-	-	11	11	11	13	13	13	0	0	0	-	-	-
合計	1,125	969	861	2,182	970	874	2,191	912	850	1,868	815	743	1,604	718	662	1,352

民間賃貸住宅（被災時に名取市在住）		1,204		3,454												
-------------------	--	-------	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	建設戸数	平成28年3月末			平成29年3月末			平成30年3月末			平成31年3月末			令和2年4月16日現在		
		入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数
箱塚桜	102	68	68	152	49	50	99	13	13	28	-	-	-	-	-	-
箱塚屋敷	180	97	90	185	76	70	141	23	22	46	-	-	-	-	-	-
愛島東部	182	130	114	244	97	84	152	45	35	63	10	7	18	1	1	2
美田園第一	128	107	98	185	88	81	149	49	42	84	3	3	4	-	-	-
美田園第二	120	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美田園第三	27	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
植松入生	150	81	78	127	62	61	82	31	30	39	-	-	-	-	-	-
プレハブ仮設小計	889	483	448	893	372	346	623	161	142	260	13	10	22	1	1	2
雇用促進（ビレッジハウス愛島）	196	57	56	91	47	46	74	9	10	14	1	1	3	-	-	-
県営住宅	19	6	6	26	4	3	12	1	1	3	-	-	-	-	-	-
GHゆりあげ	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,125	546	510	1,010	423	395	709	171	153	277	14	11	25	1	1	2

(8) 応急仮設住宅退去者への支援

平成26年6月1日以降に応急仮設住宅を退去することがわかった被災者については「地域見守り支援シート」を活用した。地域見守り支援シートは個人ごとに作成し、原本を震災復興部生活再建支援課で保管。支援者間で情報共有が必要となった場合、必要な情報を関係機関に提供することで、引き継ぎをスムーズに行い、切れ目のない支援を行った。平成29年4月には、「名取市すまいと暮らしの再建支援事業」として、生活再建支援課内に名取市すまいとくらしの再建支援センターを設立した（（一社）パーソナルサポートセンターへの委託事業）。同センターでは、仮設住宅で暮らす被災者の恒久住宅の確保や、住宅確保後も自立支援が必要な被災者に対して個別事情に応じたきめ細かな支援を行った。また、応急仮設住宅退去後も戸別訪問（名取市サポートセンター「どっと.なとり」が実施）を継続し、被災者サロンの継続及び利用案内等も行った。

5 り災家屋の応急修繕、解体及び瓦礫撤去

(1) 損壊家屋の解体・撤去

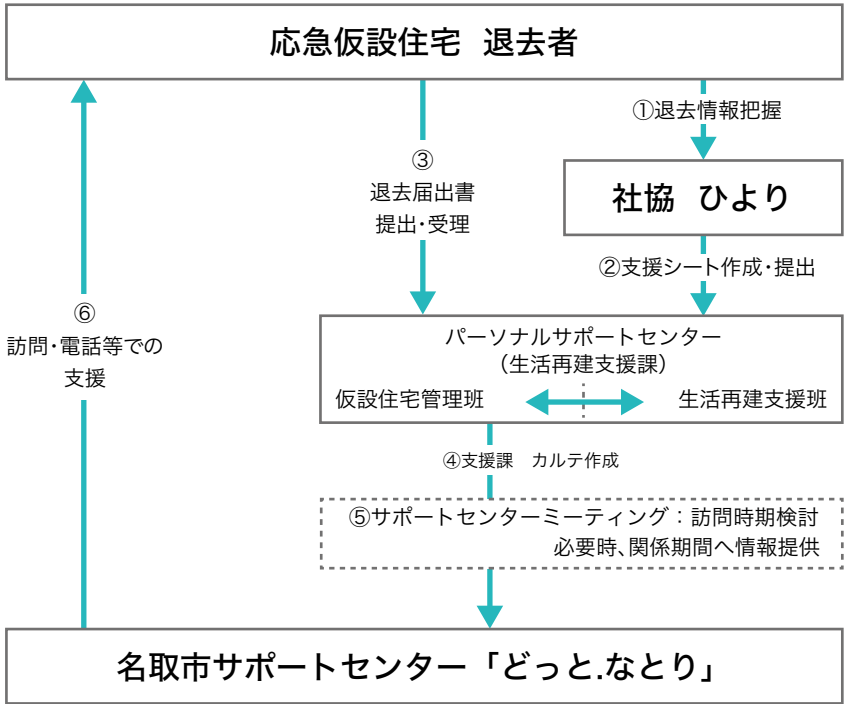
損壊家屋の解体・撤去は、国による財政支援を受けながら市が事業主体となって行った。市は、平成23年3月25日に家屋撤去の受付を開始し、同年4月5日よ

り閑上地区から撤去作業を開始した。津波被害による家屋等の撤去受付は平成23年11月30日まで行い、撤去作業は同年12月31日に終了した。また、地震により被害を受けた家屋等は、平成23年7月19日から11月30日に、また、平成24年5月1日から同年7月31日に解体受付を行い、11月30日に撤去作業が終了した。解体撤去の対象となったのは、原則大規模半壊以上の家屋等で、居住家屋は半壊以上が該当した。

(2) 住宅の応急修理

災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害のため住宅が半壊以上の被害を受け、自らの資力で応急修理をすることができない世帯（所得制限あり）、または大規模半壊以上の被害を受けた世帯（所得制限なし）に対し、日常生活に必要な不可欠な最低限度の応急修理を行う制度である。基本的に業者への修理依頼と修理費の支払いは市が行うこととなっていたが、東日本大震災は被害が甚大であったことから、個人で業者を選定することも可能な取り扱いとされた。修理限度額は52万円で、限度額を超える費用は個人負担となった。同制度の申請受付期間は平成23年5月9日から平成24年1月31日とし、市は全部で444件の応急修理に対応した。

■応急仮設住宅退去者への支援体制



6 震災等緊急雇用対応事業

震災後、被災者の多くが不安定な就業環境にさらされることになった一方、復興事業に携わる現場は多忙を極め、全国から続々と応援職員が現地入りする中であって、被災地は慢性的な人手不足に陥っていた。このようななか、国は、平成23年5月に成立した第3次補正予算において「震災等緊急雇用対応事業」を創設した。これは、平成20年9月に発生したリーマン・ショックに伴う雇用不安に対応するため創設された「緊急雇用創出事業」及び「重点分野雇用創出事業」を拡充する形で措置されたもので、対象地域を災害救助法適用地域に、対象者を被災求職者（災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者）にそれぞれ限定するなど、震災対応に対象を重点化した支援が行われた。

「震災等緊急雇用対応事業」（平成27年度開始

分以降は「震災等対応雇用支援事業」）では、市が被災求職者を直接雇用し、またはNPO等への委託による雇用がなされた場合において、かかる人件費に対し国による財政支援が行われた。

市も、これらの制度を積極的に活用し雇用を確保、平成23年度から制度が終了する平成28年度までに国の支援を受け、市が直接雇用を行った臨時職員は6年間で延べ585人、支払賃金は総額で3億8,496万7,419円に上った。これらの人員は、復興事業に忙殺され、人手不足に悩む市の行政運営において重要な戦力となった。加えて、市では、震災復興に資するさまざまな委託事業の実施を通じた雇用の確保にも取り組んだ。市が被災者等の雇用の確保に向け実施した委託事業は次のとおり、委託事業者が雇用した臨時職員は延べ85人、支払総額は1億5,161万1,965円となった。

「震災等緊急雇用対応事業」及び「震災等対応雇用支援事業」一覧

■平成24年度

事業名(委託先)	内 容	事業費	雇用人数
学習機会創出事業 (尚絅学院大学)	震災後の市民の生活課題や地域が抱える現代的課題の解決を図るためサテライトキャンパス等を設置運営し、市民の高度・多様化する学習ニーズに応じた様々な学習機会を提供するもの。	8,400,000 円	2人
産業振興・復興支援事業 (名取市商工会)	仮設店舗や被災事業者の事業再開への支援を行い、中小企業等の産業振興・復興支援を図るもの。	4,095,000 円	1人
臨時災害放送充実事業 (特定非営利活動法人エフエムなとり)	震災情報や日々の生活情報の発信を行うため、平成23年4月に開設した臨時災害放送局旧「名取災害FM」において、被災求職者を雇用し放送体制の整備を行うことで、復興情報等の提供の充実を図るもの。	3,418,954 円	2人

■平成25年度

事業名(委託先)	内 容	事業費	雇用人数
臨時災害放送充実事業 (特定非営利活動法人エフエムなとり)	震災情報や日々の生活情報の発信を行うため、平成23年4月に開設した臨時災害放送局旧「名取災害FM」において、被災求職者を雇用し放送体制の整備を行うことで、復興情報等の提供の充実を図るもの。	8,480,115 円	3人

事業名(委託先)	内 容	事業費	雇用人数
市民活動支援基盤整備事業 (特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる)	市民による自主的なまちづくり活動の活性化を図るため、地域の市民活動やコミュニティ活動を支える組織を支援し、組織を担う人材を育成することで、市民活動への支援基盤を構築するもの。	7,237,904 円	4人
産業振興・復興支援事業 (名取市商工会)	仮設店舗や被災事業者の事業再開への支援を行い、中小企業等の産業振興・復興支援を図るもの。	3,675,000 円	1人
中小企業実態調査事業 (株式会社 1 社)	被災後の市内事業者の実態を把握するため、市内製造業の事業所を訪問し、業界の動向や設備投資の予定等、中小企業の実態を調査するもの。	4,446,750 円	4人
ものづくり人材育成事業 (株式会社 2 社)	復旧・復興関連事業の増加に伴う緊急的な人材ニーズに対応するため、また、被災事業者の技術的課題解決を図るため、ものづくり人材の育成を行うもの。	8,624,800 円	3人
学習機会創出事業 (尚絅学院大学)	震災後の市民の生活課題や地域が抱える現代的課題の解決を図るためサテライトキャンパス等を設置運営し、市民の高度・多様化する学習ニーズに応じたさまざまな学習機会を提供するもの。	7,560,000 円	2人

■平成26年度

事業名(委託先)	内 容	事業費	雇用人数
コミュニティ FM 復興情報充実事業 (特定非営利活動法人エフエムなとり)	平成27年3月にコミュニティFMへ移行した旧「名取災害FM」において、引き続き災害関連の情報発信を行うとともに、復興情報等の充実強化を図るもの。	61,611 円	1人
市民活動支援基盤整備事業 (特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる)	市民による自主的なまちづくり活動の活性化を図るため、地域の市民活動やコミュニティ活動を支える中核的な組織を支援し、組織を担う人材を育成することで、市民活動への支援基盤を構築するもの。	13,014,000 円	4人
被災事業者再建支援事業 (名取市商工会)	仮設店舗や仮設工場における集客事業支援や、事業所本設に向けての事業再建の支援を行い、被災事業者の再建・復興を図るもの。	3,996,000 円	1人
観光開発宣伝事業 (（一社）名取市観光物産協会)	震災で被災した市内への観光誘客と被災事業者が生産・製造する商品類の販売促進を目指し、観光客向けの情報発信や首都圏等の旅行代理店等への営業活動を行うもの。	6,231,000 円	2人

事業名(委託先)	内 容	事業費	雇用人数
震災ミュージアム等設置事業 (株式会社 1 社)	震災による被災状況・復旧・復興の状況を見学できる臨時の震災ミュージアムを仙台空港ビルに設置するもの。併せて被災事業者の販路拡大に向け観光・物産のPRを行うもの。	8,078,400 円	16人
大学等の高等教育機関と連携した生涯学習機会提供事業 (尚絅学院大学)	大学との連携により、仮設住宅等に入居している被災者へ生涯学習機会の提供を行うことで、コミュニティの再構築や新旧住民の交流を図るもの。	7,776,000 円	2人

■平成27年度

事業名(委託先)	内 容	事業費	雇用人数
コミュニティFM復興情報充実事業 (特定非営利活動法人エフエムなとり)	平成27年3月にコミュニティFMへ移行した旧「名取災害FM」において、引き続き災害関連の情報発信を行うとともに、復興情報等の充実強化を図るもの。	4,278,237 円	2人
仮設店舗等集客支援事業 (（一社）名取市観光物産協会)	仮設店舗を拠点に活動する震災語り部の活動支援を行うことで団体観光客の集客を図るとともに、仮設店舗や仮設工場における各種イベントの実施支援に取り組むことで被災事業者の再建・復興支援を行うもの。	3,510,000 円	1人
観光開発宣伝事業 (（一社）名取市観光物産協会)	震災で被災した市内への観光誘客と被災事業者が生産・製造する商品類の販売促進を目指し、観光客向けの情報発信や首都圏等の旅行代理店等への営業活動を行うもの。	8,856,000 円	2人
震災ミュージアム等設置事業 (株式会社 1 社)	震災による被災状況・復旧・復興の状況を見学できる臨時の震災ミュージアムを仙台空港ビルに設置するもの。併せて被災事業者の販路拡大に向け観光・物産のPRを行うもの。	8,452,080 円	12人
大学等の高等教育機関と連携した生涯学習機会提供事業 (尚絅学院大学)	大学との連携により、仮設住宅等に入居している被災者へ生涯学習機会の提供を行うことで、コミュニティの構築や新旧住民の交流を図るもの。	8,208,000 円	2人

■平成28年度

事業名(委託先)	内 容	事業費	雇用人数
コミュニティFM復興情報充実事業 (特定非営利活動法人エフエムなとり)	平成27年3月にコミュニティFMへ移行した旧「名取災害FM」において、引き続き災害関連の情報発信を行うとともに、復興情報等の充実強化を図るもの。	5,423,759 円	2人

事業名(委託先)	内 容	事業費	雇用人数
観光開発宣伝事業 (（一社）名取市観光物産協会)	震災で被災した市内への観光誘客と被災事業者が生産・製造する商品類の販売促進を目指し、観光客向けの情報発信や首都圏等の旅行代理店等への営業活動を行うもの。	8,856,000 円	2人
震災ミュージアム等設置事業 (株式会社 1 社)	震災による被災状況・復旧・復興の状況を見学できる臨時の震災ミュージアムを仙台空港ビルに設置するもの。併せて被災事業者の販路拡大に向け観光・物産のPRを行うもの。	8,338,680 円	12人
大学等の高等教育機関と連携した生涯学習機会提供事業 (尚絅学院大学)	大学との連携により、仮設住宅等に入居している被災者へ生涯学習機会の提供を行うことで、コミュニティの再構築や新旧住民の交流を図るもの。	8,575,200 円	2人

名取市職員が語る復興の歩み①

暮らしを支えた情報インフラ
コミュニティFM「なとらじ」

総務課 広報広聴係長（当時） 林 タケル

私は、平成24年度から臨時災害FMの運営に携わっていました。震災下、市が放送免許を取得し、必要な情報を随時、即時発信する臨時の放送局として当初は民間事業者に運営を委託していたのですが、その後地域のきめ細かい災害情報、また災害で分断してしまったコミュニティの支援、再建にも繋がる有効なツールを残したいという思いから、災害FMからコミュニティFM(CFM)へ移行を図る事業へと展開したものです。臨時放送局は当初市庁舎議会棟を演奏所としていましたが、復旧が進み業務の平常化に向かうなか、市庁舎屋上の小部屋へ移転を余儀なくされ、運営スタッフの方々は日々苦勞が絶えない状態となりました。さらには、CFM立ち上げのためにも新たな演奏所の確保も急務となりました。また運営の主体は市ではなくNPO法人が放送免許を取得し独立運営することになるため、将来的な経費の低減も考慮する必要がありました。このような条件下で場所探しに追われていましたが、前年度まで市有財産の管理業務に携わっていた経験から、庁舎の資

材倉庫の一部に事務室があったことに思い当たりました。最終的に選んだというか選択肢はほぼ無く、倉庫の外観はガレージ感もあり、塗装すればかえって親近感や面白味が出るかもしれないと思い、また、演奏所としてのスペースは十二分に広いとは言えないものの2つの収録ブースの確保が可能であり、庁舎に近く、有事の際に通信が分断しても情報の入手が比較的容易に行えるというメリットも考え、ここしかないかなと考えました。

復旧・復興事業の多くがそうであったように前例のないなか、演奏所の設計、設置工事は、放送・通信事業に携わるさまざまな人の復興支援のもと、また、その伝手も頼りながら進め、放送機材も性能と経費のバランスなど一つひとつ丁寧にアドバイスをいただきながら整備することができました。

CFMは平成27年から運営をスタートしました。開局まで、アナウンサーの研修などの人材育成や放送免許取得に係る関係機関との調整、開局後も難聴地域をカバーする中継局整備などソフト、ハード両面にわたり携わらせていただきましたが、それも全て、関わっていただいた人たちの知識、経験、そこから生まれる工夫、そして多くの方々の支援によってなされたものです。

震災後、復興に関するさまざまなイベントも中継し「なとらじ」は、復興のシンボリック存在の1つと思っています。現在は株式会社へと形態が変わりましたが、今後も市民のラジオ「市民の財産」として皆さんと繋がっていただきたいと思います。

とを痛感しました。例えば、3.11を境に住宅を失うだけでなく生業や生活そのものが大きく変化したことにより、経済的な問題や心の問題を抱える方もいます。そうした方々への生活困窮者自立支援制度の活用や心のケアなどについては、外部の専門機関と連携して支援を行っています。

熊本地震では応援職員として西原村役場で被災証明書の申請受付を担当し、「よそ者」だからこそスムーズにできることもあると気づきました。災害時の行政機関は応援職員をもっとうまく利用する仕組みを作れるとよいのではないのでしょうか。とはいえ、自然災害は自治体単位で起きるわけではありません。個別支援やコミュニティ再生を的確に行う観点からも、災害の有無を問わず、自治体の枠を超えた生活圏、文化圏を理解しておくことが大事だと考えています。

いては区画表示がなく、一度使用を始めると、区画変更をお願いする労力が膨大になることが想定されたため、慌てて区画標示番号を準備し、提供するまでに何とか間に合ったということもありました。

応急仮設住宅の入居に関しては、国の基準では、入居できるのは住家の被害が「全壊」（損壊割合50%以上）、または流失・焼失等の被害を受けた場合のみとされています。その線引きだけでは非常に難しく、「大規模半壊」では当然住める状況にはなく、「半壊」と判定されても事実上住み続けられない場合もあり、そういった方も応急仮設住宅に入居できるよう取り扱いの基準を整理する必要がありました。

仮設住宅での生活は、復旧復興までの時間が長引くことや、見ず知らずの人たちと集団的な生活をする事となるため、引きこもりや隣近所の関係性が希薄となることについても先例となる被災自治体職員の方々からアドバイスされていたので、可能な限り震災前の居住地区ごとに入居できるよう団地の割り振りを進めました。一方、住宅タイプの割り当てについては、通常では1世帯に1部屋を提供する基準ですが、住宅の間取りと家族構成がマッチしない部分がどうしても出てしまうため、基準を定め家族構成の大小に合わせ複数の部屋を提供することも行いました。それでも、入居する方々の希望に全て応えることができず、不自由な思いをした方もいたと思われます。

また、団地ごとに開催する仮設住宅入居説明会への案内通知作成、その説明会で作成してもらう契約関係書類など数々の書類準備がありました。契約

ターひより」や、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）と復興公営住宅にお住まいの方を対象とした交流サロン名取市サポートセンター「どっと.なとり」、それを支援するJOCA（公益社団法人青年海外協力協会）に毎日通って、みなさんと顔を合わせてお話しすることを続けました。また、保健師や民生委員からの聞き取りは、それまで生活再建支援課では把握し得なかった個々の困りごとを福祉的な支援へと連携させたり、自宅再建の建設地や補助金申請などの具体的な相談に応えたりすることにつながりました。

応急仮設住宅の入居時点から集約までを一貫してコミュニティ単位で行ったことは、後々の生活再建とその支援に大いに役立ちました。一方で、災害対応には自助・共助・公助の連携が不可欠といわれますが、行政の目の行き届かない部分があるこ

名取市職員が語る復興の歩み④

市民の生活再建を最優先に行政事務ではなく被災者のサポートを

——— 震災復興部 生活再建支援課（当時） 小泉 敏

平成23年4月下旬、仮設住宅管理を行うプロジェクトチームが立ち上がり、私はチーム唯一の技術職員として配属されました。既にその部署で準備を進めていた神戸市からの応援職員のアドバイスを受けながら数名の職員により手探りで仕事を進めることとなりました。

まず、県で整備した仮設住宅を被災者へ提供するための準備です。砂利敷きされた広大な土地に長屋式のプレハブ仮設住宅が建てられただけで、部屋の中には何もない無機質な状態でした。わずか数週間間に200戸、300戸と計889戸、グループホーム21戸、雇用促進住宅196戸の合計1,106戸の部屋ができあがり、鍵を管理するだけでも大変でした。

それらの仮設住宅へ、10t大型パネルトラックで日赤から届けられた家電製品6点セット（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）や、企業などからの支援物資である、こたつ、布団、毛布、鍋セット、まな板、包丁、食器、数日分の食料など多くの支援物資を、わずか数名の職員で各部屋へ運び入れたことを覚えています。また、駐車場につ

名取市職員が語る復興の歩み②

仮設住宅の建設・入居からコミュニティ再生までを支援

——— 震災復興部 生活再建支援課（当時） 鈴木 智弥

東日本大震災では応急仮設住宅の建設・入居から、さらにコミュニティ再生業務を担当しました。

震災直後は住まいを失った方たちが市内各避難所のほか、親戚宅や賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に分散していたこともあり、入居の意向集約や建設戸数の把握に手間取りました。どの自治体も同様だったと思いますが、当時は目の前の課題に制度設計が追いつかず、被災者の方々の対応と県との調整に追われる毎日でした。それでも5月3日に箱塚桜仮設住宅の入居を開始し、5月末には希望者の大半が応急仮設住宅団地等へと入居しました。

重視したのがコミュニティ単位での入居です。当時応援職員として派遣されていた神戸市職員からのアドバイスもあり、お互い交流があって同じように被災したみなさんが以前のように近隣で暮らすことで、安心して生活再建に取り組んでいただけるのではと考えたのです。団地ごとの自治会の立ち上げも支援し、そこからの要望を受けて風除室や物置を増設したり車椅子が通れるよう通路を舗装化したりするなど、居住環境の向上にも努めました。

また、外部からの炊き出しや各種イベントの申し出はすべて受け入れ、各自治会へと確実にコーディネートして喜ばれました。これは地域事情をよく知る職員が自治会などと密に連絡を取り合っ

初めて可能となったことです。一方で、みなし仮設住宅に入居する方たちに対しては支援格差を解消するため、震災翌年に空き店舗を借りて集会所を設けるなどコミュニティ再生に取り組みしました。

実は、仮設住宅の担当となった当初、主な業務は施設管理だと思っていましたが、すぐに私たちの使命は一人ひとりの暮らしの復興と、コミュニティ再生の支援なのだと気づきました。復興とはハード面だけを指すものではありません。その気づきを確かなものとしたのは、市の生活再建を長期的に支援してくださった同志社大学の立木茂雄教授との出会いです。立木教授によると、生活再建には住まいに加えて、人と人とのつながり、まちの復興、心と体のストレスの緩和、次の災害への備え、暮らしの安定、そして行政との関わりという7つの要素が不可欠だといいます。これをベースとして、市独自の「生活再建推進プログラム」を作成し、その後の復興公営住宅支援や応急仮設住宅の集約では、より個別の状況を理解したうえでの対応が求められたことから、この考えは実際の業務を進めるうえで非常に大きな指針となりました。要支援者・高齢者の見守りなどは必要に応じて福祉分野と連携し、現在に至っています。

東日本大震災の後、熊本地震や北海道胆振東部地震、そして能登半島地震の被災自治体への応援派遣も経験しました。それらを通して感じたのは、1つには建物被害の判定基準の課題です。徐々に被災者にとって有利な制度に改定されてきたとはいえ、基準の壁によって本当に支援を必要とする人が支援を受けられないというケースを見聞しました。それぞれ地域事情が異なるため、一律の制度が当てはまらない場合もあると思います。

解決する個別対応の段階に入っていました。同課は市被災者支援連絡会事務局として、生活支援・相談機関や生活健康・福祉支援機関、行政の各部署、さらに外部の支援団体と情報を共有しながら調整を図っていましたが、それをさらに適切かつ総合的に進めるには、個別の課題や支援状況を把握できる詳細な台帳を改めて整備する必要があったのです。

その被災者台帳に基づいて情報の橋渡しをし、被災者を支援する方たちの支援をすることも重要な業務でした。見守り支援や仮設住宅自治会をつなぐ市社会福祉協議会の「なとり復興支援セン

名取市職員が語る復興の歩み③

支援者を支援するデータを構築 自助・共助・公助を橋渡し

——— 震災復興部 生活再建支援課（当時） 中澤 真哉

平成26年に名取市役所に入庁し、生活再建支援課に配属されました。最初の仕事は被災者台帳のデータ化とその管理です。当時は緊急的な支援の時期を過ぎ、一人ひとりの抱える問題を確実に

書、保証人的意味合いの緊急時連絡先、入居する家族の氏名、年齢、職業、電話番号等を記載する入居台帳、当然不足があってはいけないし、未記入のままではその後入居者と連絡が取れなくなることもあるので用意周到に作っては印刷、一つの封筒に10種類程度の書類、鍵、部屋の使い方の説明書など、団地ごとに全部屋分を事前準備していましたが、説明会の直前まで時間がかかってしまったこともありま

した。本市で最初に入居を開始した仮設住宅団地が箱塚桜団地（県名称：県立精神医療センターグラウンド）で、平成23年5月3日（火）9時30分の入居説明会後に入居開始、本市最終となる仮設住宅団地の植松入生団地（県名称：NTTグラウンド）では、平成23年7月16日（土）9時30分の入居説明会後に入居を案内することができました。プロジェクトチームの業務開始からこれら仮設住宅への入居が完了するまでの約3か月間は、一緒に働いた同僚たちみんなが、これまで経験したことのない仕事に全力で向き合った時間でした（その後、入居者の最終退去日である令和2年4月28日までの約9年間、応急仮設住宅として使用されました）。

また、同時進行で進められたみなし仮設住宅（民間賃貸住宅の仮設住宅扱い）の入居手続き事務についても、県で定めた手続きの窓口となっていたため、連日申込みに大勢の被災者の方々が来庁しました。日々変化する申請基準等に翻弄されながら、申込書類の審査、不備事項についての説明、時には不動産事業者への問い合わせ、県への確認と怒涛の日々だったように記憶しています。通常業務時間は窓口受付等で被災者の方々の対応、定時後にその後の事務手続き処理となってしまう、1日の業務終了時間が真夜中となることが珍しくありませんでした。

他方で並行して進めていた住宅の応急修理制度の業務については、通常は市が行う業者の手配を申請者自身に行ってもらようよう申請方法を変更し、手続きなどにかかる時間を短縮しました。申請受付開始の平成23年5月9日から受付終了の平成24年1月31日までで、申請受理件数444件、最終修理完了が

平成25年3月29日でした。

いずれについても、何よりも優先したのは市民の生活再建及び負担軽減、そして暮らしの早期安定です。基準や制度にのっとただけでは被災者の生活安定を取り戻すことはできません。状況は一人ひとり異なるため、個人の声を聞き、どのような支援ができるのかを考えながら取り組んだ業務でした。

仮設住宅の環境整備については、住民が常に歩くところが砂利敷きのままで転倒する年配の方が多く、生活に支障があるため早々に県及び国に改善要望をしました。その後、風除室整備やエアコン2台目の整備、お風呂の追い炊き機能の整備など、後から国に整備を認められ、追加整備の契約を団地ごとに行いましたが、住民との調整に時間がかかったことを記憶しています。この時までは、応急仮設住宅は最低限の整備しか認められていなかったようですが、その後の災害から環境整備が強化されることとされたようです。

この応急仮設住宅へ足しげく通い生活環境整備を進めていくなかで、入居者の健康や住民交流の不十分さなどといった課題を感じ、支援活動を実施していた日本訪問看護財団や保健センターに住民の健康状態を繋いだり、仮設住宅内の見守り活動の必要性を感じ、集会所を拠点とする団地内巡回や見守り活動業務を社会福祉協議会に委託し、みなし仮設住宅についても訪問活動や拠点となる集会施設を準備し被災者の支援を行いました。私たちチームが仮設住宅を巡回することを実施したり、仮設住宅での不具合対応や、エアコンの取り付け工事などで入居者と直接接する機会が多かったからこそ、これらの課題にいち早く気付けたのかもしれません。

おそらく、この仕事に正解はありません。災害救助法は最低限度の基準で物事が定められています。その制度や基準だけでは、被災者を助けることはできません。その人たちに寄り添えるか、どうすれば助けることができるか、を行政の立場ではなく一般の目線で考える必要があります。被災者に対して何ができるか、何のサポートができるかがこの仕事に携わる者の役割なのだと思います。



増田サロンで行われたお茶っこのみ



美田園サロンで行われた流しそうめん



関上サロンオープンイベント（平成29年8月18日）



関上サロンで行われた「エコでちぎり絵」

2 恒久的な住宅への移行支援

東日本大震災で住まいを失った市民への対応として、市は災害公営住宅の整備を推進した。下増田地区では、防災集団移転促進事業を柱に検討を進め、仙台空港アクセス線美田園駅北側(美田園北地区)の移転先団地で災害公営住宅の整備を進めることとした。一方、現地再建を検討していた閑上地区では、当初、被災市街地復興土地区画整理事業の実施に合わせ、区画整理区域内で公営住宅の整備を進めることとしていたが、津波被害を受けた閑上地区には戻りたくないという住民の声を受け、最終的には区画整理区域内に463戸、区画整理区域外の高柳地区に100戸の災害公営住宅の整備を行った。

また、被災者の住まいの再建に当たり、市は、災害公営住宅の家賃の軽減や住宅の購入に対する利子補給、引越費用の助成等の支援を行った。

1 災害公営住宅の整備

災害公営住宅(「復興公営住宅」と呼称される場合もある)は、災害で家を失った被災者に低廉な家賃で貸し出す公の賃貸住宅であり、市は、新たに創設された東日本大震災復興交付金制度を活用し災害公営住宅の整備を進めた。防災集団移転促進事業を柱に被災地域の復旧・復興の検討を進めていた下増田地区の北釜・広浦・杉ヶ袋南・杉ヶ袋北各地区は、仙台空港アクセス線美田園駅北側の移転先で災害公営住宅の整備を進めた。一方、現地再建によるまちづくりを目指して

いたものの、現地再建に反対する意見も多かった閑上地区では、当初は、閑上地区の被災市街地復興土地区画整理事業区域内に、全ての災害公営住宅を整備する方針としていたが、津波被害を受け、閑上地区に戻ることを躊躇する住民の声もあったことから、閑上地区の西方内陸側に位置する高柳地区にも災害公営住宅の整備を行うこととなった。

また本市では当初、閑上地区内に900戸の災害公営住宅を整備する計画としていたが、復興の長期化に伴い、徐々に閑上を離れ、地区外や市外に新たな生活の場所を求める市民が相次いだことから、最終的に市が整備した災害公営住宅の戸数は、閑上地区の463戸(戸建178戸・集合285戸)に高柳地区の100戸(戸建50戸・集合50戸)、下増田地区の92戸(戸建42戸・集合50戸)の655戸(戸建270戸・集合385戸)となった。

災害公営住宅の整備手法には、直接建設方式、買取方式、借上げ方式などがあるが、戸建の災害公営住宅の整備については、地元事業者等で設立した(一社)名取市復興公営住宅建設推進協議会が建設した住宅を買い取る手法を採用した。この協議会方式は地域振興の観点からも有効な手法となった。また、下増田地区及び高柳地区の集合住宅は、独立行政法人都市再生機構(通称「UR都市機構」)からの買取りによる整備を、閑上地区の集合住宅については、事業主である市の意向を細部まで反映できる直接建設方式を採用した。各災害公営住宅の整備概要は次のとおりである。

■災害公営住宅整備概要

○下増田地区災害公営住宅

1)集合住宅(美田園北団地)

- ・契約形態:UR都市機構からの譲渡契約
- ・契約日:平成26年5月28日
- ・譲渡代金:12億4,321万1,760円
- ・構造:鉄筋コンクリート造(5階建て)
- ・戸数:50戸

1LDKまたは2DK	10戸(約50㎡)
2LDKまたは3DK	28戸(約65㎡)
3LDKまたは4DK	10戸(約80㎡)

車椅子対応(2LDK) 2戸(約65㎡)

・契約工期:平成26年6月～平成27年7月

※平成27年7月30日に鍵引き渡し式を開催

2)戸建住宅(美田園北団地)

- ・契約形態:(一社)名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
- ・契約日:平成26年6月13日
- ・譲渡代金:7億4,763万9,000円
- ・構造:木造(平屋または2階建て)
- ・戸数:42戸

1LDK(平屋)	4戸(約50㎡)
----------	----------



下増田地区災害公営住宅 集合住宅(美田園北団地)



下増田地区災害公営住宅 戸建住宅(美田園北団地)

2LDK(平屋) 14戸(約65㎡)
2LDK(2階建て) 11戸(約65㎡)
3LDK(2階建て) 13戸(約80㎡)
・契約工期:平成26年7月～平成27年3月
※平成27年3月20日に鍵引き渡し式を開催

○高柳地区災害公営住宅

1)集合住宅(高柳東団地)

・契約形態:UR都市機構からの譲渡契約
・契約日:平成27年12月1日
・譲渡代金:13億475万2,000円
・構造:鉄筋コンクリート造(5階建て)
・戸数:50戸

1LDKまたは2DK 15戸(約50㎡)
2LDKまたは3DK 28戸(約65㎡)
3LDKまたは4DK 5戸(約80㎡)
車椅子対応(2LDK) 2戸(約65㎡)
・契約工期:平成28年1月～平成29年5月
※平成29年6月1日に鍵引き渡し式を開催

2)戸建住宅(高柳西団地)

・契約形態:(一社)名取市復興公営住宅建設推進
協議会からの譲渡契約
・契約日:平成28年2月23日
・譲渡代金:9億6,336万円
・構造:木造(平屋または2階建て)
・戸数:50戸

1LDK(平屋) 2戸(約50㎡)
2LDK(平屋Aタイプ) 13戸(約65㎡)
2LDK(平屋Bタイプ) 12戸(約65㎡)
2LDK(2階建て) 7戸(約65㎡)
3LDK(2階建て) 16戸(約80㎡)
・契約工期:平成28年4月～平成29年1月
※平成29年1月25日に鍵引き渡し式を開催

○閑上地区災害公営住宅

1)集合住宅第1期(閑上中央第一団地)

・契約形態:工事請負契約(設計・施工一括型)

・契約日:平成27年12月15日
・契約先:鴻池組・大慎組共同企業体
・契約額:39億9,600万円
・構造:鉄筋コンクリート造(6階建て4棟、集会所
整備を含む)
・戸数:140戸

1LDKまたは2DK 50戸(約50㎡)
2LDK 21戸(約65㎡)
2LDKまたは3DK 56戸(約65㎡)
3LDKまたは4DK 9戸(約80㎡)
車椅子対応(2LDK) 4戸(約65㎡)
・契約工期:平成27年12月～平成29年7月
※平成29年7月15日に鍵引き渡し式を開催

2)集合住宅第2期(閑上中央第一団地)

・契約形態:工事請負契約(設計・施工一括型)
・契約日:平成28年6月1日
・契約先:鴻池組・大慎組共同企業体
・契約額:9億9,144万円
・構造:鉄筋コンクリート造(6階建て1棟)
・戸数:40戸

1LDKまたは2DK 20戸(約50㎡)
2LDK 10戸(約65㎡)
2LDKまたは3DK 10戸(約65㎡)
・契約工期:平成28年6月～平成29年12月
※平成29年11月17日に鍵引き渡し式を開催

3)集合住宅第3期(閑上中央第二団地)

・契約形態:工事請負契約(設計・施工一括型)
・契約日:平成29年6月20日
・契約先:鴻池組・大慎組共同企業体
・契約額:29億736万円
・構造:鉄筋コンクリート造(6階建て2棟)
・戸数:105戸

1LDKまたは2DK 45戸(約50㎡)
2LDK 30戸(約65㎡)
2LDKまたは3DK 20戸(約65㎡)
3LDKまたは4DK 10戸(約80㎡)



高柳地区災害公営住宅 集合住宅(高柳東団地)



高柳地区災害公営住宅 戸建住宅(高柳西団地)



閑上地区災害公営住宅 集合住宅(第1期・第2期 閑上中央第一団地)

・契約工期：平成29年6月～平成30年11月
※平成30年12月8日に鍵引き渡し式を開催

4) 戸建て住宅第1期その1 (関上西第一団地)

・契約形態：(一社)名取市復興公営住宅建設推進
協議会からの譲渡契約

・契約日：平成27年12月1日

・譲渡代金：4億8,168万円

・構造：木造(平屋または2階建て)

・戸数：25戸

1LDK(平屋) 2戸(約50㎡)

2LDK(平屋Aタイプ) 4戸(約65㎡)

2LDK(平屋Bタイプ) 6戸(約65㎡)

2LDK(2階建て) 5戸(約65㎡)

3LDK(2階建て) 8戸(約80㎡)

・契約工期：平成27年12月～平成28年6月

※平成28年6月30日に鍵引き渡し式を開催

5) 戸建て住宅第1期その2 (関上西第一団地)

・契約形態：(一社)名取市復興公営住宅建設推進
協議会からの譲渡契約

・契約日：平成28年2月23日

・譲渡代金：9億7,848万円

・構造：木造(平屋または2階建て)

・戸数：52戸

1LDK(平屋) 1戸(約50㎡)

2LDK(平屋Aタイプ) 14戸(約65㎡)

2LDK(平屋Bタイプ) 13戸(約65㎡)

2LDK(2階建て) 6戸(約65㎡)

3LDK(2階建て) 18戸(約80㎡)

・契約工期：平成28年4月～11月

※平成28年10月28日に鍵引き渡し式を開催

6) 戸建て住宅第1期その3 (関上西第一団地)

・契約形態：(一社)名取市復興公営住宅建設推進
協議会からの譲渡契約

・契約日：平成29年2月28日

・譲渡代金：2億6,352万円

・構造：木造(平屋または2階建て)

・戸数：13戸

1LDK(平屋) 1戸(約50㎡)

2LDK(平屋Aタイプ) 4戸(約65㎡)

2LDK(平屋Bタイプ) 3戸(約65㎡)

2LDK(2階建て) 1戸(約65㎡)

3LDK(2階建て) 4戸(約80㎡)

・契約工期：平成29年5月～12月

※平成29年12月5日に鍵引き渡し式を開催

7) 戸建て住宅第2期その1・その2 (関上中央第二団地)

・契約形態：(一社)名取市復興公営住宅建設推進
協議会からの譲渡契約

・契約日：平成28年9月2日

・譲渡代金：8億8,182万円

・構造：木造(平屋または2階建て)

・戸数：47戸

1LDK(平屋) 1戸(約50㎡)

2LDK(平屋Aタイプ) 19戸(約65㎡)

2LDK(平屋Bタイプ) 20戸(約65㎡)

2LDK(2階建て) 3戸(約65㎡)

3LDK(2階建て) 4戸(約80㎡)

・契約工期：平成28年9月～平成29年5月

※平成29年5月9日に鍵引き渡し式を開催

8) 戸建て住宅第2期その3 (関上西第二団地)

・契約形態：(一社)名取市復興公営住宅建設推進
協議会からの譲渡契約

・契約日：平成29年6月20日

・譲渡代金：4億7,304万円

・構造：木造(平屋または2階建て)

・戸数：25戸

1LDK(平屋) 1戸(約50㎡)

2LDK(平屋Aタイプ) 9戸(約65㎡)

2LDK(平屋Bタイプ) 9戸(約65㎡)

2LDK(2階建て) 5戸(約65㎡)

3LDK(2階建て) 1戸(約80㎡)



関上地区災害公営住宅 集合住宅(第3期 関上中央第二団地)



関上地区災害公営住宅 戸建住宅(第1期 関上西第一団地)



関上地区災害公営住宅 戸建住宅(第2期 関上中央第二団地)

- ・契約工期：平成29年7月～平成30年2月
 - ※平成30年3月10日に鍵引き渡し式を開催
- 9)戸建て住宅第3期(関上中央第二及び西第二団地)
- ・契約形態：(一社)名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
 - ・契約日：平成30年3月9日
 - ・譲渡代金：3億2,800万円
 - ・構造：木造(平屋または2階建て)
 - ・戸数：16戸
- | | |
|--------------|----------|
| 2LDK(平屋Aタイプ) | 5戸(約65㎡) |
| 2LDK(平屋Bタイプ) | 8戸(約65㎡) |
| 2LDK(2階建て) | 2戸(約65㎡) |
| 3LDK(2階建て) | 1戸(約80㎡) |
- ・契約工期：平成30年3月～12月
 - ※平成30年12月8日に鍵引き渡し式を開催

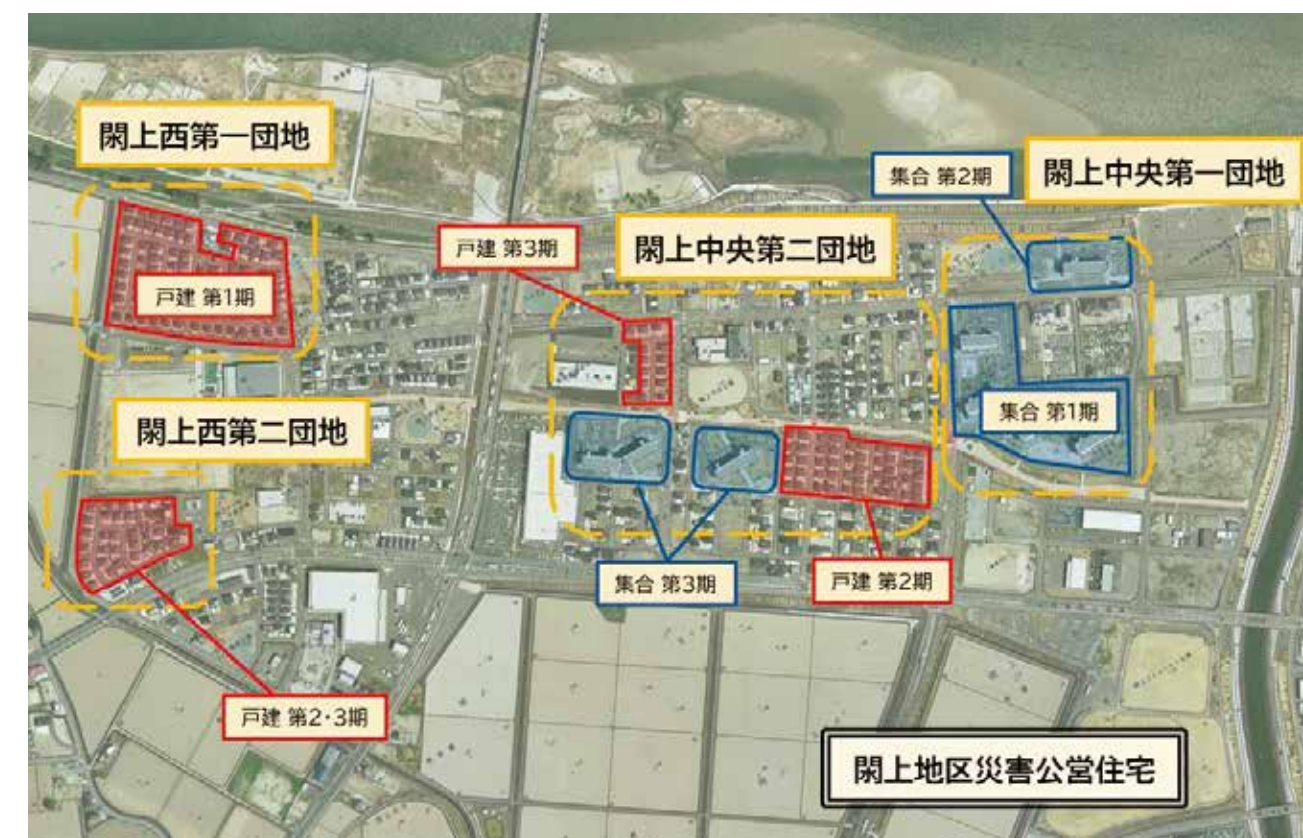


関上地区災害公営住宅 戸建住宅(第2期 関上西第二団地)



関上地区災害公営住宅 戸建住宅(第3期 関上中央第二団地)

■災害公営住宅配置図(関上地区)



■災害公営住宅配置図(高柳地区)





2 災害公営住宅の家賃

災害公営住宅の家賃は、一般的な公営住宅と同様に入居者の収入・世帯構成と住宅の規模・立地等により設定されるのが通例であるが、東日本大震災においては、特に収入が低い被災者を対象に、特別低減を措置できる制度が設けられた。

災害公営住宅家賃低廉化事業

災害公営住宅の建設に当たっては、建設費(用地費、造成費を含む)の87.5%が東日本大震災復興交付金で手当てされたほか、「災害公営住宅家賃低廉化事業」として、当該住宅の家賃と近傍同種家賃との差額についても、管理開始から20年は復興交付金で手当てされることになり(建築後5年間は87.5%、その後の15年間は83.3%)、入居者の居

住の安定確保が図られた。市では、災害公営住宅家賃低廉化事業で得られた財源について、基金(市営住宅建設基金)への積み立てを行っており、震災により大規模な整備を行った災害公営住宅の将来の改修費等に充てることにしている。

東日本大震災特別家賃低減事業

東日本大震災では、応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者の速やかな生活再建を目指し、新たに「東日本大震災特別家賃低減事業」が創設された。これは、災害公営住宅の家賃(法定家賃)を、一定期間、入居者が無理なく負担できる水準まで市町村が減免措置を講じた場合、減免に伴う減収額の75.0%が復興交付金で手当てされるもので、交付金の対象期間は管理開始後10年間(6年目以降

は段階的に減免額を縮小)とされている。

そのようななか、市は入居者が置かれた状況や周辺市町の動向を踏まえ、減免期間を独自に20年間まで延長することを決定、平成31年4月の議員協議会で当該方針に係る説明を行った。なお、減免は、管理開始後12年目以降、20年目まで段階的に縮小することを予定している。

収入超過者への対応

東日本大震災では、通常では公営住宅に入居できない「収入超過者(公営住宅法第28条、同法施行令第8条)」も、入居者資格の緩和措置により特例的に入居が認められた。一方、東日本大震災の被災者であっても、入居から3年を経過して「収入超過者」に該当すると、家賃の割増しを受けることになり、また、入居から5年以上を経過し、収入がさらに高額な被災者にとっては「高額所得者(公営住宅法第29条、同法施行令第9条)」として住居の明け渡しが必要になる。

このようななか、市は入居者が置かれた状況や周辺市町の動向を踏まえ、「収入超過者」に本来家賃を適用するまでの期間を独自に20年間まで延長し、その間は割増家賃分の減免措置を講じることを決定、平成31年4月の議員協議会で説明を行った。なお、割増家賃分の減免は、入居後12年目以降、段階的に縮小することを予定している。

3 その他の住宅再建支援

市では、津波浸水区域で被災した全壊・大規模半壊等の世帯のうち、災害危険区域で被災した世帯に対し、防災集団移転促進事業により宅地の買取りを行ったほか、同事業の支援メニューを活用し、住宅の再建(建設・購入)に要する借入金利子や引越し代等の移転費用に対し、補助金による支援措置を講じた。また、同じく災害危険区域で被災したものの、防災集団移転を選択せず、移転先団地以外の場所で住宅の再建を行った世帯に対しては、がけ地近接等

危険住宅移転事業により、同様の支援を行った。

防災集団移転促進事業とがけ地近接等危険住宅移転事業のいずれにも該当しない世帯(災害危険区域以外で住宅再建を行った世帯や災害危険区域の指定前に住宅再建を行った世帯)には、震災復興特別交付税等を財源に宮城県が造成した基金(東日本大震災復興基金)から市町村に交付された「東日本大震災復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)」を活用し、市独自の再建支援を展開することで対応した。

東日本大震災復興基金交付金は、災害復旧事業や復興交付金事業の対象とならないソフト事業にも活用可能な自由度の高い交付金として平成23年12月に創設、名取市には10億8,547万6,000円が交付された。震災復興の推進に向け多方面で活用していたが、「東日本大震災復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)」は、津波被災地域の住民の定着促進を目的に、国から県に1,047億円(宮城県分は709億円)に上る追加の財政支援が講じられたことにより、平成25年3月に新たに創設されたものであった(名取市には津波浸水区域内の世帯数(災害危険区域内の世帯数を除く)等に基づき37億5,000万円が交付された)。

「東日本大震災復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)」の創設前は、防災集団移転促進事業とその他の事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)との間で、制度上、実施可能な支援策の内容に重大な開きがあり、復興の進捗を妨げる大きな課題となっていたが、当該交付金が新たに措置されたことで、市は防災集団移転促進事業の対象外となる区域の被災者を含め、津波被災区域で被災した被災者の住宅支援を大きく前に進めることができた。

なお、防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、東日本大震災復興基金交付金事業(津波被災住宅再建支援分)のいずれにも該当しない被災者(住宅再建に当たり金融機関から資金の借り入れを行わなかった世帯や賃貸住宅への入居者)には、「東日本大震災復興基金交付金(一般分)」により、別途支援を行った。

■住宅再建に向けた支援策(防災集団移転促進事業)

支援内容	補助金額
災害危険区域内の家屋の取り壊しに要する費用及び住居の移転に伴う家財道具の運搬に要する費用（最大 802 千円）	113 戸 470,884 千円 （ 閑上 43 戸 172,781 千円） （ 下増田 70 戸 298,103 千円）
住宅の建設又は購入を目的とした資金を借り入れた場合の利子（最大 4,750 千円）	
住宅用地の購入又は造成を目的とした資金を借り入れた場合の利子（最大 2,657 千円）	

■住宅再建に向けた支援策(がけ地近接等危険住宅移転事業)

支援内容	補助金額
災害危険区域内の家屋の取り壊しに要する費用及び住居の移転に伴う家財道具の運搬に要する費用（最大 802 千円）	178 戸 532,032 千円 （閑上 138 戸 392,584 千円） （ 下増田 40 戸 139,448 千円）
住宅の建設又は購入を目的とした資金を借り入れた場合の利子（最大 4,750 千円）	
住宅用地の購入又は造成を目的とした資金を借り入れた場合の利子（最大 2,657 千円）	

■住宅再建に向けた支援策(東日本大震災復興基金交付金事業(津波被災住宅再建支援分))

支援内容	補助金額
津波被災地域に居住する世帯が宅地を嵩上げ（曳家を含む。）する場合に工事費の一部を補助（最大 1,000 千円（曳家は最大 2,500 千円））	113,462 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯が金融機関から資金を借入れした場合に利子相当額を補助（最大 3,500 千円）	392,090 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯が金融機関から資金を借入れしない場合に取得費の一部を補助（最大 1,500 千円）	219,857 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、震災前の居住地に住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯に取得費の一部を補助（最大 1,000 千円）	121,804 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯に家財道具の運搬に要する費用を補助（最大 500 千円）	91,156 千円
災害危険区域指定前に移転し、住宅再建をする世帯で金融機関等から資金を借入れした場合に利子相当額を補助（最大 3,500 千円）	567,998 千円
災害危険区域指定前に移転し、住宅再建をする世帯で金融機関から資金を借入れない場合に取得費の一部を補助（最大 1,500 千円）	321,338 千円

支援内容	補助金額
災害危険区域指定前に移転し、住宅再建をする世帯で金融機関等から資金を借入れした場合に利子相当額を補助（最大 1,000 千円）※土地取得分	154,282 千円
災害危険区域指定前に移転した世帯に家財道具の運搬に要する費用を補助（最大 500 千円）	131,918 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を補修する全壊・大規模半壊世帯が金融機関等から資金を借入れした場合、利子相当額を補助（最大 1,750 千円）	2,983 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を補修する全壊・大規模半壊世帯が金融機関等から資金を借入れしない場合、補修費の一部を補助（最大 750 千円）	26,557 千円
津波被災地域で被災し又は災害危険区域指定前に移転し住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯が金融機関等から資金を借入れした場合、利子相当額を補助（最大 3,500 千円）※転入者	232,829 千円
災害危険区域指定前に移転し、住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯が金融機関等から資金を借入れした場合、利子相当額を補助（最大 1,000 千円）※転入者	42,557 千円
津波被災地域で被災し又は災害危険区域指定前に移転し、住宅を再建する世帯が金融機関等から資金を借入れしない場合、取得費の一部を補助（最大 1,500 千円）※転入者	178,982 千円
津波被災地域で被災又は災害危険区域指定前に移転した世帯に家財道具の運搬に要する費用を補助（最大 500 千円）※転入者	43,052 千円
合 計	2,640,865 千円

■住宅再建に向けた支援策(東日本大震災復興基金交付金事業(一般分))

支援内容	補助金額
津波被災地域で被災し、防災集団移転促進事業により当該移転先に住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯に対し、取得費の一部を補助（最大 1,500 千円）	107,851 千円
津波被災地域で被災し、自己の居住用のために賃貸住宅に入居し 18 歳未満の子と同居する者に対し、家賃の一部を補助（最大 10 千円 / 月 ×36 か月）	16,386 千円
津波被災地域で被災し、市内で自己の居住用のために賃貸住宅に入居する者に対し、家財道具の運搬に要する費用を補助（最大 500 千円）	449 千円
合 計	124,686 千円

震災を機に緊急的に655戸の公営住宅を建設しました。現状、名取市は人口が増加傾向にあります。しかし、もし人口が減少した場合には公営住宅の供給過剰が起こることも考えられます。将来的には供給量のバランスも検討していかなければならないでしょう。

防災集団移転が決まった下増田地区を先行して整備し、続いて閑上地区の住宅建設にあたりました。特に閑上地区に関しては、区画整理や造成の段階から工期に遅れが生じたことで住宅の完成が遅れてしまい、入居希望者には長い期間お待たせすることとなってしまいました。市民の方に今後のまちづくりの見通しをお示ししようと早々に住居の抽選会を実施したのにもかかわらず、実際はなかなか入居ができず、結果的にご迷惑をおかけしてしまいました。当時のことを振り返ると、各担当が連携を密にし、工事の進捗状況や遅延の理由などを細かく情報公開していれば、市民の方の不安も少しは軽減できたのではないかと思います。

震災復興部は、8割が他自治体からの応援職員で構成されていました。震災から15年たち定年を迎え退職した職員も多くいます。震災復興部に所属していた市職員は今ではずいぶん減ってしまいました。震災復興事業で培われた経験やノウハウを次の代にどう伝え残していくかがこれからの課題だと思っています。

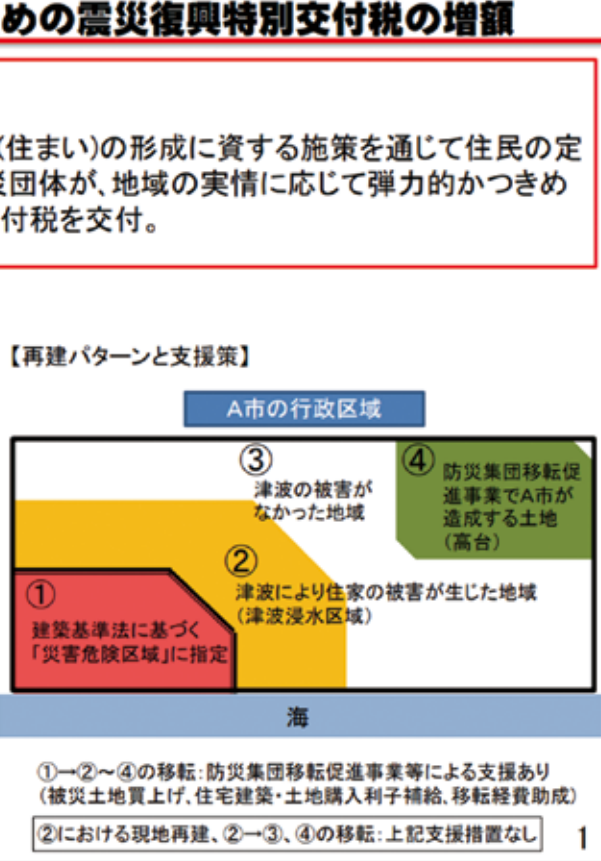
名取市職員が語る復興の歩み⑤

安心の住まいを
いち早く届けたいのに……
工期の遅れに歯がゆい思い

—— 震災復興部 復興まちづくり課長（当時） 郷内 秀稔

震災から3年が経過した平成26年4月、私は震災復興部復興まちづくり課復興住宅班長に就任しました。災害公営住宅事業における住宅班の業務は、入居希望者の方から間取りなどの要望を聞き取り、それに見合った住戸を建設することです。土地を確保し、造成し、設計して建設する、この一連の流れのアンカー役が私たち住宅班です。

建設する住戸数と入居希望数の過不足が生じないよう、建設戸数の調整には非常に苦勞しました。例えば集合住宅の場合、配管等の都合上、縦の列は各階とも同じ間取りにしなければならず、5階建てであれば同じ間取りの住戸を5の倍数で造ることになります。入居希望の偏りが出て余ったり逆に少なかったりしないよう、建設戸数決定の最終段階まで調整を重ねました。それでも入居希望者の都合で建設後にキャンセルが出てしまったため、追加募集や一般入居者を公募して空き家をなくすよう努めました。



生活再建支援策について

津波浸水区域において被災した全壊・大規模半壊の世帯に対して、住宅の適切な再建と生活再建費用の負担軽減を図るため、名取市の復興方針に基づき生活再建支援を行います。〈支援内容は【別表】のとおり〉

なお、災害危険区域における被災世帯については、防災集団移転促進事業（以下、助産）及びがけ地近接等危険住宅移転事業（以下、がけ近）による支援策があるため、この支援策は適用されません。

ただし、支援内容のうち「浸水区域内で再建する方の住宅再建にかかる取得補助②」及び「災害危険区域指定前に個別移転された世帯（がけ近道）」は本支援策の対象となります。

申請手続き等については、現在準備を進めておりますので、あらためて皆様にお知らせいたします。

【別表】

■対象者：津波浸水区域で被災した全壊・大規模半壊世帯

	補助率	上限額	備 考
1. 住宅を新たに再建する方			
土地取得・住宅再建にかかる資金を金融機関等から借入した場合、利子相当額を補助します	-	350万円	
土地取得・住宅再建にかかる資金を金融機関等から借入した場合、利子相当額を補助します	1/10以内 (※) 借入総額の10%以内	150万円	
浸水区域内で再建する方			
上記、利子相当額を補助することや取得補助②を補助することに加え、住宅再建にかかる取得補助②を併用します	1/10以内 (※) 借入総額の10%以内	100万円	
2. 現在の住宅を再建する方			
住宅再建にかかる資金を金融機関等から借入した場合、利子相当額を補助します	-	175万円	
住宅再建にかかる資金を金融機関等から借入した場合、利子相当額を補助します	1/10以内 (※) 借入総額の10%以内	75万円	
3. 宅地から上げ家を行う方			
復興事業区域以外の世帯で、宅地のひき上げ等を行う場合、工事費を補助します	1/2以内	150万円	〈借入者の場合〉 総額250万円
4. 災害公営住宅（戸建・集合）や民間賃貸住宅にお住まいになる方			
市内在住で高校生以下の子どもと同居する世帯に対する支援を補助します	1/2以内 (3年以内)	月1万円	
5. 引越された方			
被災世帯の引越費用を補助します	-	50万円	

※「利子相当額の補助」や「取得補助①」、「取得補助②」、「引越費用」の用語の定義を別表に記載していますので、あわせてご確認ください。

名取市復興だより

心からの笑顔求めて、新たな未来へ

＜第17号＞

平成25年5月

発行・編集

名取市震災復興部

電話：022-290-2002

発行のお知らせ

名取市の復興に向け、市民の皆さんとの連携を図るため、月1回発行している復興だよりを、被災者生活再建支援会に提供しています。

発行のお知らせ

名取市 震災復興部 復興まちづくり課 区画整理班 まで

電話（022）290-2092

名取市復興だより(平成25年5月 第17号より)

1 心と体のきめ細かなケア



東日本大震災による生活環境の変化は、被災者の心身に大きな影響を及ぼした。こうした状況を踏まえ、市は被災者の健康状態を把握し、その改善を図るため、健康調査をはじめ、健康管理、心のケア、心身の健康づくりの支援などに取り組んだ。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による市民の健康不安を解消するため、空間放射線量や食品の放射線量等の測定を行った。

1 健康調査の実施

東日本大震災の発災後、市内では、市職員をはじめ、医師、歯科医師、看護師等の医療従事者、さらには多くのボランティアが連携し、医療支援、健康相談、感染症対策、心のケアなどの対応に当たった。各地の避難所では、名取市医師会による巡回診療や、全国から派遣された保健師が滞在型の体制で被災者の健康管理を担った。また、食生活改善推進員による野菜料理の炊き出しや、運動サポーターによるエコノミー症候群予防活動なども行われた。応急期を脱し避難生活が長期化するなか、被災者の心身のケアは、衛生・防疫対策から、生活習慣病の予防、高齢者の健康維持、孤立化・孤独死の予防など、より中長期的視点に立った取り組みが求められた。

市は、被災者の健康状況の実態を把握するため、県と協働で応急仮設住宅、民間賃貸住宅、災害公営住宅等の入居者を対象とする健康調査を継続的に実施した。調査の結果、特にプレハブ仮設住宅では、独居高齢化率、治療中断、心の問題、飲酒などの項目で、他の市町村の平均を上回ることもあり、要介護者・自死・孤立化・DVなどの増加が懸念された。

市は、入居者の健康状況を把握するために健康調査の結果を活用し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結び付けるとともに、集団健康教育や相談等の事業を実施した。保健センターや生活再建支援課が中心となり、健康支援に関わる各関係機関が連携、被災者の健康状況の把握及び要フォロー者の対応に当たった。

2 被災者の健康管理

名取市社会福祉協議会は、主にプレハブ仮設住宅に入居する被災者の見守り・コミュニティ活動を支援するため、平成23年8月、「なとり復興支援センターひより」を立ち上げた。また平成24年4月、市は震災復興部生活再建支援課内に被災者サポートセンター「どっとなとり」を設置、民間賃貸住宅に入居する被災者や、在宅被災者、住まい再建済みの被災者などを対象に、戸別訪問等を実施した。事業の実施にあたっては、看護師や社会福祉経験のある生活相談員を配置し、関係機関との連携を図りながら、被災者のニーズ調査や専門職による訪問支援、相談業務を実施した。また、公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）への委託により、常設サロン、移動サロンの運営を通じたコミュニティ支援を行った。市は、被災者支援連絡協議会を定期に開催し、それぞれの取組を通じて得られた被災者の心身の健康状態を関係機関で共有した。直営の被災者サポートセンター「どっとなとり」は、全ての仮設住宅の閉鎖が見込まれた令和2年3月まで事業を継続した（最後の仮設住宅入居者が、退去したのは令和2年4月28日であった）。

プレハブ仮設住宅入居者の健康管理については、公益財団法人日本訪問看護財団に委託し、健康調

査、健康相談、個別訪問などを行った。月1回の情報交換会（通称「JK会」）では、各機関の取組を通して得られた被災者の心身の状況を支援者間で共有、公益財団法人日本訪問看護財団、生活再建支援課、保健センター、名取東地域包括支援センター、みやぎ心のケアセンターの各担当者や、生活支援相談員などが出席し、各機関が連携を図りながら被災者の健康管理に当たった。問題が複雑で深刻なケースは、多機関の連携強化により対応し、介護保険などのサービスが円滑に利用できると認められるケースでは、徐々に通常の在宅支援に切り替えていった。

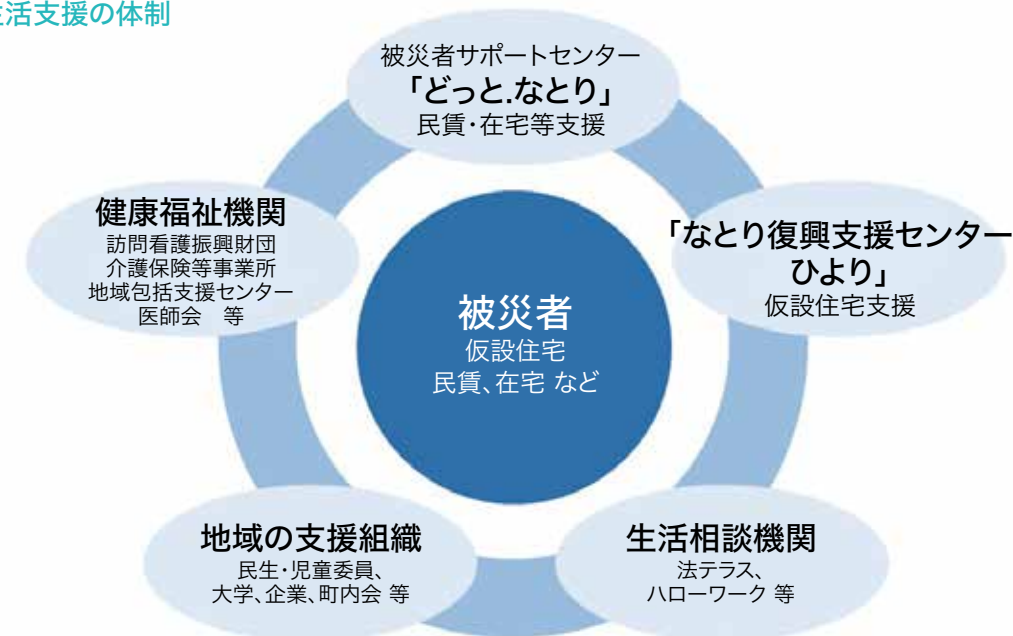
「なとり復興支援センターひより」による見守り活動は、令和2年3月まで続けられ、プレハブ応急仮設住宅で生活する被災者の心身の支えとなった。

公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）による見守り活動は、財源である被災者支援総合交付金が終了する令和7年度まで続けられ、サロンの運営を通じた住民相互のコミュニティ形成に向けた支援が行われた。



サロンでの大学生との交流

■被災者生活支援の体制



3 被災者の心のケア

震災後、被災者の孤立化・孤独死などのメンタル問題の増加が見込まれ、自死に関する懸念が高まるなか、市は「被災者心の健康づくり事業」として平成23年度に特定非営利活動法人想支に業務を委託し、精神保健福祉士による被災者のメンタル相談を開始するとともに、支援が必要と思われる方への訪問や、震災で家族や大切な人を亡くした遺族を対象とした交流の場を立ち上げた。また、平成24年度には公益社団法人宮城県精神保健福祉協会による「みやぎ心のケアセンター」の支援を受け、経験豊富な保健師や精神保健福祉士・心理士等による被災者の個別訪問や支援者向けの研修会、スーパーバイズ事業等が行われ、関係機関が連携して、包括的なケアに取り組んだ。

被災者の心のケアは、避難生活の長期化に伴い継続支援回数が増え、多くの時間を要することとなった。特に、アルコールに関する事例に増加傾向が見られ、震災とは直接関連のない育児や家庭などの問題でメンタル相談を希望する被災者も多かった。

「被災者心の健康づくり事業」は令和2年3月末の復興達成宣言を受け、被災地に特化した活動ではなく、通常精神保健事業のなかで実施することとなり、市の一般施策に移行した。

4 被災者の健康づくり支援

被災者の健康づくりのための支援は、単に心の傷や身体の不調を癒すだけでなく、生活習慣の改善や社会的なつながりの再構築といった対策が必要不可欠となる。市は被災者の健康づくりにおいて、栄養・食生活、運動、健康相談など、さまざまな角度から支援を展開した。主な取り組みは次のとおりである。

被災者食生活支援事業・健康な食を通した絆づくり事業

〔実施年度〕

平成26年度～30年度

〔事業概要〕

プレハブ仮設住宅や災害公営住宅の入居者を対象に、栄養バランスの取れた食生活を推進するとともに、住民の相互交流の促進のため、栄養相談会を実施したもの（味の素グループとの共同事業（平成28年度からは健生株式会社への委託事業として実施））。

運動を通した絆づくり事業（よってけさいん体操教室）

〔実施年度〕

平成27年度～29年度

〔事業概要〕

40歳以上の閑上地区住民を対象に、運動を通して健康寿命の延伸と閑上地区のネットワークの構築を目的とした事業を実施したもの（株式会社FIT-R健幸工房への委託事業）。

歯科健康教育 わっはっ歯

〔実施年度〕

平成23年度～令和元年度

〔事業概要〕

プレハブ仮設住宅の入居者を対象に、歯科衛生士による歯科健康講話と口腔衛生指導を行い、歯と口腔の機能向上と歯科を通した心身の健康増進について普及啓発したもの。

まちの保健室

〔実施年度〕

平成29年度～令和2年度

〔事業概要〕

防災集団移転した被災者や災害公営住宅入居者を対象に、健康状態の維持と低栄養・生活不活発病・生活習慣病等の予防・重症化予防のため、集会所等で定期的に健康チェック・健康相談・健康教育を実施したもの（公益財団法人日本訪問看護財団への委託事業、令和元年度以降は市の直営により実施）。

5 国や県の支援制度の活用

東日本大震災においては、インフラ等ハード面の復旧・復興に加え、復興の長期化に伴う健康面の課題や災害公営住宅等での新たな生活の定着に向けた課題等、ソフト面での対応が必要となった。

平成23年度から平成27年度までの「集中復興期間」においては、住宅再建・復興まちづくりが進捗し、恒久住宅への移転が進んだ。一方で、これまでの災害では例を見ないような厳しい長期にわたる仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者もあり、復興のステージに応じて、被災者一人ひとりが直面する課題は、個人の置かれた環境等により多様化するものであることが明らかになった。

そのようななか、国は、平成27年度に「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設、被災自治体が直面する課題やニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した総合対策に取り組んだ。

平成28年度から令和2年度までの「第1期復興・創生期間」においては、従来の「被災者健康・生活支援総合交付金」に各省が所管していた被災者支援事業を統合した「被災者支援総合交付金」を平成28年度に創設、生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業等が追加され、地方自治体が実施する被災者支援に対し一体的に支援する体制が構築された。「被災者支援総合交付金」は、

令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」においても継続的に措置されており、復興の進展によって生じる「心身のケア」「コミュニティ形成・再生」「住宅・生活再建の相談支援」及び「心の復興」などの課題に対する取り組みに対し、一体的

かつ総合的な支援が行われている。

市が「被災者健康・生活支援総合交付金」や「被災者支援総合交付金」を活用し、取り組んできた事業は次のとおりである（交付金の創設以前に国や県の別補助金により実施された年分を含む）。

■被災者支援総合交付金等活用事業

事業名	事業内容	委託先等	実施期間
心の復興事業	「閑上復興まつり～絆～」の開催支援、補助金交付	—	R4～R7
被災者コミュニティ再生事業	被災者サロンの運営、訪問見守り活動、地域コミュニティの形成支援、既存コミュニティの再構築、維持の支援	（公社）青年海外協力協会（JOCA）	H24～R7
被災者自立支援事業	被災者への訪問・ヒアリングによる伴走支援、再建方針の策定、再建に向けた課題の整理・解消支援、就労支援、コミュニティへの参加支援等	（一社）パーソナルサポートセンター	H29～R1
復興支援センター事業	プレハブ応急仮設住宅入居者の見守り、ボランティアの受入調整、自治会活動支援、集会所等を活用した交流の場の提供	なとり復興支援センターひより（名取市社会福祉協議会）	H23～R1
高齢者等見守りシステム運営事業	希望するプレハブ応急仮設住宅入居高齢者への端末設置、市からの情報発信、高齢者からの元気発信、緊急通報機能等	システム構築：東日本電信電話（株）運用：同和警備（株）	H26～H30
サポートセンター事業	訪問見守り活動、健康・生活相談、世代間交流の支援	直 営	H23～R1
被災者特例健診事業	被災後の生活環境の変化などによる健康状態の悪化を早期に発見・予防するため、H24・H25年度は18歳から39歳まで、H26・H27年度は25歳から39歳までを対象に健康診断を実施。	（公財）宮城県結核予防会	H24～H27
仮設住宅入居者等健康支援事業	仮設住宅入居者への健康相談と家庭訪問	（公財）日本訪問看護財団	H23～H30
被災者心の健康づくり事業	精神保健福祉士による家庭訪問や健康相談等による保健指導、震災遺族の心のケア。	NPO法人想支	H23～R1
健康な食を通した絆づくり事業	災害公営住宅等の入居者に対し、健康づくり及び食生活改善の取組を通して、住民相互の交流を促進し、健康の保持増進を図る。	味の素グループ（～H27）健生（株）（H28～）	H26～H30
運動を通した絆づくり事業	運動を通しての健康寿命の延伸と地区のネットワークの構築促進	（株）FIT-R健幸工房	H27～H29
公営住宅まちの保健室事業	防災集団移転・災害公営住宅等入居者の健康の保持増進を図るため、集会所等における健康相談による保健指導を実施する。	（公財）日本訪問看護財団	H29～H30

6 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

空間放射線量率の測定等

東京電力福島第一原子力発電所事故による市民の健康不安を解消するため、市は空間放射線量率の定点測定調査を実施した。県から放射線測定器（堀場製作所製「PA-1000」）の貸与を受け（その後3台を追加購入）、平成23年5月に市役所正面玄関前広場で測定を開始、同年6月に市内小中学校・幼稚園・保育園等を追加し、12月には市内約100か所に測定箇所を拡充した（測定結果は、市のホームページで公表した）。平成28年4月以降は、空間放射線量率が低い値で安定していることを踏まえ、測定箇所を31か所に縮小したが、空間放射線量率の測定は令和2年度まで継続して行った。

また、市では、平成24年5月に神奈川県川崎西ライオンズクラブから放射線測定器（PA-1000）10台の寄贈を受け、市内の自治会等から要望があった測定器の貸し出しを行った。貸し出しは平成24年6月に開始し、令和2年度までに延べ125件の貸し出しを行った。

加えて、市では、市民が家庭菜園で栽培した食材や、山・海などで採取した食材等に含まれる放射性物質を検査するため、消費者庁及び宮城県から貸与された食品等放射能検査装置（アメリカCapintec社製「CAPTUS-3000A」、EMFジャパン株式会社製「EMF211」）を市役所2階の暗室に設置し、市民からの持ち込みによる食材等の検査にも取り組んだ（検査の結果は、市のホームページで公表した）。受付は平成24年5月に開始し、令和6年度までにタケノコやタラノメ等、延べ489件の検査を行った。

学校給食の検査

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、市民からは、学校給食の安全性を不安視する声が多く寄せられた。これらの声を受け、市は、学校給食に含まれる放射性物質の検査に取り組んだ。平

成23年12月に当時の財団法人日本冷凍食品検査協会（平成29年5月に「一般財団法人日本食品検査」に名称変更）への委託により週2回の検査を開始、平成24年4月からは市が購入した検査機器（ドイツ BERTHOLD 社製「LB2045」）を学校給食センターに配置し、毎日検査を行った（検査の結果は、市のホームページで公表した）。学校給食の放射性物質の検査は、令和7年度時点においても継続して実施している。

水道水の検査

市では、樽水ダムで取水する自己水系の水道水に含まれる放射性物質の測定検査を平成23年3月29日に開始した。開始当時の検査は週1回、高館浄水場のろ過池で採水したサンプルの測定を東北大学に依頼して実施、結果は市のホームページで公表した。

また、市では、樽水ダムで取水した原水をろ過する工程で発生する浄水発生土に含まれる放射性物質の測定検査を平成23年7月7日に開始した。当時、検査は月1回、高館浄水場で採取した浄水発生土の測定を東北大学に依頼して実施、結果は市のホームページで公表した。高館浄水場の水道水の測定検査は令和元年12月、浄水発生土の測定検査は令和3年4月より年4回の実施に見直しを行い、令和7年度時点において継続して実施している。



ホリパPA-1000



空間放射線量率等の測定結果は、市が毎年作成する『なとりのかんきょう』にも掲載している

名取市 職員が語る復興の歩み ⑥

状況に応じた個別訪問で被災地域の住民たちの心身をケア

――保健センター保健師（神戸市応援職員） 橋本 愛子

平成28年4月、私は神戸市からの応援職員として名取市に派遣され、翌年3月までの一年間、震災復興部生活再建支援課において在宅や仮設住宅を中心とした住民の健康支援に携わりました。

当時は、被災エリアの方々の住まいが仮設住宅から復興公営住宅等へと移り変わる時期で、住み替えなどの生活環境の変化によって心身に不調をきたす方もいました。そのような方たちの健康状態を把握するため、関係機関と連携しながら訪問し、切れ目のない支援に重点を置いて活動していたことを覚えています。

その後、一旦名取市を離れましたが再び戻り、平成30年4月からは市の保健センターの職員として、関上地区にお住まいの方の健康支援を担当しました。

訪問先の住民から「自分は大丈夫」とか「みんな被災しているのに、自分だけ弱音を吐くことはできない」という声も聞かれる中で、その方が抱えている悩みや胸に秘めている思いに寄り添い、伴走しながら必要な支援へとつなげていくことを意識して活動を続けています。

そんな名取市でのこれまでの経験から、様々な支援団体と日頃から顔の見える関係を構築し情報を共有しておくことの重要性や、復興の段階に応じた継続した保健活動の大切さを強く認識しました。

私は、「心のケア=傾聴」だと考えます。支援を必要とされている方にしっかりと向き合い、その声に耳を傾け続けていくことこそ、適切な支援に繋がると思っています。

これからも使命感を持って、きめ細やかな対応を心がけていきたいと思っています。

学びと成長の 環境整備と就学支援

東日本大震災は、未来を担う子どもたちの心身にも深い爪痕を残した。市は、通学手段の確保や学用品支援等により学習環境を整備し、経済的側面からは就学援助・奨学金による学業支援を実施した。また、心の専門家による相談体制の構築や教職員向けの研修会開催など、子どもたちの心のケアに力を入れた多角的な支援を展開した。

1 心と体の健康調査

名取市教育委員会、宮城県子ども総合センター、東北大学災害科学国際研究所が実施主体となり、平成25年度から平成27年度の3年間にわたり、名取市内の小中学校に在籍する児童・生徒を対象に「心と体の健康調査」が実施された。本調査は東日本大震災が児童・生徒の心身に及ぼした影響を多角的に捉え、その支援策を検討する知見を得ることを目的としていた。

調査の結果、深刻な心理状態にあると評価された児童・生徒に対しては、速やかに保護者及び各学校へフィードバックを行うとともに、宮城県子ども総合センターの児童精神科医が各校を巡回し、当該児童・生徒を担当する教職員に専門的な助言や医療相談等の支援を提供した。さらに、個別の状況に応じて児童・生徒本人や保護者との面談を実施するなど、きめ細やかな対応を行った。本調査で得られたデータの解析及び情報管理は東北大学災害科学国際研究所が行った。

2 被災児童・生徒の通学の確保

沿岸部に位置していた閑上小学校と閑上中学校の校舎は津波の直撃を受け、校舎は完全に使用できない状況となった。そのため両校は、震災から3日後となる平成23年3月14日、市役所6階会議室に臨時職員室を設置し、児童・生徒の安否確認を行うとともに、学校再開に向けた準備を開始した。震災により中止となっていた閑上小学校の卒業式及び修了式、閑上中学校の修了式は、3月29日に震災の被害がほとんどなかった那智が丘小学校体育館で行われた。その後両校は、市中央部にある不二が丘小学校の校舎を仮設移転先として4月21日より授業を再開した。その後、閑上中学校は平成24年度2学期より十三塚公園の災害廃棄物仮置場跡地に建設した仮設校舎で新たに授業を再開した。市は、仮設校舎の建設に併せて、十三塚公園の駐車場の拡張や庭球場の照明灯設置等の環境整備を行った。

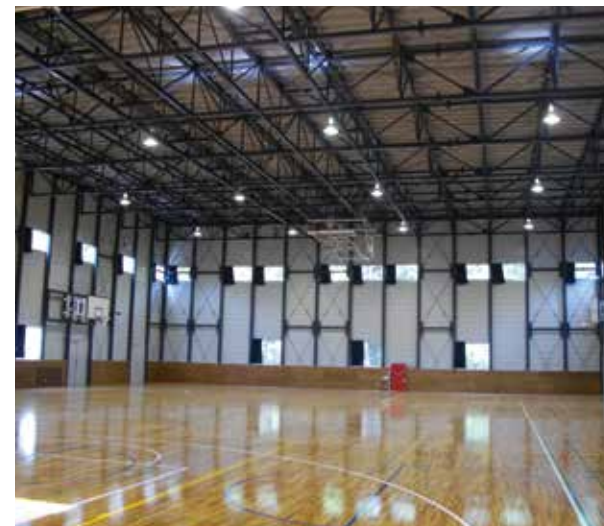
また市は、閑上地区やその他の市町村から下増田地区へ転居・転入する児童数が急増したことに伴い、下増田小学校の校舎増築にも取り組んだ。工事は、平成26年9月に着工し、平成27年7月に完了した。

さらに市は、市内外の避難先や閑上小学校、閑上中学校学区のうち被災を免れた地区からの通学手段及びその安全を確保するためスクールバスを運行した。保護者の送迎により自家用車で通学する場合はガソリン代の、公共交通機関を利用して通学する場合は通学費の助成を行った。

スクールバスの運行を開始した平成23年度の運行コースは7コースで、その後は、児童・生徒の



閑上中学校仮設校舎（提供：大和リース株式会社）



閑上中学校仮設体育館（提供：大和リース株式会社）

居住地の変更に伴いコースの見直しを行いつつ、平成29年度にスクールタクシーによる送迎が加わった。閑上小中学校が開校した平成30年度以降は学区外から通学する被災児童・生徒のみを送迎事業の対象とし、スクールバス2コース、スクールタクシー2コースによる対応とした。なお、被災児童・生徒を対象とした送迎事業は、児童・生徒の居住状況を踏まえ令和元年度に終了、現在は、市内全域からの通学に対応するため、名取駅、杜せきのした駅、美田園駅の各駅からのスクールバスを運行している。

3 被災児童・生徒への学用品支援

市は、災害救助法に基づく学用品支援として、震災で失われた教科書・学用品（体育着等）の支給を行った。また、ユニセフや学用品納入業者の団体等からも、ランドセルや文房具、鍵盤ハーモニカ、各種ドリル等多くの支援を受け、必要な児童・生徒に配付した。そのほかにも被災した閑上小学校・閑上中学校には、全国の様々な企業・団体から学用品や学校用品の支援がなされ、児童・生徒の学校生活の充実に活用された。

4 校内での被災児童・生徒の心のケア

市は、平成23年度から平成26年度まで、市内の心療内科医を心療内科校医として委嘱し、児童・生徒の心のケアに当たった。また、平成25年度以降は、復興庁の緊急スクールカウンセラー等活用事業によりスクールソーシャルワーカーを配置し、被災した児童・生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、教育相談体制の充実を図った。加えて、被災児童・生徒の対応に当たる教職員向けの研修会として、宮城県子ども総合センターの児童精神科医や兵庫県立光風病院の臨床心理士を講師に迎え、被災児童・生徒との関わり方や支援者のメンタルヘルスに関する講義、実際の事例を共有するワークショップ等を実施した。

5 被災した児童・生徒への学業支援

経済的理由で行われている通常の就学援助制度とは別に、国の交付金を活用し、被災した児童・生徒の保護者に対して、その被災状況に応じて就学に必要な経費の一部を援助する被災児童・生徒就学支援事業を実施した。また、市独自の取り組みとして、平成23年9月22日に震災遺児孤児奨学金支給基金を設置し、全国から寄せられた寄付金※を原資として、震災で遺児や孤児となった小学1年生から高校3年生までを対象に月額1万円を給付する奨学

金制度を立ち上げた(平成24年度以降は対象者を拡充し、月額金を段階的に引き上げるとともに、入学一時金を新たに支給することとした)。

令和6年度末現在では、小学校から大学等に在籍する7歳から22歳に達する年度までの遺児または孤児を対象としており(修業年限6年とする課程の場合は24歳に達する年度まで)、これまで合計74名に対し、111,740千円の奨学金の支給を行っている。

※寄付金の内訳は、付章「復興推進体制」中「5 寄付金等の受け入れ、活用(P.367)」を参照

■震災遺児孤児奨学金給付実績

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	累計
小学生	17	13	13	11	9	7	8	5	3	2	1	1	0	0	90
中学生	15	11	12	9	8	8	5	5	5	6	4	2	2	1	93
高校生	22	20	11	13	11	10	8	8	7	5	5	5	6	4	135
大学生等	0	12	16	12	14	10	7	8	10	9	8	5	4	6	121
合計人数(人)	54	56	52	45	42	35	28	26	25	22	18	13	12	11	439
支給金額(万円)	547	1,443	1,357	1,124	1,231	851	737	765	734	610	613	366	367	429	11,174



関上中学校、最後の卒業式(平成30年3月8日)

6 「寺子屋閉上」の運営支援

市は、被災した児童・生徒に対する学校外での支援の一環として、避難所等で被災者への医療支援に取り組んでいた認定NPO法人ロシナンテス(北九州市)との連携により、「寺子屋閉上」の運営を通じて子どもたちの心のケアに取り組んだ。

これは、関上小学校、関上中学校の児童・生徒を対象に、箱塚桜、箱塚屋敷、愛島東部の仮設住宅集会所を会場に、学校の宿題や予習復習、受験対策など落ち着いてできる場所を提供するとともに、子どもたちへの学習支援を通じた心のケアを行うもので、ときには、仮設住宅の集会所を離れ、課外での交流会なども行われた。

「寺子屋閉上」は、関上出身の講師を迎え、平成23年6月に開校、文部科学省の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」の採択を受け、国からロシナンテスへの委託事業として実施された。その後、平成27年度には国から市への委託事業として、平成28年度以降は国から市への補助事業として事業のスキームを変えつつも「寺子屋閉上」は継続され、活動は、関上小中学校の開校を目前に控えた平成30年3月まで行われた。

7 被災児童・生徒向けアウトリーチ事業の実施

東日本大震災を経験した児童・生徒の心の癒しに向けた取り組みとして、市は、文化会館の指定管理者である公益財団法人名取市文化振興財団(以下、「財団」と連携し、プロの音楽家によるクラシック音楽のアウトリーチ事業を行った。

アウトリーチ事業は、平成16年度から市内の施設(幼稚園や小学校)数か所で財団の自主事業として行われており、震災後も平成23年6月から活動が再開されていたが、平成24年度は、市から財団への委託事業として市内全小学校の4年生を対象に実施、いずれもプロの音楽家である中川賢一氏(ピアノ)、大森智子氏(声楽)、神谷末穂氏(ヴァイオリン)、浜まゆみ氏(マリンバ)の4名が各回2名ずつ小学校の教室や音楽室を訪問

し、子どもたちとの交流事業を行った。また、平成25年度は、久保田巧氏(ヴァイオリン)、三宅進氏(チェロ)、村田千佳氏(ピアノ)の3名が同様に交流事業を行った。

市と財団との連携により、被災児童を対象に実施するアウトリーチ事業は、平成25年度までの2か年の取組となったが、財団では、その後も生の音楽に触れる機会として市内全小学校の4年生を対象とするアウトリーチの取組を継続して実施した。

8 「関上わかば幼稚園」の再建

昭和30年の開園以来、関上地区で地域の子どもたちの幼児教育を担ってきた「関上わかば幼稚園」は、東日本大震災の津波により園舎が全壊する甚大な被害を受けた。発災直後は園の存続そのものが危ぶまれる状況であったが、「地元の子どもたちを地元で育む」という思いのもと再建の道を模索した。

関上地区での復興まちづくりが進むまでの間、関上から約3.5km南西にあって多くの被災者が居住していた美田園地区に仮園舎を整備し、運営再開を目指した。仮園舎の用地賃借料が災害復旧事業の対象外となるなか、市は復興交付金を活用し、園に代わって用地を借り上げ、無償で貸し付けることで運営継続を支援した。

平成26年4月、震災から約3年の休園期間を経て「美田園わかば幼稚園」として再開。仮園舎は将来的に関上地区へ戻ることを見据え、移築可能な木造建築で整備された。市による用地借り上げ支援は令和2年3月までの6年間継続された。

令和4年1月、復興を遂げた関上地区で運営を再開。同年4月には定員138人の幼保連携型認定こども園「関上わかばこども園」として新たな歩みを始めた。震災前を上回る定員規模での再出発は地域の子育て環境再生の象徴ともなった。

関上わかばこども園を運営する学校法人わかば学園は、平成31年4月に再開した関上保育所の運営を市から受託(令和7年4月から指定管理者へ移行)するなど、震災後も関上地区の子育て支援の中核を担っている。



関上わかば幼稚園(昭和30年9月～平成23年3月)



美田園わかば幼稚園(平成26年4月～令和4年3月)



幼保連携型認定こども園 関上わかばこども園(令和4年4月～)

名取市職員が語る復興の歩み⑦

子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる

学校教育課 課長補佐(当時) 下山 常恵

私は、平成25年度から教育委員会学校教育課に配属になりました。震災の影響で塾に通えない子どもたちの学習支援として始まった寺子屋事業ですが、震災でばらばらになってしまった地域の子どもたちが集える場、心のよりどころにもなる居場所づくりという重要な役目も担っていました。寺子屋で学んだ子どもたちの中から志望校合格者が出るなど実績はありましたが、補助金申請にはさらに強い動機づけが必要です。時間の経過とともに補助金の枠が徐々に狭められるなか、寺子屋事業を継続させる

ため、申請書類作成には苦心しました。補助金の申請は直接国とのやり取りでしたが、国側の担当者が非常に親切で、不慣れな私を細かくサポートしてくれました。こうした対応からも、国や県が子どもたちの居場所を守るためにさまざまな支援をしてくれていると感じられました。

家庭環境が子どもの精神面には大きく影響します。当時は、被災したことで大人も精神的・経済的ダメージを大きく受けていました。寺子屋事業をはじめとしたさまざまな子どもたちへの支援を行うなかで、背後にいる保護者への支援、しかも物資の支援でなくメンタル面のサポートの必要性を強く感じたのを覚えています。

被災児童への学用品等の支給も私たちの担当でした。全国から被災児童支援としてランドセルの寄附がありましたが、年々受け取る被災児童の数が減り、支給対象枠を広げても在庫が残ってしまいました。ランドセルも保管しているうちに劣化するため、需給バランスの難しさを感じました。

名取市職員が語る復興の歩み⑧

自分の命を守ることの大切さを伝え続けることが私の使命



平成19～平成23 関上中学校教務主任
平成30～令和4 関上小中学校校長

八森 伸 さん

平成23年3月11日は関上中学校の卒業式の日でした。名残惜しんでなかなか帰宅しながら、生徒たちをようやく送り出し、教職員が体育館で式の後片付けをしている最中に地震が発生しました。避難所開設の準備を始めましたが、激しい揺れに気が動転し、何を準備すればいいか判断が付かないまま時間だけが過ぎていったと記憶しています。

関上地区は昔から「津波は来ない」といわれていました。地区住民も私たち中学校職員も当時はみんなそういう認識だったと思います。そんなことから、関上中学校は海岸から約1.5kmしか離れていないのに、津波を想定した避難訓練はしてきませんでした。当日もラジオから流れてくる津波の情報を聞いても今一つ現実感がありませんでした。しかし、その後実際に津波が押し寄せ、校舎の1階が浸水。避難者はどんどん増えて850人を超え、現場は混沌としていました。

当時、校長先生がたまたま所用で不在だったため、教務主任だった私は市教育委員会から派遣された応援職員2名とともに避難所運営の指揮を執りました。備蓄してあるはずの非常食や飲料水が不足していたり、ペット連れの避難者への対応ができなかったり、タオルの用意がなく、ずぶぬれで避難してきた人たちを拭いてあげられなかったりと、次々起こる不測の事態に対処できず、避難者へのきめ細かな配慮ができませんでした。いろいろなことがすぎたあの日の夜、ふと見上げた夜空の星がとても美しかったことが印象に残っています。そして朝になり、差し込む朝日を見て「太陽は必ず昇る、明けない夜はないんだ」と思いました。そんなふうに感じたことは、あの時が生まれて初めてでした。

翌日から生徒の安否確認作業を進めました。教員が手分けして各避難所を回り、所在の確認が取れない生徒については、緊急メールサービスを使

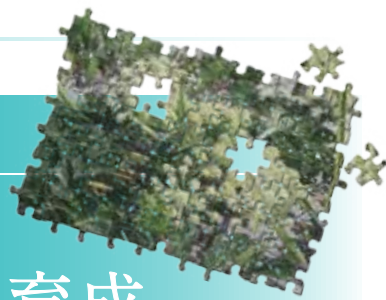
い探し出しました。遺体安置所にも毎日通いました。最終的に生徒全員の安否確認ができたのは5月の連休明け、残念ながら生徒14名が犠牲となっていました。

3月29日、那智が丘小学校の多目的ホールを借り、関上中学校の修了式を行いました。県外に避難している生徒や不登校の生徒もかけつけ、生徒全員が出席しての修了式となりました。久しぶりの再会を喜ぶ子どもたちの姿を見て、子どもにとって学校がいかに大切な存在であるかを痛感し、市教育委員会の指導のもと被災市町村の中でも比較的早く学校を再開しました。もちろん、子どもたちもそれぞれに心に深い傷を負っていたはずですが、それでも子どもたちなりに学校に通うことで気持ちを切り替え、前を向こうとしていたのかもしれない。学校再開後は、そんな生徒たちのために、心のケアを第一に、教員が一丸となって生徒の様子を見守り、できるだけ普通の学校生活ができるよう心掛けました。

平成24年4月、私は名取市教育委員会に異動し、関上小中学校の再建事業に携わることになりました。関上地区の現地再建が決まり、まずは子どもたちが少しでも安心できるよういち早く学習環境を整えてあげたいという思いが関係者の間で強まりました。特色ある学校づくりを目指し有識者や地域の代表者らと話し合いを重ね、地域の悲願である小中一貫校「名取市関上小中学校」が平成30年4月に開校、私が初代校長を務めることとなりました。特に力を入れたのは防災教育です。毎月防災学習を行い、每学期行った避難訓練では、地震だけでなく津波を想定した内容で実施しました。また、毎年地域の語り部の方を招き、防災講話を行い、1～4年生には私が講師となりお話をしました。

もしも関上中学校で津波を想定した避難訓練をしていたら、もしも命を守る大切さを生徒に教えていたら、14人の犠牲は出なかったのではないかと……今でも時折考えます。震災以降、私は語り部活動を行ってきました。経験者だからこそ伝えられることがあります。リアルな生の声だからこそ伝えることがたくさんあると思っています。「自分の命を守るためにはどうすればいいかを自分自身で考えてほしい、周りの人の命を守るために東日本大震災の話をもみんなに伝えてほしい」と話しています。私たちの経験や思いを、未来ある子どもたちに伝えていく活動をこれからも続けていきたいと思っています。

地域への愛着を育てる 教育と将来を担う人材の育成



市は、震災からの復興と地域コミュニティの再生を目指し、次世代を担う子どもや市民団体が主体となる多様なまちづくり事業を展開した。「なとりこどもファンド事業」は、子どもたちが自ら企画した活動を支援する取り組みである。当事業では関上地区における活動も展開され、子どもたちが地域への愛着を深める貴重な機会となっている。また、市民活動団体と市が連携する「協働提案事業」では、海岸植物の保全や、傾聴ボランティア、防災教育、語り部活動など、社会課題の解決に直結する活動が行われた。さらに、学校教育においても郷土学習「関上学」により、地域の伝統や歴史の継承を図っている。これらの事業は、市民一人ひとりが自らの手で住みよいまちを創り上げる「住民主体のまちづくり」を具現化するものであり、地域コミュニティの結束を強化し、次世代へ魅力を伝える重要な役割を果たした。

1 なとりこどもファンド事業

「なとりこどもファンド事業」は、名取市の復興事業に携わった西松建設株式会社と西松建設まちづくり基金事務局が復興支援事業として実施する「西松建設まちづくり基金」を活用した事業の一環として、平成29年度から行っていたものを、令和元年度に名取市が事業を継承したもので、18歳以下の子どもたちが主体となって行うまちづくり活動に対し、企業や市民から寄せられた寄附金を財源に市が助成金を交付することで、活動を支援する取組である。これは、関上公民館の再建に

も携わった早稲田大学の卯月盛夫教授(当時)がドイツ・ミュンヘン市における子どものまちづくりへの参画制度「こども・青少年フォーラム」に着想を得て創設した子どもが主体のまちづくり事業であり、子どもたちが自ら考えたまちづくり活動について公開の場でプレゼンテーションを行い、その内容をこども審査員が審査し、採択事業を決定するものである。

本事業では、被災した関上地区をフィールドとする活動も展開された。令和元年度、関上小中学校の児童・生徒で構成された「ゆりもり隊(関上こども盛り上げ隊)」は「クリーンアンドフェスティバル～海の街関上 復興への第1歩」と題し、関上地区をきれいに元気にするために月1回の清掃活動を展開、併せて、関上公民館で「関上フェスティバル」を開催した。活動には、地域の人々も参加して多くのごみを回収、「関上フェスティバル」では、回収したごみを活用した遊びを通じて地域の人々との交流が深められた。また、同団体は、令和2年度も「集まれ! 関上のまち～関上の〇〇」と題し活動を行った。関上公民館を会場に、関上の風景を写真で紹介する「関上Works」が2日間にわたって開催さ



なとりこどもファンド活動発表会の様子

れ、会場には、ゆりもり隊のメンバーや地元の写真愛好会が撮影し、復興が進む関上地区の日常や、一般募集した昭和期の関上地区の暮らしがうかが

える写真約200点が展示された。子どもたちが主体となったまちづくり活動は、地域への愛着と一体感を深める一歩となった。

「西松建設まちづくり基金」について

西松建設株式会社では、東日本大震災に係る復興支援事業として平成26年度に「西松建設まちづくり基金」を立ち上げ、名取市をフィールドに地域づくりに取り組む市民や団体の活動を支援する取組を行った。具体的には①まちづくりの未来を担うリーダーの育成、②地域の課題の整理、地域の未来づくり、プロジェクトづくりの講座、③まちづくり活動に対する資金助成、などが展開され、取組は基金の事務局を務める「特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター」「一般社団法人みやぎ連携復興センター」「公益財団法人地域創造基金さなぶり」との協働で、平成30年度までの5年間にわたって続けられた。

【平成27年度実績】

(1) 名取のまちづくりプロジェクトの作り方講座

名取市と市民の協働を促す事業や活動への発展に向けた準備段階としての座学と位置づけ、名取市市民活動支援センター等を会場に計4回の講座が開催された。

(2) 西松建設まちづくり基金に関わる企業CSR研修・交流会

名取市復興支援ツアー「なとり今昔物語」として、朝市や日和山、関上の記憶、さいかい市場等を巡り、名取市が進めている復興事業や名取市の魅力を知るとともに、企業と行政、地域住民等多様な主体が描く名取市の将来像を共に考えるきっかけづくりを行った。1回実施。

(3) なとり復興塾～名取のまちづくりの未来を担うリーダー育成～

阪神・淡路大震災による神戸での経験や東北各地の復興事例をケーススタディとして、これからの名取のまちづくりを担うリーダーに必要な視点や知見を計4回にわたり学んだ。

(4) まちづくり助成

名取市内で取り組まれる「より良いまちづくりとコミュニティの関係や連携を更に強めていく」非営利の活動を助成金で支援した。第1期として平成27年12月から平成28年2月までに行われた7の事業に合計65万円を助成したほか、第2期として平成28年3月から7月までに行われた9の事業に合計185万円を助成した。

■「まちづくり助成」第1期助成事業一覧

団体名	事業名
関上太鼓保存会	ステージ衣装の作成
美田園北みずから倶楽部	美田園北みずから倶楽部
那智が丘まちづくり「野菜市」プロジェクト	那智が丘まちづくり「野菜市」の開設
ボーイスカウト名取第1団ビーバー隊	花咲かじいさんプロジェクト
リバイブ名取21	光のストリートアート展
特定非営利活動法人地球のステージ	震災ジオラマ展示会
高館地区子ども見守り隊	高館地区の子ども並びに地域安全の見守り活動

■「まちづくり助成」第2期助成事業一覧

団体名	事業名
応急仮設住宅箱塚桜自治会	お花見などのイベント開催によるコミュニティづくり
子育て支援グループLadybird	子育てママの憩いの場づくり
閑上中学校遺族会	閑上中学校遺族会主催「追悼のつどい」開催
名取かまがす団	映画上映会による新たなコミュニティ形成事業
尚綱学院大学ボランティアチームTASKI	復興公営住宅～美田園北団地～新たなふるさとプロジェクト
キラキラパルク増田西	増田川を自然豊かできれいで身近な川にする取組
一般社団法人名取市観光物産協会	第2回名取ジャズフェスティバル
特別非営利活動法人生涯学習実践塾	ミニミニ地域検定でまちおこし(名取市西部編)
りんくう自然学習の杜	交流による元気なコミュニティづくり

【平成28年度実績】

(1)まちづくり助成

第3期として平成28年9月から平成29年2月までに行われる12の事業に合計215万円を助成した。

■「まちづくり助成」第3期助成事業一覧

団体名	事業名
ARIママネット	乳幼児ママのための心のケア事業
一般社団法人生活応援倶楽部から一ず	日常生活支援と介護予防運動の取組
一般社団法人ボディジャンプ	ボール投げのコツをつかもう!
貞山運河研究所	貞山運河の和船「サクバ」を造る
那智が丘まちづくり「野菜市」プロジェクト	那智が丘まちづくり「野菜市」の活動充実
なとセンわくわくフェスタ実行委員会	なとセンわくわくフェスタ(2016)
名取バルーンチーム風船小僧	第5回熱気球による復興支援プロジェクト
名取リーディングクラブ	朗読ボランティア養成プロジェクト
虹色マカロン	影絵とおはなし会
風人太鼓	風人太鼓の和太鼓教室
みやぎ化学物質過敏症・アレルギーの会 ぴゅあい	「いのちの林檎」上映会～化学物質過敏症を知ろう!
閑上の絆実行委員会	閑上地区防災炊き出し訓練(芋煮会地域交流会)

【平成29年度実績】

(1)まちづくり助成

第4期として平成29年7月から平成30年2月までに行われる13の事業に合計250万円を助成した。

■「まちづくり助成」第4期助成事業一覧

団体名	事業名
ARIママネット	乳幼児親子の心のケアプログラム「こころん」
一般社団法人生活応援倶楽部から一ず	日常生活支援ボランティアへの研修事業
一般社団法人ふらむ名取	名取前進応援事業 地域交流会
キラキラパルク増田西	増田川の良さを知り、きれいで親しみの湧く取組
サロンえんがわ	サロンえんがわ・介護仲間の集い まる実施事業
高館はっする隊	高館の歴史・食文化 再発見!
道祖神神楽保存会	伝統芸能の持続的な継承活動
特定非営利活動法人生涯学習実践塾	ミニミニ地域検定でまちおこし(名取市南部編)
那智が丘まちづくり「野菜市」プロジェクト	那智が丘まちづくり「野菜市」の活動拡大・充実
なとセンわくわくフェスタ実行委員会	なとセンわくわくフェスタ(2017)
虹色マカロン	影絵とおはなし会
愛島もりあげ隊	竹で遊ぼうPARTⅡ
閑上の絆実行委員会	閑上地区防災炊き出し訓練(芋煮会地域交流会)

(2)なとりこどもファンド事業

こどもを対象とした、こどもによる、こどもの視点で行うまちづくり活動を応援する事業。こどもから見る「こうしたらもっと住みよい街になるのに…」という思いを実現するため、5の事業に合計499,883円を助成した。

■なとりこどもファンド事業

団体名	事業名
えすふい～エクスプレス・スマイル・ファン・エンジョイ～	日本一の笑顔～表現することの楽しさを届けよう～
閑上子ども会議	閑上こども祭りinウィンター
名取スポフェス!実行委員会(NUMS 2)	Natori Sports Festival(スポフェス!2017)
宮城県農業高等学校 農業経営者クラブ	ミクロの力で間伐材の有効活用
宮城県農業高等学校 農業経営者クラブ	地元名産「北釜クィーン」を使用した商品開発

【平成30年度実績】

(1)まちづくり助成

第5期として平成30年6月から平成31年1月までに行われる13の事業に合計250万円を助成した。

■「まちづくり助成」第5期助成事業一覧

団体名	事業名
ARIママネット	乳幼児親子の心のケアプログラム「こころん」
一般社団法人生活応援倶楽部から一ず	日常生活支援ボランティアへの研修事業
一般社団法人ふらむ名取	名取前進応援事業 地域交流会
さかぐちラボ	ゆりフェス
仙台高専天文部	名取市天文台がやってくる!出張!プラネタリウム
高館はっする隊	高館の歴史・食文化 再発見! 第二弾
道祖神神楽保存会	伝統芸能道祖神神楽を通して「元気な愛島」心の復興事業
那智が丘まちづくり「野菜市」プロジェクト	那智が丘まちづくり「野菜市」の活動拡大・充実
なとセンわくわくフェスタ実行委員会	なとセンわくわくフェスタ(2018)
愛島もりあげ隊	愛島小学校校歌に唄われる五社の峰横断
閑上中央第2団地住民有志の会	住民顔合わせ交流会、サロン活動及びその広報
閑上の絆実行委員会	閑上地区防災炊き出し訓練(芋煮会地域交流会)
ワッショイ!DEN×3	ワッショイ!DEN×3 さつまいも作り

(2)なとりこどもファンド2018

こどもから見る「こうしたらもっと住みよい街になるのに…」という思いを実現するため、8の事業に合計50万円を助成した。

■なとりこどもファンド2018

団体名	事業名
遊びマーグル	高館山チャレンジ
仙台高専プラネタリウムプロジェクト	星空と子どもプロジェクト
仙台高等専門学校 高専RT	Agricultural Innovation
みどり台中学校生徒会役員	名取市活性化大作戦
宮城けん玉クラブ	けん玉で名取を楽しみたい
宮城県農業高等学校 作物専攻班	“おむすび”で人と人とを結ぶことで地元をPR
宮城県農業高等学校 農業経営者クラブ	被災地に秋桜を～オレンジロードプロジェクト～
宮城県農業高等学校 農業経営者クラブ	4つの商品開発で地元をPR

2 協働提案事業

市は、市民活動団体等と連携・協働し、地域課題の解決を目指す「協働提案事業」を平成19年度から実施している(協働提案事業は、事業の性格に応じ「委託」「補助」「共催」の形態があり、協働事業審査会で形態が決定される)。当事業で採択された中には、被災エリアをフィールドとして活動している市民活動団体の活動支援や、応急仮設住宅における孤立対策などの社会問題の解決につながり、震災復興事業の視点において一役を担った活動もあった。

平成26年度には、「特定非営利活動法人名取ハマボウフウの会(平成13年8月に任意団体として設立された団体で(平成26年3月に法人格を取得)、震災前からハマボウフウ(海岸の砂地に自生するセリ科の植物。平成12年宮城県絶滅危惧Ⅱ類)の保全活動に取り組んでいた)」への補助事業として「名取の海岸復興を目指す「海岸のお花畑」再生事業」が実施された。平成26年6月21日に被災した閑上小学校で「ふるさと海辺フォーラム」を開催、海辺の環境保全を目的に市内外の11団体が活動発表を行い、各地での活動状況を共有するとともに名取市の海岸復興について、地域の人々との話し合いが行われた。翌22日には閑上海岸に設置した「ハマボウフウ保護区」でハマボウフウの移植会が行われ、146名が参加した。また当日は、保護区の清掃も行われ、参加者のメッセージを記した幸せの黄色いハンカチが竹竿に吊るされ設置された。これらの活動は、地域の自然環境保護について振り返りを行うとともに、次世代に地域の魅力と大切さを伝える契機となった。

平成26年度には、「特定非営利活動法人仙台傾聴



ハマボウフウ

の会(住民の心に寄り添い、悩みや不安に耳を傾け、住民が心の安らぎを得るための傾聴活動を行うことを目的に平成20年4月に設立された団体であり、震災後は、宮城県医師会の依頼等により避難所や応急仮設住宅での傾聴活動に取り組んでいた)」への委託事業として「傾聴ボランティア養成講座及び男性サロン」の開催にも取り組んだ。市は、同団体との協働で傾聴ボランティア養成講座3回、男性サロンを実施し、ボランティアの人材育成により孤立者の心に寄り添う環境づくりが図られたほか、孤立しがちな中高年男性が気兼ねなく参加できるサロンの開催により、元気な高齢者を増やすことにつながった。

平成28年度には、防災教育を行う市民活動団体である「ゆりあげかもめ(東日本大震災の経験から「命を守るためにできること」を学び、伝えていくことを目指し平成26年7月に立ち上げられた団体であり、子どもたちの「生きる力」を育み、防災教育の必要性を広めることを目的に防災講話や子ども向け「防災キャラバン」などさまざまな活動を行っている)」への委託事業として「防災・減災の教育事業」を行った。市は、ゆりあげかもめとの協働で平成28年度に防災学校2回、防災キャラバン2回、市民のための防災セミナーを1回実施し、小学生以上の市民に対して災害からの教訓を学び伝えながら次の震災に備える意識を高める活動を行った。

令和元年度には、平成26年度に続き、特定非営利活動法人名取ハマボウフウの会への補助事業により「閑上浜びらき事業(ふるさと海辺フォーラム2019in名取)」が行われた。これは、令和元年5月に、市が「閑上地区まちびらき」を行うのに合わせ、多くの市民と共にこれまで海岸再生を支援してくれた各種団体を



ハマボウフウ移植会

招き、海岸のお花畑づくりを加速させようとする取り組みであり、ハマボウフウを抛り所として閑上への関心を保つとともに環境保全の取組が若い世代や多くの市民等への広がる活動となった。

令和5年度には、「一般社団法人ふらむ名取(閑上の復興に関する情報を活字で伝える『閑上復興だより』、語り部として震災の伝承活動に取り組む「閑上震災を伝える会」及び被災者のコミュニティ再生を支援する「名取交流センター」の3つの団体を前身として平成29年4月に設立され、震災の語り部活動や新たな情報誌『閑上だより』の発行に取り組んでいる)」への委託事業として「舟運事業を活用した観光誘客促進事業」を行った。市は、同団体との協働により、当時、貞山運河やかわまちてらす閑上周辺で運航が開始されていたゆりあげ周遊船「ゆりあげ丸」の船上で、閑上浜を見ながら語り部を行う活動を行った。船上での語り部活動は、令和5年7月から8月にかけて実施し、閑上にあまり馴染みのない市民などに震災前後の現地の様子や震災の教訓などを伝える場となった。



「ふらむ名取」の語り部活動とのコラボにより行った舟運事業

3 閑上復興まつり～絆～

震災後、様々な主体により守り、育まれてきた地域への愛着や「自ら住みよいまちをつくりたい」という一人ひとりの主体的な思いが具体的な形となって表れたのが、令和4年度から毎年開催されている、「閑上復興まつり～絆～」である。このイベントは、地元有志による実行委員会方式で企画・運営されており、住民が主役となった地域のイベントとして

継続的に実施されている。実行委員会の主なメンバーは、町内会をはじめ、語り部などの市民活動団体、PTA関係者など多様な分野から構成されており、世代や立場を超えた協働体制が築かれている。こうした連携のもとで生み出されるイベントのにぎわいは、地域コミュニティの再生と結束の強化につながるとともに、閑上地区に新たな活力をもたらしており、復興の過程において育まれてきた住民主体のまちづくりが、着実に成果として表れていることを示している。



閑上復興まつり～絆～

4 地域の伝統や歴史の継承「閑上学」

「閑上学」は、閑上小中学校で実施されている郷土学習の一環であり、児童生徒が地域の自然やまちの様子について調査活動を行い、地域の人々とのふれあいを通じて、地域の良さに気づくことを目的としている。この学習は、教科や特別活動などで実施している地域に関わる教育活動を、小中学校の9年間にわたる連続的なカリキュラムの中で系統的に学ぶものである。

「閑上学」は、平成30年4月の閑上小中学校開校以来継続的に行われており、同校で同じく力を入れている防災教育と合わせ、在学中に、毎年異なったテーマで閑上について学ぶことができる機会を提供することで、閑上の伝統や歴史の継承につながっている。

1 地域集会所の復旧

東日本大震災では、地域コミュニティの拠点となる多くの集会所が被災した。市が公共施設として設置・管理していた集会所は、災害復旧事業により復旧を進めた。町内会や自治会が設置・管理していた集会所については、名取市集会所建設補助金により費用面での復興支援を行ったほか、「名取市被災集会所再建事業補助金」を新たに創設し、建替復旧にかかる費用に補助金を措置することで、町内会等の取り組みを支援した。その他、復興まちづくり事業（被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業）により新たなまちが形成された閑上地区や高柳地区、美田園北地区にあっては、復興交付金等の財源を活用しつつ新たな集会所を整備、地域コミュニティの再構築を促進した。

1 集会所の復旧（市設置分）

市内には、市が設置・管理する集会所（寄贈によるものを含む。）と、町内会や自治会等（以下「町内会等」という。）が設置・管理する集会所がある。被災した集会所のうち市が設置・管理する集会所の復旧状況は表のとおりである。東日本大震災の津波で全壊となった「杉ヶ袋北集会所」及び「杉ヶ袋南集会所」は災害復旧事業による現地建替を行い、全壊には至らなかったものの浸水や地震による被害を受けた「本村下集会所」「美田園東集会所」及び内陸部に位置する「那智が丘一丁目集会所」は、それぞれ被災した設備等の復旧を行った。全壊は免れたものの、津波による浸水高が天井近くまで達するなどの大きな被害があった「小塚原南集会所」については、NPO法人ハビタット・フォー・ヒュー

マニティ・ジャパンの呼びかけで集まった震災ボランティアと地域住民との協働により、内装の張替えや外壁の塗装などの復旧作業が行われた。

一方、特に海岸に近い位置にあった「日和山団地集会所」及び「北釜集会所」については、「北釜地区」を包含する下増田字屋敷地区が平成23年9月に、「日和山地区」を包含する閑上六丁目地区が平成24年12月に、それぞれ災害危険区域に指定されたことから、いずれも復旧することなく廃止された。

2 集会所の復旧（町内会等設置分）

被災した集会所のうち町内会等が設置・管理する集会所の復旧状況は表のとおりである。閑上地区を中心に、複数の集会所が津波等による大きな被害を受けることになったが、市は、これら集会所の建替復旧を支援するため、平成24年5月に「名取市被災集会所再建事業補助金交付要綱」を定め、町内会等が実施する集会所の建替復旧費用に対し、補助金による支援を行った。補助金は、震災により全壊または流失した集会所に対し、2500万円を上限に交付するので（補助率10分の10）、当該補助金の活用により、「小塚原北集会所」「牛野集会所」及び「大曲集会所」の3集会所の建替復旧が行われた。

その他、地震により設備等が被災した主に内陸部の集会所については、既存の「名取市集会所建設補助金交付要綱」を活用した復旧支援（補助率2分の1、上限額は、新築500万円、増築・改築250万円、改造・改修125万円）を行った。

閑上の旧市街地、県道塩釜亘理線と県道閑上港線が交差する五差路付近に立地していた「上町集会所」は、震災後、堆積土砂の撤去や床板の張替え等を



小塚原南集会所



上町集会所（閑上まちカフェ）



杉ヶ袋南集会所



杉ヶ袋北集会所

■被災した集会所の復旧状況等（市設置分）

名 称	場 所	復旧内容	着工	竣工	備考
日和山団地集会所	閑上六丁目				廃止
小塚原南集会所	小塚原字東中塚	一部復旧（電気・空調・給排水設備ほか）	H24	H25	
本村下区集会所	下増田字前田	一部復旧（室外機交換）	H23.5	H23.6	
杉ヶ袋南集会所	杉ヶ袋字尻田村	建替復旧（鉄筋コンクリート造平屋建（252.81㎡））	H25.9	H26.3	
杉ヶ袋北集会所	杉ヶ袋字杉北	建替復旧（鉄筋コンクリート造平屋建（191.76㎡））	H25.9	H26.5	
北釜集会所	下増田字屋敷				廃止
美田園東集会所	美田園三丁目	一部復旧（空調設備、内装、外構）	H23.6	H23.9	
那智が丘一丁目集会所	那智が丘一丁目	一部復旧（外構等）	H24.6	H24.12	

■被災した集会所の復旧状況等（町内会等設置分）

名 称	場 所	復旧内容	着工	竣工	備考
上町集会所	閑上一丁目	一部復旧（床、トイレ、漏電）	H23.7	H23.8	廃止（※2）
新町集会所	閑上七丁目				廃止
小塚原北集会所	小塚原字田中	建替復旧（木造平屋建て（89.43㎡））	H24.10	H25.3	※1
牛野集会所	牛野字柿沼	建替復旧（鉄筋造平屋建て（111.79㎡））	H25.2	H25.4	※1
大曲集会所	大曲字八幡	建替復旧（木造平屋建て（141.60㎡））	H25.2	H25.10	※1
吉田第一区集会所	高館吉田字宮神明	一部復旧（屋根等）	H23.7	H23.10	※2
高館吉田第三集会所	高館吉田字内館	一部復旧（屋根、壁）	H23.11	H24.3	※2
箕輪公会堂	高館川上字台	一部復旧（屋根、トイレ）	H23.8	H23.10	※2
熊野堂南集会所	高館熊野堂字岩口南	一部復旧（屋根、トイレ）	H23.11	H23.11	※2
田高公会堂	田高字清水	一部復旧（屋根、内外壁）	H23.7	H24.3	※2

※1：名取市被災集会所再建事業補助金による復旧支援を実施した集会所。
※2：名取市集会所建設補助金による復旧支援を実施した集会所、ただし上町集会所は名取市集会所建設補助金による復旧を行った後、廃止、解体された。

行い、平成23年8月には社団法人日本建築家協会（JIA）の協力により「閑上まちカフェ」としてオープンするなど、住民やボランティアなどの活動拠点として利用が継続されたが、その後、被災市街地復興土地区画整理事業による宅地の嵩上げと換地処分の対象となったことで、廃止、解体された。

同じく閑上の旧市街地、中貞山運河西岸にあって津波で流失した「新町集会所」についても、当該地区を包含する閑上七丁目地区が平成24年12月に災害危険区域に指定されたことにより、復旧されることなく廃止された。

3 復興事業による集会所整備

閑上地区の旧市街地にあった集会所は「上町集会所」「新町集会所」とともに町内会等が設置した集会所であり（日和山団地集会所は公設）、震災復興計画の策定当初、集会所の復旧は町内会等の自主組織により進められることを想定していた。しかしその後、閑上地区の復興の方向性が明らかになるにつれ、集会所の設置についても、復興交付金の活用を含め、被災市街地復興土地区画整理事業等、新たなまちづくりの中で進めていくこととなった。

これにより、市は、閑上地区の被災市街地復興土地区画整理事業地内において「閑上中央集会所」及



閑上中央集会所



閑上西集会所

び「閑上西集会所」の2つの集会所の整備を進め、閑上中央集会所は平成30年9月に、閑上西集会所は令和2年4月に供用を開始した。閑上中央集会所が完成した時点では、当該地区の町内会が設立されておらず、平成31年3月に閑上中央町内会が設立されるまでの約6か月間は、市が直営で集会所の管理を行った（閑上西地区では、集会所の供用開始と同時に閑上西町内会が設立された）。

また市は、閑上地区の被災市街地復興土地区画整理事業地内で合計463戸（集合285戸、戸建178戸）の災害公営住宅を整備しており、そのうち、平成29年7月に竣工した閑上中央第一団地C棟の6階には、集会用スペースとして201㎡の集会室を確保した。これは、今後、東日本大震災のような津波被害が再度発生した際の避難場所としての活用を想定したものである。

その他、閑上地区では、区画整理事業地西方の高柳字下合畑地区に50戸の集合住宅（市営住宅高柳東団地）を、高柳字圭田地区に50戸の戸建住宅（市営住宅高柳西団地）を整備しており、これら公営住宅入居者と従来からの高柳地区住民の共同利用を視野に、平成29年3月に「高柳地区集会所」の整備を行った。

下増田地区では、防災集団移転促進事業の移転先となる美田園北地区において、平成28年11月に「美田園北集会所」を整備した。美田園北地区では、集会所の近隣に農業共同作業場が整備され、農業者への貸与を行っている。これは、美田園北地区の住民の多くが沿岸部の農村集落からの移転者であり、これらの住民の利用に供することを目的としている。



美田園北集会所

■復興まちづくりにより新たに整備した集会所（集会施設）

名 称	場 所	構造等	着工	竣工
閑上中央集会所	閑上中央二丁目	木造平屋建て 155 ㎡	H30.3	H30.9
閑上西集会所	閑上西二丁目	木造平屋建て 158 ㎡	R1.11	R2.3
閑上中央第一団地集会室	閑上中央一丁目	(C 棟 6 階 201 ㎡)	H28.5	H29.7
高柳地区集会所	高柳字圭田	木造平屋建て 176 ㎡	H28.7	H29.3
美田園北集会所	美田園北	木造平屋建て 147 ㎡	H28.6	H28.11

4 宮城県被災地域交流拠点施設整備事業補助金の活用

宮城県では、兵庫県から寄せられた義援金を財源に、平成25年度に宮城県被災地域交流拠点施設整備事業を開始した。当事業は、震災で被害を受けた県内の集会所等の整備に加え、施設を活用した住民活動の支援、地域コミュニティの再構築支援等を目的とするものであり、本市でも同事業の活用により、震災で

人口が増加している地域の集会所整備に取り組んだ。

具体的には、福島県の実発被災者を含め、沿岸各地の震災被災者の転入により人口が著しく増加している市内陸部の造成団地等において、町内会等が実施する集会所の整備事業に対し補助金による支援を行ったもので、これにより「愛の杜集会所」「愛島郷北集会所」「愛島郷南集会所」「田高町西集会所」の4つの集会所が新たに設置された。



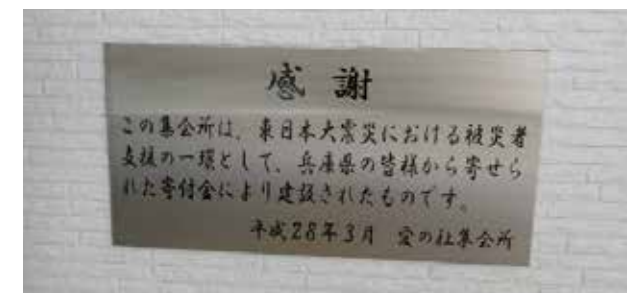
愛島郷南集会所



愛島郷北集会所



愛の杜集会所



愛の杜集会所 感謝のプレート

■宮城県被災地域交流拠点施設整備事業補助金で新たに設置された集会所

名 称	場 所	構造等	着工	竣工
愛島郷南集会所	愛島郷二丁目	木造平屋建て 105.99 ㎡	H26.8	H27.3
愛島郷北集会所	愛島郷一丁目	木造平屋建て 105.58 ㎡	H26.8	H27.3
愛の杜集会所	愛の杜一丁目	木造平屋建て 117.17 ㎡	H27.10	H28.3
田高町西町内会集会所	増田四丁目	木造平屋建て 150.30 ㎡	H29.10	H30.3

震災の教訓の蓄積と
定着化

市は、東日本大震災の教訓を今後に生かし、二度と同じ惨禍を招かないよう、防災計画など各種計画に反映するため被害状況を取りまとめ、その結果の整理分析を行った。また、関係者の体験談や、震災による被害状況の写真や映像の収集保存にも努めた。

その基礎的な情報収集を踏まえ、新たな防災計画に反映するとともに震災を風化させることなく未来へつないでいくため、震災メモリアル公園、震災復興伝承館などの環境整備に取り組んだ。

また、記憶と教訓の伝承には、語り継いでいく人材の育成が最も重要と考え、令和6年4月、市内語り部団体と「東日本大震災の教訓伝承に係る人材の発掘・育成に関する協定」を締結し、人材の育成にも取り組んでいる。

1 東日本大震災記録・保存事業

市は、東日本大震災の発災と被害状況並びに震災の教訓を後世に残すため、平成23年11月1日、室長のほか3人の図書館司書等で組織する「震災記録室」を総務部に新設し、震災資料の収集や保存に取り組んだ。対象となった主な資料は、写真や映像、震災の体験談である。また、資料収集と並行して復興交付金を活用し資料の公開にも取り組んだ。その成果として、次の①～④を刊行、⑤～⑦の記録映像を制作し、市内小・中学校や関係機関、希望する団体などに配布した。

①『名取市 東日本大震災 一年間の写真記録』平成25年3月1日

※旧版は、平成23年5月7日

②『東日本大震災 名取市民の体験集』平成26年3月

③『東日本大震災 名取市の記録』平成26年10月

④『名取市における東日本大震災の概要』平成27年3月

⑤『名取市防災教育用映像 いのちを守るために』（通常版、字幕付き版、英語版）DVD、平成25年3月

⑥『名取市東日本大震災映像記録 未来への記憶』（通常版、字幕付き版、英語版）DVD 2枚組、平成26年3月

⑦『名取市東日本大震災「語り部」の映像記録 震災を語り継ぐ人々』（通常版、字幕付き版、英語版）DVD 2枚組、平成27年3月



上記を公開する取り組みに加えて、写真は『名取市震災アーカイブ』としてホームページで誰もが閲覧できるよう整備し、防災のセミナーや研修会、論文、報道などで幅広く活用されている。さらに、『名取市における東日本大震災の記録』として上記の刊行物や記録映像は、PDFや映像データとしてホームページでも閲覧できるように整備を行った。

「震災記録室」は平成27年3月で廃止となったが、刊行物と映像記録は図書館に引き継がれ、図書館3階の情報発信コーナーに配架されている。

震災記録等の活用

東日本大震災の記録等は、新たな防災計画、避難マップ、ハザードマップ等への活用のほか、復興交付金申請に係る基礎資料、農業用施設の整備など、各種計画等に活用されている。

成果図書については、市図書館、震災復興伝承館などに配置し、教訓の伝承のほか、防災学習に活用されている。

今後も、新たな取組や後世に伝えていくべきことなどを取りまとめ検証を重ねていく必要性は言うまでもない。

2 震災遺構保存に向けた取組

国は平成25年11月、震災遺構の保存に対し、調査費用に加え、各市町村1か所に限り、保存に必要な初期費用（維持管理費は対象外）を復興交付金の支援対象とする方針を示した。市は、震災遺構となり得る施設等の調査を行い、同年12月の段階では「震災遺構なし」との見解をまとめていたが、平成26年1月に開催された県の震災遺構有識者会議（第2回）において、閑上中学校を候補として検討すべきとの提案がなされたことを受け、市は改めて震災遺構



旧閑上小学校（閑上字鶴塚（当時））



株式会社佐々直旧本店工場（閑上五丁目（当時））

に関する市民の意向確認を行った。同年3月3日から4月30日までの約2か月間、保存すべき震災遺構に関する意見を募集した結果、旧閑上中学校や旧閑上小学校に加え、株式会社佐々直旧本店工場、東禅寺、り災民家等、10か所の候補地が寄せられ、市では、これらの意見を踏まえ、震災遺構の保存に向けた再度の検討を行うこととなった。この過程で、閑上居住エリア内に位置する旧閑上小・中学校については、閑上地区に戻る住民の心情への配慮と、閑上の復興事業に与える影響を考慮し候補から除外する判断を下した一方、老舗かまぼこ製造会社である佐々直旧本店工場については、非居住エリアに位置し、市が整備を目指す震災メモリアル公園の重要な構成要素のひとつになり得ると判断。平成26年9月、佐々直旧本店工場を震災遺構として保存を目指していく方針を市議会復興調査特別委員会に説明した。しかし、これらの新たな方針に対して、議会や市民から「選定が性急すぎる」「住民の意見を十分に聞いていない」といった厳しい声が数多く上げられることとなり、市はこれ以上の理解を得ることは困難であると判断せざるを得ず、平成27年6月、震災遺構保存事業の廃止を決定した。



旧閑上中学校（閑上字五十刈（当時））



東禅寺（閑上二丁目（当時））

3 慰霊碑の建立

市は、震災の犠牲者を偲び、震災の記憶を後世に伝える「名取市東日本大震災慰霊碑（以下、「慰霊碑」）」について、震災メモリアル公園内に設置することを検討していたが、閑上地区のまちづくりが思うように進まない中、公園整備まで検討が至らない状況が続いていた。その間も震災による犠牲者の追悼に多くの人々が被災地を訪れていたが、手を合わせる慰霊の場がないため日和山がその役割を担っていた。震災の犠牲者に手を合わせられる場所を1日も早く整備してほしいという声が次第に高まり、平成26年2月、メモリアル公園の整備に先行し、災害復興寄附金を活用して慰霊碑の建立に着手することとした。

建立場所は、市内で最も大きな被害が出た閑上地区にあって、市有地でまとまった面積を有し、多くの人を訪れる日和山の南側に位置する旧閑上五丁目地内の元仙台市営バス回転場を選定した。

事業方式は設計・建施工事ともに公募型プロポーザル方式を採用。平成26年4月、名取市東日本大震災慰霊碑建施工事プロポーザル選定委員会を設置し、同年5月角田市の「スギサキ彫刻工房」を施工事業者に選定した。採用案は、植物の種をイメージした「種の慰霊碑」から発芽した「芽生えの塔」が天に向かって伸びていくデザインで、螺旋を描く「芽生えの

塔」は震災の犠牲者が天に昇る姿を表現、上へ上へと伸びていく姿は、震災を克服し復興へと決意を新たにする名取市の姿も重ねて表現していた。慰霊碑の高さ（「豊穰の大地（築山部分）」の高さを含む）は閑上に押し寄せた津波高と同じ8.4mで、震災の記憶を後世に伝えるのにふさわしいものであった。

また、同年6月には、碑文として慰霊碑に刻むメッセージの募集を行った。避難先を含む市内外の市民等53人から合計70件の応募があり、市内8か所の応急仮設住宅の代表者で構成する碑文選定会議において、海川高氏（閑上六丁目出身）考案による次の碑文が選定された。

亡き人を悼み 故郷を想う
故郷を愛する御霊よ 安らかに



「種の慰霊碑」に刻まれた碑文



名取市東日本大震災慰霊碑（平成26年8月撮影） ＊震災メモリアル公園整備前のもの

市は慰霊碑の建立と並行して、震災犠牲者の刻銘についても検討を行った。犠牲者の刻銘は、慰霊碑と合わせて芳名板を設置する方向で検討を進めていたが、慰霊碑が将来のメモリアル公園整備に併せて、移設による再整備を見据えていたことから、芳名板についても同様に将来の移設を見据えた仮設整備を行う方針とした。

平成26年8月11日の月命日、慰霊碑の完成に合わせ「名取市東日本大震災慰霊碑除幕式」を開催。慰霊碑前に設置した芳名板には震災で犠牲となった948名のご芳名（市民及び市内で亡くなられた方）が刻まれた。芳名板の作成に当たっては、全て犠牲者のご遺族に記名の可否や並び順（「〇〇さんの

隣に刻んで欲しい」など）に関する意向確認を行った。多くのご遺族から記名の上承を頂くことができたが、中には、身内を亡くした悲しみなどから、上承を頂けなかった事例もあった。

その後、平成30年に震災メモリアル公園の本格整備に併せ、芳名板は仮設のものから恒久的な石造りの芳名板として新たに整備を行った。芳名板の再整備にあたっては、仮設芳名板を設置した後、新たに芳名板へ記名を希望された方々や、前回の意向調査の際には記名の上承を頂けなかった方々にも、本格整備の案内に合わせて、再度意向確認を実施した。その結果、本設の芳名板には960名のご芳名が刻まれることとなった。

■応募碑文メッセージ一覧

番号	碑 文
1	忘れません あなたの笑顔 あなたが暮らしたこの街並み 永遠に
2	芽生えの燈を風は忘れず
3	空、晴れわたり 波、静かに
4	祈り この世界と他の世界のすべての存在が 幸福で平安でありますように 合掌
5	祈り ひと足先に逝ったのは 思い出してほしいから みな助け合う にほんの心
6	忘れないよ あなたの光を あなたの光を 感じながら生きてるよ
7	私たちは 決して忘れません！ 決して
8	次の世代に伝える為に 皆返して 忘れない 3月11日
9	悲しみを乗り越えて 上を向いて 歩こう 忘れない 母
10	きみといた この町 きみといた 時間 きみの笑顔を 忘れはしない
11	忘れない この町 きみの 声 笑 きみと過ごした 時間のすべて
12	迫り来る大津波恐怖と絶望に 作（な）す術なく逝きし人々の 鎮魂の為合掌す
13	愛しき人へ 新しい命の種に 希望の火を宿し 感謝の心を ここに祈らん
14	輝ける 希望の芽生えに 復興誓う 愛しき人よ 安らかなれ
15	忘れない 愛しき人と大津波 人々の絆 未来へと われらの故郷 閑上の町
16	あなたを忘れず 暮らしています あなたの分もしっかり 生きていきます
17	まずしもともいねぐなったっちゃ んでもちてすむのっしゃ
18	天津波 豊穰の地 よみがえらせむ 御霊の安らぎ 永久に祈りつ
19	ありがとう・・・ ずっと忘れない

20	永遠に忘れじ
21	閑上の住民を守ってくれてありがとう
22	不忘 あなたを あの日を あの刻を 閑上の空と光と 思い出も みんな一緒に
23	地震だ 津波だ さあ逃げよう ここに眠る 命の声が 叫んでる
24	亡き人を悼み 故郷を想う ここに 我が町 閑上があった
25	亡き人を悼み 故郷を想う ここに 私たちの故郷があった
26	亡き人を悼み 故郷を想う 閑上を愛する御霊よ 安らかに
27	亡き人を悼み 故郷を想う 故郷を愛する御霊よ 安らかに
28	心界久遠
29	やすらかな眠りと私達をお守りください
30	君がもうここにはいなくても 君は私の心の中にいる 君に届け この思い
31	君の姿が見えなくても いつも私の側にいる 一緒に進もう 未来への一歩
32	天翔けて はるかをはるかを 閑上に貞山堀の にほい悲しき
33	何年もかけて築き上げて来た事が あの一瞬にて消えさりこの悔しさを
34	早すぎたあなたの死 とどろく海 おだやかな朝風夕風 マウンテンバイク・松林・木漏れ日・貞山堀・カヌー（大学）・空港でのランチ・・・ あなたに出会えてほんとうにありがとう
35	一瞬で奪った 閑上と命震災で 残った人々は 一生風化させず 担って行く
36	ふるさと閑上を忘れない
37	今日も生きていたかった
38	尊い命の犠牲の上に建つ
39	妻 _____へ 今までありがとう 最後にごめんが 言いたかった
40	みんなあなたの事は忘れません ありがとうございました
41	鳥や 花や 風や 朝や 波に 耳をすますと 聞こえてくる 希望の音が 光と共に
42	命つないで 光と共に 私からあなたへ これまでと これからへ
43	私がいたこと かつて あなたがいること 今 誰かがいること いつか ここに
44	命が光の線となり 伝わる 伝えたい 伝える 希望 信じる勇気の中で
45	あなたと生きる もう会えないあなたと まだ会わないあなたと 今 ここで
46	安らかにお眠りください
47	絆・感謝・夢・希望 やすらかなる永遠のいのち あなたを 忘れない
48	忘れない あなたのことは あの日まで一緒に暮らした ここが古里だから
49	閑上人の誇りを胸に お守りください 「心」安らかにお眠りください
50	くやしさ以外 なにもない 返してほしい みんなを
51	あの日あの時 尊霊の碑
52	あんだも語ってけさいん あんだも訓練すらいん あんだの身はあんだで
53	笑顔をありがとう いつまでも一緒だよ

54	安寧
55	どうぞ安らかに そして私達を見守っていて下さい
56	東日本大震災で逝った命は 生きて芽を吹くよう 教えてくれた礎である
57	あなたの優しい思い出は家族共に忘れず頑張るよ 天国から見守って__・・・
58	閑上愛した兄 ほんとうにありがとう おくやみ申し上げます
59	震災の記憶を忘れずに 頑張っておりますので ご安心下さい
60	あなたの無念は私の無念です あなたの思い出は私の灯火（ともしび）です
61	誓います 私達は3月11日と911名の命 永遠（とわ）に伝えていきます
62	私達はここに誓います 二度と尊い命と故郷を失うことはしません
63	忘れません この美しい海を あなた方を 守ります 命 故郷を
64	閑上の美しい海とあなた方を忘れません 故郷を守り 生きていきます
65	耳をすませば波の音 涼しき風は今も通り抜けています どうか 安らかに
66	波の音 涼しき風 彼らは知っている 穏やかな町が 確かにあったことを
67	あの瞬間 叫び 闘い 哭いた 極限の無念を受け継ぐ いま 処に 確かな芽生えが
68	閑上は家族みんなの故郷だから いつでも帰って来てね
69	苦・悔・悲 故人様の無念 忘れません 光のある浄土への道へと お祈りいたします
70	故郷の行くすえ 天空から見守り続き 我静かに土帰る

4 震災の記憶を語り継いでいくための環境整備

閑上東地区で震災前と変わらないのは、日和山と慰霊碑周りの宅盤の高さのみである。芽生えの塔の高さが津波高と同じという設定のため変更できなかった。慰霊碑に向かって勾配が下がっているのはそのためである。それ以外の箇所は、道路、宅地に至るまで整地の上、再整備されているため多少高くなっている。

東日本大震災の惨禍を二度と繰り返さないためには、震災の記憶を後世に語り継いでいくことが重要である。そのためには、その空間を訪れたり、見ることで、あの惨禍を思い起こし、そのことについて深く考える契機となる環境整備が必要である。

他の市町村においては、震災遺構として保存活用している事例もあるが、本市においては、前述のとおり震災遺構の保存を断念し、震災遺物や原風景を有効活用し震災の記憶を語り継いでいく環境整備に取り組んだ。

5 震災メモリアル公園整備事業

東日本大震災は、市内で965名の犠牲者を出し、特に本市の沿岸地域に位置する閑上・下増田地区に未曾有の被害をもたらした。中でも閑上地区は、地域全体が津波による壊滅的な被害を受け、多くの住民が犠牲となった場所であった。市は、震災の記憶と教訓を後世に伝承し、犠牲者を追悼していく施設を整備する場として、最も被害の大きかった閑上地区を選定した。また、地区外へ転居した住民がふるさとを訪れ、共に集うことができる空間拠点を整備することも震災からの復興における重要な課題であった。

以上の観点から市は、土地区画整理事業で再生を図る閑上地区に震災の記憶伝承等の場として、「名取市震災メモリアル公園（以下、「震災メモリアル公園）」の整備に着手した。

■震災メモリアル公園基本計画策定までの経過

平成27年8月28日（金）	震災メモリアル公園市民シンポジウム ～震災の教訓継承と沿岸地域の活力の創造～ 1 基調講演 ・「東日本大震災の復興記念公園及び国営追悼・記念施設（仮称）」 国土交通省東北地方整備局 東北国営公園事務所 所長 脇坂 隆一 氏 ・「都市復興におけるメモリアル空間の形成と街の再生 ―記録・記憶・再生―」 東北大学災害科学国際研究所 国際防災戦略研究室 教授 村尾 修 氏 2 パネルディスカッション テーマ①震災メモリアル公園はどのような空間にすべきか テーマ②沿岸地域の交流人口拡大のために有効な取り組みは
平成27年9月9日（水）	震災メモリアル公園第1回ワークショップ ①どのような場所にしていくか （震災前はどのような場所？震災後はどのような場所？） ②誰が？どのような時に？
平成27年9月26日（土）	震災メモリアル公園第2回ワークショップ ①活動に必要な施設は？ （誰が？どのようなときに？） ②施設等のレイアウトについて
平成27年12月16日（水）	震災メモリアル公園第3回ワークショップ ①震災メモリアル公園の素案について（説明） ②ワークショップ グループ別で、素案について意見交換
平成28年3月1日（火）～ 平成28年3月25日（金）	震災メモリアル公園基本計画（案）に対するパブリックコメント
平成28年3月	震災メモリアル公園基本計画 策定

(1)基本計画の策定

閑上地区のまちづくりが順調に進み始めた平成27年、市は復興事業の集大成ともいえるべき、慰霊碑と一体となった震災メモリアル公園の整備に向けた検討を開始した。公園整備にあたっては、犠牲になられた方々の追悼の場、やむなくふるさとを離れた方々が思いを馳せる場、ボランティアなど復興を強く願った方々が訪れる場など、思い思いに時間を過ごすことができる空間整備を目指した。その実現のために、計画段階から被災者や市民に限定することなく広く意見を募った。平成27年8月には、キックオフとしてシンポジウムを開催、同年9月から12月にかけて公園整備に意見を持つ市民等によるワークショップを3回にわた

り開催。ワークショップで出された意見を踏まえ、平成28年3月に基本計画を策定した。その後、市は、平成28年度に基本設計、平成29年度から詳細設計を行い、平成30年9月に建設工事に着手した。

〔震災メモリアル公園市民シンポジウム〕

平成27年8月に開催した「震災メモリアル公園市民シンポジウム」は、基調講演とパネルディスカッションで構成し、震災メモリアル公園を地域の中でどのような場にしていくか検討が行われた。パネルディスカッションでは「震災メモリアル公園はどのような空間にすべきか」「沿岸地域の交流人口拡大のために有効な取り組みは」という2つのテーマについて意見が交わさ

■震災メモリアル公園ゾーニング図



れた。その中で挙がった、追悼、安全性、子どもたち、防災教育、地域の活性化、水辺空間、記憶、閑上らしさ、将来に向けての継承などのキーワードが、震災メモリアル公園を具体化するための出発点となった。

〔震災メモリアル公園ワークショップ〕

「震災メモリアル公園ワークショップ」（平成27年9月～12月：計3回開催）では、参加者を市民に限定することなく、震災メモリアル公園はどのような場にすべきか、どのようなデザインにすべきか、どのような機能を整備すべきかなど、自由に議論を行った。ワークショップでは、日和山との一体的な整備、防災学習空間としての遺構と伝承ゾーンの整備、海

を望む丘の整備など、震災メモリアル公園の基本計画策定に向けた貴重な提案がなされた。

(2)震災メモリアル公園の整備概要

震災メモリアル公園の整備にあたり、市は「鎮魂の場として故人と向き合える公園」「震災の記憶を次の世代に語り継げる公園」という方針に加え、近隣のゆりあげ港朝市をはじめとした観光施設を整備し、にぎわい創出も目指し「日常的に人々が集い憩える公園」という3つの基本方針を掲げた。また、ゾーニングは、約3.35haの敷地に、祈りの中心となる「祈りのゾーン」、日常の憩い・コミュニケーションの場となる「憩いのゾーン」、海沿いの堤防を越えて広浦を眺めら

れる「海を望む丘ゾーン」、古くからの地域のランドマークである日和山を中心にこれからの震災復興の象徴を担う「日和山ゾーン」、震災の教訓を未来へと伝承する「遺構と伝承ゾーン」の5つのゾーンで空間を構成。公園を利用するすべての人々が、人・記憶・憩いといったさまざまな要素で未来へとつながり、親しみや愛着を感じてもらえる空間整備を目指した。当初「遺構と伝承ゾーン」は、従前の宅地の基礎跡の存置や、パイプフレームで従前のまち並みを再現することなども検討したが、いずれも課題が多く実現には至らなかった。

公園内には、大型 TENT を備えた休憩施設や220台以上収容可能な大型駐車場を完備。「祈りのゾーン」の慰霊碑前には、皇太子ご夫妻（現天皇皇后両陛下）が東日本大震災で大きな被害を受けた閉上を思って詠まれた短歌が刻まれた歌碑も設置した。なお、歌碑の揮毫は市内小中学生から公募により2名を選考し、書道家の指導のもと作品として仕上げた。

(3) 震災メモリアルブロック設置プロジェクト

震災メモリアル公園内にも、震災前の閉上の風景を思い起こさせるエリアが整備されている。市は、メモリアル公園の「遺構と伝承ゾーン」に、震災前の閉上の地形や幹線道路、貞山運河などを平板ブロックで再現し、日和山山頂から望むことで昔の閉上を思い起こすことができるような取り組みを企画した。

この企画は、平成30年度に名取市観光物産協会へ委託した「震災メモリアルブロック設置プロジェクト」として実施された。プロジェクトは、平成30年5月から7月にかけて当該企画に賛同した方々や、閉上地区のまちづくりに参加したい方々に対し、震災瓦礫を用いて作



震災メモリアルブロックプロジェクト

成した平板ブロックの購入を寄附金として呼び掛ける形で行った。平板ブロック1枚当たりの単価は3,000円とし、購入者の氏名は「遺構と伝承ゾーン」の寄贈銘板に記した。ブロックの裏面には、復興への想いや閉上地区へのメッセージなどが思い思いに刻まれた。

平成30年5月に開催の復興促進イベントでの販売会をはじめ、名取市観光物産協会、地元メディア（新聞やテレビなど）、市広報、復興だより、市ホームページなど多様な媒体を通じて広報活動が行われた。その結果、最終的に310名（1,203口）から総額360万9,000円の寄附金が集まり、1,203枚のブロックにより整備が完了した。特に「遺構と伝承ゾーン」周辺にあった旧日和山町内会からは大口の寄附があった。観光物産協会からブロック1,203枚のほか、寄付者銘板と日和山町内会制作の石碑が寄贈された。石碑には、「からぶつても いんでねえの 助かれば!!（令和元年五月 閉上日和山町内会有志一同）」の文字が刻まれている。

これらのブロックで再現された閉上の地形には、かつての地区名を記したブロックを配置、震災前に閉上小学校・閉上中学校や閉上公民館があった場所には、それぞれの施設の写真をタイルに焼きつけ、震災前のまち並みをイメージできるようにしている。

※震災瓦礫で作成されたブロック：縦30cm×横30cm×厚さ30cm

(4) 震災瓦礫を活用した記憶のまちモニュメント整備

閉上地区は、水産や観光など豊富な地域資源と共に発展してきたが、津波により、震災前の風景のほとんどが失われた。市は、平成18年度に市民との協働で選定した「なとり100選」をもとに震災瓦礫を活用し、失われた地域資源を瓦礫モニュメントとして再生した。モ



瓦礫モニュメント（閉上中央公園）

ニュメントは、市内の社会福祉法人みのり会との連携により制作し、「開運橋」や「名取の松原」「日和山公園」などの地域資源を再現。これにより、震災前から住んでいた住民が震災の記憶に触れ、後世に伝えることができる場を整備した。

(5) 震災遺物

「遺構と伝承ゾーン」には、かつての閉上のまちを偲ぶ「閉上小学校前歩道橋」と「すずらん灯」が保存されている。

「閉上小学校前歩道橋」は、県道塩釜亘理線、旧県道閉上港線（通称：バス通り）及び旧市道町頭築港線（通称：産業道路）とのいわゆる「閉上五差路」に架かっていた歩道橋であり、閉上小学校の児童の通学等に長年使用され、親しまれてきた。発災時は、周辺の道路が避難しようとする車で渋滞するなか、多くの人々がこの歩道橋を駆け上がったことで、襲来する津波の難を逃れた。



閉上小学校前歩道橋

土地区画整理事業によりかつての五差路は解消され、歩道橋としての役目を終えることになったが、撤去された橋桁の一部が公園内に保存されている。

「すずらん灯」は、閉上商店街の振興のため、かつて「閉上商業振興会」がバス通りなどに設置していた街路灯である。津波により大半が流失したが、東日本大震災以前の閉上の原風景につながる遺構として残った4灯を復元整備し、現地に移設した。

6 北釜地区震災メモリアルゾーン整備事業

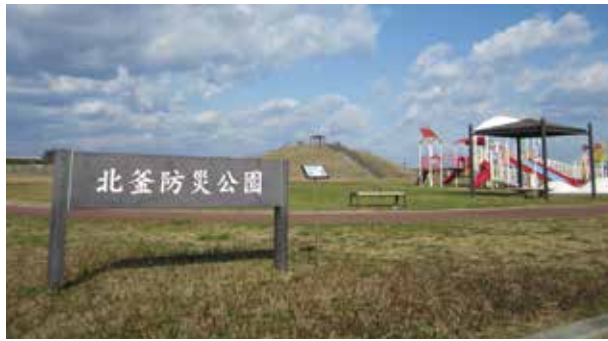
下増田地区の南東部、仙台空港東側に位置する北釜地区（「北釜」は下増田字屋敷を中心とする集落一帯の通称名である）は、震災以前は123世帯396人（平成23年2月末時点）が住み、「北釜メロン」の生産を代表とする園芸農業が盛んな地区であったが、震災による津波で47名の住民が犠牲となった。その後、北釜地区は集団移転の方針がまとまり、市が平成30年12



すずらん灯



北釜地区震災メモリアルゾーン



北釜防災公園

月に策定した都市計画マスタープランでは、「臨空拠点地区」として位置付けられ、産業用地として活用する方針とされている。

そのような中、令和2年11月に北釜地区の元住民有志で発足した「ふるさと北釜を残す会」から、市に対して「北釜地区の歴史や思い出を残したい」という相談が寄せられた。市としても、北釜地区が本市沿岸部における古くからの集落であり、震災で失われた地区住民の暮らしや歴史を何らかの形で後世に伝えたいという考えから、地域の思いを受けとめ、北釜防災公園の一角に同会から提供された資料や写真を活用したメモリアルゾーンの整備に地元の住民や企業と協力して取り組むこととした。令和4年3月、「北釜地区震災メモリアルゾーン」が完成し、完成披露記念式典が開催された。この式典には「ふるさと北釜を残す会」をはじめとす

る地元住民や施工業者、市関係者らが出席し、盛大に執り行われた。この施設には、地域の歴史や震災時の復興活動、四季折々の住民生活を紹介するパネル6枚(コンクリートの壁高さ1.8m)が展示されている。また、同会会長宅の柱などの部材を利用して作られた入口の標識やベンチが整備されており、地区で唯一被害を免れた下増田神社へと通じる通路も整備されている。

7 語り継いでいく震災遺物

(1) 閑上プラザ・閑上小中学校郷土資料室

閑上小中学校の隣接地の「閑上プラザ」には、旧閑上中学校北側にあった石碑や松の木のほか、閑上中学校遺族会が建立し、震災で犠牲になった閑上中学校の生徒14人の名前が刻まれた慰霊碑がある。平成24年3月11日、旧閑上中学校に建立されたもので、まちの移り変わりとともに現在の場所に移設された。震災から月日が経過しても、子どもたちが生きた証として、学校に通う子どもたちやそこを訪れる人々に命の大切さと震災の記憶を伝え続けている。

また、閑上小中学校の校舎には、郷土資料室が設けられ、震災前の閑上の自然や賑わい、伝統文化を記録したパネルや、震災から復興途上の閑上



閑上小中学校郷土資料室



閑上プラザに設置されている慰霊碑

の風景パネルが展示されている。郷土資料室には、旧閑上中学校北側壁面に設置され、地震発生時刻の午後2時46分で止まっている大時計や、旧閑上中学校音楽室に設置されていた黒板が保存されており、黒板には、卒業生をはじめ解体前の中学校を訪れた人々が書いたメッセージが残されている。これらも震災を語り継ぐ震災遺物として、「閑上学」の教材として、防災学習などに活用されている。

(2) 名取川河川堤防旧護岸 パラペット(特殊堤防)

名取川河川堤防右岸には、閑上の原風景の1つとして、震災前に河川堤防に設置されていたパラペットが残されている。パラペットとは、堤防の天端に設置されている低い壁上の特殊堤防のことである。

閑上地区のかわまちづくり事業を進めていく中

で開催された「閑上地区かわまちづくり検討部会」において、津波の被害から残ったパラペットの一部を、広域地盤沈下への応急復旧の履歴として一部保存することで、防災学習に活用することが検討された。震災前のパラペットの下部は、石張りになっていたが、震災による広域地盤沈下の影響を受けて下がってしまったため、応急的な復旧としてコンクリート打ちで補修された。会議には震災前の地元住民も委員として参加しており、閑上地区の原風景の1つとして残すことで震災の伝承になるのではないかという結論に至り、最終的に新たな堤防の整備を進めていくに際して、パラペットは撤去しない方針となった。平成29年12月に名取川河口部の河川堤防の復旧が完了した後も、震災前の閑上地区の原風景の1つとしてパラペットは現在も残されている。

8 名取市震災復興伝承館整備事業

震災伝承施設の構想段階において、市は歴史資料館を兼ね備えた2階建て、延べ床面積2,000㎡の大規模な施設を計画していた。しかし、単独での整備は膨大な事業費を要することから、小規模施設化や他施設との併設など、事業内容の大幅な見直しを迫られた。さまざまな施設整備のあり方を



名取川河川堤防旧護岸

検討したが、最終的には、かわまちづくり事業の実施とあわせ、水防センターとの併設により整備することとなった。

(1) 施設計画の変遷

施設の小規模化や他施設との併設を検討する過程で、名取駅前ビルに整備を計画していた新図書館との併設案が浮上したが、「名取駅前復興市街地再開発事業」の事業実施時期とタイミングが合わなかったことや、図書館の整備コンセプトの整理などの課題が多く、この併設案は立ち消えとなった。

その後も、床面積の有効活用や管理費の面から、他施設との併設を模索し、再建確実な閑上公民館への併設を目指し、さらなる検討を重ねた。しかし、この閑上公民館併設案についても、閑上地区のまちづくりが思うように進まない中、財源となる復興交付金の申請を見送らざるを得ない状況に至った。

震災伝承施設の整備において、平成26年12月の閑上地区かわまちづくり事業の支援認定が大きな転換点となった。閑上地区かわまちづくり事業の計画には水防センターの必要性が盛り込まれていたことから、有事の際は水防活動拠点として、平常時は震災伝承施設として施設を活用する方向で国との協議を行い、河川防災ステーション内に震災伝承施設を建設する方針が決まった。施設整備の役割分担として、かわまちづくりの事業採択当初から敷地整備を国が、施設整備を市が行うことになっていたことから、市は、復興交付金を活用した「名取市震災復興伝承館整備事業」として令和元年7月に施設建設に着手した。また震災前、閑上公民館隣接地にあった水防倉庫も同施設との合築により整備した。

(2) 名取市震災復興伝承館の概要

「名取市震災復興伝承館（以下、「震災復興伝承館」）」は、東日本大震災の記憶や教訓を伝承

し、防災意識を醸成していく場として令和2年5月30日に開館した。震災復興伝承館は木造平屋建て（建築面積303.43㎡）で、館内はコミュニティスペース、展示スペース、シアタールームの3つのエリアからなる。施設の建設にあたっては、今後の持続可能な施設の運営を見据え、市内伝承団体や一般社団法人名取市観光物産協会との意見交換を行った。意見交換では、施設レイアウトや展示物の配置などについて意見が出された。

コミュニティスペースには、『失われた街』模型復元プロジェクトとして神戸大学、仙台高等専門学校、仙台建築都市学生会議等が製作し寄贈された震災前の閑上のまち並みを再現したジオラマ模型やなとり散策マップを配置し、地域の歴史と今を感じながら交流を促す場とした。展示スペースは、復興までの歩みや防災の知識を発信し、水圧体感ドアなどを通して津波の破壊力を擬似体験する場も提供。またシアタールームでは、東日本大震災の津波被害のパネル展示「津波の真実」のほか、沿岸部を襲う津波の映像などを通して震災の教訓を伝承する場とした。

震災復興伝承館は、一般社団法人名取市観光物産協会を指定管理者に指定し、各関係団体と連携したパネル展示や企画展を実施するなど、来館者数増加のための取組を行っている。また、令和7年度には、シアタールームの映像リニューアルや「災害体験VRコーナー」及び「防災リュック体験」など、新たなコンテンツの導入も行った。

開館以来、全国各地から来館者が訪れている震災復興伝承館は、単なる展示施設にとどまらず、震災の教訓や防災の知恵を未来へ繋ぎ、市民、復興支援者、そして来館者が互いに交流し、連携を深める拠点としての役割を担っており、令和7年4月には、累計来館者20万人を達成した。



名取市震災復興伝承館



名取市震災復興伝承館（コミュニティスペース、展示スペース）

9 語り継いでいくための関係団体との連携・人材育成

震災の伝承活動については、発災から長期にわたり、語り部団体などの自主的な活動に頼り、市として主体的な取り組みを積極的に進めてこなかった実態がある。伝承団体「一般社団法人閑上の記憶」への活動支援を行いつつ、市が設置した慰霊碑の清掃に連携して取り組み、また、震災復興伝承館の建設時には各伝承団体との意見交換などを行った経過はあるものの、取り組みは限定的であった。

そのような状況が続くなか、市は令和6年4月24日に「一般社団法人ふらむ名取」、「一般社団法人閑上の記憶」の市内震災伝承団体と「東日本大震災の教訓伝承に係る人材の発掘・育成に関する協定」を締結し、その後語り部のバスツアーなどに取り組んでいる。また、令和6年度からは、震災後に採用された市の若手職員に対する伝承研修にも連携して取り組んでいる。震災から十数年が経過し、市においても、震災復興の取組を支えてきた職員の多くが退職し、現在では震災後に採用された職員が約半数を占めることになった。本市が今後、各種施策を進めていくうえで、震災の記憶と教訓は、全職員が備えておくべき絶対的な知識であり、特に震災対応未経験の職員を対象に、震災の記憶と向き合う機会を提供することは、今後も起こり得る災害への対応や危機管理の意識の醸

成を図る上で非常に重要である。そのためにも、震災を風化させないために、震災メモリアル公園や震災復興伝承館などの空間を維持するとともに、震災を語り継いでいく人材の育成や震災の記憶に触れる機会の創出に継続的に取り組んでいく必要がある。

10 防災教育の取組

市教育委員会は、東日本大震災の経験を踏まえた防災教育を推進し、災害に対する正しい知識の普及と、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる力の育成を目指している。また、地域や家庭と連携した防災訓練・防災教育に取り組むことで、災害から自分の命を守ることに加え、安心安全な社会づくりに貢献する心を育むための、地域に根ざした安全教育に取り組んでいる。

毎月「11日」を「防災学習日」とし、市内学校共通のカリキュラムによる防災教育を推進している。各校はカリキュラムの中で防災教育を独自に設計し、災害種別に応じた避難訓練等を実施することで、防災意識と防災対応能力を育成している。特に閑上小中学校では、地域の郷土学習や防災教育の推進を図る「閑上学」を創設し、地域の自然や歴史を学んだうえで、閑上地区独自の防災教育を通じて地域に貢献できる未来の防災リーダーを育てることを目指している。



「東日本大震災の教訓伝承に係る人材の発掘・育成に関する協定」締結式（令和6年4月24日）



市職員向け伝承研修の様子



市職員向け伝承研修の様子

〔第 3 節〕 コミュニティを支える地域力の醸成

3

防災意識の向上と
地域防災力の強化



市は、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の大規模災害の被害軽減のため、自主防災組織の育成・強化や防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発など、地域防災体制の構築を推進した。また、防災マニュアルやハザードマップの作成、防災講話の実施など、東日本大震災から得られた教訓を防災対策や防災教育に反映した。地域防災計画の見直しでは、自助・共助・公助の連携による防災協働社会の形成を目指すとともに、津波対策を強化し、避難行動要支援者の支援体制構築にも取り組んだ。

■東日本大震災の教訓 初動対応と避難行動(抜粋)

項 目	①計画等の有無、体制整備の状況	②対応を巡られた事案、対応の概要	③対応の詳細	教 訓
1 職員の緊急配置 3.11 14:46～15:00頃	防災計画P49「職員の配置体制」、P88「防災活動体制」、名取市災害対策本部設置運営要綱、災害警戒配備要綱 災害対策本部の各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配属編成計画を作成し、これを職員に周知徹底することとされていた。 (1) 市内の所掌事務、配属職員及びその責任者 (2) 配属職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制 防災安全課では、職員の非常連絡体制について人事異動の際に各課に報告を求め、各課では、必要に応じて自主参集基準を定めていた。	14時46分 緊急地震速報 14時46分 地震発生(経験したことのない強い揺れが約3分間継続した。) 14時48分 市内全域で停電 14時49分 大津波警報発令 14時50分 津波情報(予想される津波の高さは宮城県で6m) 14時53分 地震情報(名取市で震度6強) 事務室は足の踏み場もなく、扉が開く、配水管が壊れるなどの被害が発生していた。	震度6強の地震により、非常配備が行われ、災害対策本部を自動設置した。 勤務時間の発生であり職員は参集済だったが、庁舎の安全が確認されるまで庁外に避難した。 当初市役所に残った職員は、市長、副市長、総務部長と防災係2名の5名であった。 3時頃から市長の指示により、総務部長が一部の職員を呼び戻し、議会議第3・第4委員会室に災害対策本部を設置した。 各部は庁外から現場に向かい、それ以外の職員は庁舎の安全が確認されるまで待機した。全ての職員が庁舎に戻ったのは16時頃であった。 当初の混乱により、部によっては明確な指示が行き渡らないことがあった。	・庁内からの初動、休日・夜間における限られた人員での初動活動を想定し、あらかじめ対応を定めておく必要がある⇒防災計画、職員マニュアルに反映(限られた人員で行う業務の優先順位、体制を定め、重要業務は複数の人間ができるようにする。) ・庁舎の耐震化の実施 ・災害のステージに応じた各部の行動マニュアル、業務ごとのマニュアルを整理し、災害対策本部運用訓練などを実施する。 ・防災行政無線や防災配信メール、非常用発電機などの操作を複数の人間が行えるよう、定期的な操作訓練を継続する。
2 災害時の情報伝達手段 3.11 14:46～3.16頃	防災計画P46「情報通信ネットワークの整備」、P102「通信・放送施設の整備」 災害時の情報伝達手段としては、防災なとり(移動無線)、固定電話、携帯電話、県の防災無線、衛星携帯電話、職員用防災配信メール、市民向け防災配信メール、ホームページなどを想定していた。	・固定電話、携帯電話は、当初は輻輳と通信規制によりほとんど繋がらず、翌日以降は中継局の電線が落ちて使えない時期があった(P115は通信規制がなく、中継局の電線が落ちるまで繋がった)。 ・メールとインターネット。県からの防災FAXは、当初5番(サーバ部分)に電気が供給されず使えなかった。また、プロバイダ側でも不具合が発生していたことも考えられる。 ・県の防災無線は通話可能で、県災害対策本部との情報伝達に活用した。 ・防災なとり(移動無線)は、通話できたが1通しか通話できないうで転送持ちだった。防災なとりは、電話の復旧(⇒通電エリアの拡大)により徐々に減少し、3月16日頃まで活用した。 ・衛星携帯電話は使用できた。	・電話が繋がらず、市役所と避難所・現場の連絡手段がなかった⇒職員用防災配信メールの活用からの発信やグループ運用訓練を行う。 24年4月にワイルドムの設置により、中・小・中学校と公民館などにPHSを設置した。 24年度に市役所5階(サーバ部分)に、非常電源を確保した。 25年度にデジタル防災無線25台を導入した。	・電話が繋がらず、市役所と避難所・現場の連絡手段がなかった⇒職員用防災配信メールの活用からの発信やグループ運用訓練を行う。 24年4月にワイルドムの設置により、中・小・中学校と公民館などにPHSを設置した。 24年度に市役所5階(サーバ部分)に、非常電源を確保した。 25年度にデジタル防災無線25台を導入した。
3 災害情報の収集・伝達 3.11 14:46～3時間	防災計画P46「情報の収集・伝達体制」 気象台からの情報は、防災安全課(災害対策本部設置時は総務部総務課)が収集し、伝達することとされていた。県からの防災FAXと宮城県総合防災情報システムの端末は5階防災安全課に設置されていた。	地震発生後3時間以内に、気象台から地震情報21件、大津波警報1件、津波情報23件が発表され、取扱選択と伝達が必要だった。 NHKから情報を入手したが、情報伝達系統の寸断などにより、現場と避難所への情報伝達ができなかった。 大津波警報の発令に伴い、避難指示の伝達が必要であった。 (気象庁の発表) 14時49分 大津波警報発令 14時50分 津波情報(予想される津波の高さは宮城県で6m) 15時14分 津波情報(予想される津波の高さは宮城県で10m以上に達す)	停電によりインターネットが不通になり、県からのFAXを受信できなかったことから、3階無線室のテレビ(NHK)で災害情報を入手した。 職員への伝達は、西課長を集め、15時18分の第1回本部会議で行った。 市役所民への伝達は避難指示と併せて行った(次項目参照)。 市長は、速やかに園上地区及び下増田地区の全域に避難指示の発令を決定*し、14時57分から総務課と消防部が防災行政無線による広報を、消防部(園上出張所及び消防団)が消防車1台と団連絡車4台などにより広報と避難誘導を行った。 * 津波防災マニュアルの浸水予測8mを参考に、(8mでも)浸水しない園上小・中学校、園上公民館、下増田小学校を避難所にした。 防災行政無線による広報は、市役所と消防で互に14回行ったが、後日職員部受信装置の故障により放送できなかったことが判明した。	・災害発生時には直ちに現場確認に向かうことにしていたため、大津波警報を知らずに沿岸部に向かった職員がいた⇒職員用防災配信メール、防災なとりなどによる伝達、職員への防災教育(ラジオによる情報収集) ・防災行政無線が鳴らなかった。サイレンや平鐘を鳴らしてはしなかった⇒24年8月に沿岸部に津波警報を知らせるモーターサイレンを設置し、市からの災害情報を「なとりさいがらエプエム」で伝達するシステムを構築した。 ・避難誘導を行っていた消防団員などに犠牲者があった⇒避難誘導に関するルールの徹底を図った(市の広報車は津波到達予想時刻の15分前まで、地理に精通し無線がある消防本部・消防団は津波到達時刻の10分前まで安全な場所に避難する)。防災計画、職員マニュアルに反映 ・避難誘導を行っていた住民が、津波の犠牲になった⇒防災講話、市長防災マニュアル、地域マニュアル、防災教育で事前避難の啓発、防災計画、職員マニュアルに反映
4 避難指示 3.11 14:49～津波到達まで	津波による避難については防災計画P22「避難・救助及び被災情報の収集」、一般的な避難についてはP111「避難活動」 計画では、大津波警報発令時に、津波危険区域(園上1～6丁目と東原賀、下増田字陸敷・台・台林)に避難指示を行う。避難指示の伝達は防災無線・広報車等により行うこととされていた。 消防団上出張所と消防団上、津波警報・大津波警報が発令された場合は、内報により自動的に広報と避難誘導を行うことになっていた。 園上地区の避難所は、園上公民館と園上小・中学校で、津波ハザードマップ(13年2月作成)や津波避難誘導看板(18年3月設置)により、周知を図っていた。	市では、大津波警報の発令に伴い、防災行政無線と園上出張所・消防団上分団・下増田分団により、避難指示を行った。 後日、防災行政無線による避難指示は、地震による故障で放送されていなかったことが判明した(次項目参照)。	市長は、速やかに園上地区及び下増田地区の全域に避難指示の発令を決定*し、14時57分から総務課と消防部が防災行政無線による広報を、消防部(園上出張所及び消防団)が消防車1台と団連絡車4台などにより広報と避難誘導を行った。 * 津波防災マニュアルの浸水予測8mを参考に、(8mでも)浸水しない園上小・中学校、園上公民館、下増田小学校を避難所にした。 防災行政無線による広報は、市役所と消防で互に14回行ったが、後日職員部受信装置の故障により放送できなかったことが判明した。 避難広報・誘導を行っていた職員・消防団員、住民が、津波の犠牲になった 消防団は、15時44分に無線で、園上出張所と消防団員に避難するよう指示していた。	・防災行政無線が鳴らなかった。サイレンや平鐘を鳴らしてはしなかった⇒24年8月に沿岸部に津波警報を知らせるモーターサイレンを設置し、市からの災害情報を「なとりさいがらエプエム」で伝達するシステムを構築した。 ・避難誘導を行っていた消防団員などに犠牲者があった⇒避難誘導に関するルールの徹底を図った(市の広報車は津波到達予想時刻の15分前まで、地理に精通し無線がある消防本部・消防団は津波到達時刻の10分前まで安全な場所に避難する)。防災計画、職員マニュアルに反映 ・避難誘導を行っていた住民が、津波の犠牲になった⇒防災講話、市長防災マニュアル、地域マニュアル、防災教育で事前避難の啓発、防災計画、職員マニュアルに反映

※表中、「24 年」や「25 年」の表記があるが、「平成 24 年」「平成 25 年」のこと。

■名取市津波等ソフト対策協議会

第1回	期 日	平成25年4月23日
	内 容	○協議会設立の趣意について ○協議会について ・規約案の説明について ・委員の紹介 ・委嘱状の交付 ○議事 ・会長及び副会長の選出 ・名取市津波等ソフト対策事業及び名取市の防災対策並びに津波等ソフト対策事業のスケジュールについて ・津波避難に関するアンケート調査結果、地域防災リーダー研修のグループワークの概要について ・東日本大震災の対応と教訓等について ・今後の進め方について
第2回	期 日	平成25年5月24日
	内 容	○議事 ・震災時の名取市災害対策本部の対応について(報告) ・東日本大震災の教訓の整理分析の方法について(協議) ・防災教育プログラムの作成方針について(協議) ・各種マニュアル等の作成方針について(協議)
第3回	期 日	平成25年7月31日
	内 容	○議事 ・東日本大震災の教訓の整理分析(案)について ・防災マニュアル・津波ハザードマップ(案)について(協議) ・防災教育プログラム(案)について(協議)
第4回	期 日	平成25年10月8日
	内 容	○議事 ・東日本大震災の教訓の整理分析(案)について ・防災マニュアル・津波ハザードマップ(案)について(協議)
第5回	期 日	平成25年11月11日
	内 容	○議事 ・防災マニュアル・津波ハザードマップ(案)について(協議) ・今後の津波等ソフト対策協議会の予定について
第6回	期 日	平成26年1月22日
	内 容	○議事 ・東日本大震災の教訓と地域防災計画の見直し方針について(協議) ・防災教育プログラムについて
第7回	期 日	平成26年3月27日
	内 容	○議事 ・名取市津波等ソフト対策協議会の成果品について(報告) ・東日本大震災の教訓の整理分析について ・防災マニュアルについて ・防災教育プログラムについて ・今後の防災対策の進め方について

取りまとめを行っており、それらについては、現在も市ホームページで公開している。また、市はこれらと並行して、平成25年12月に市民防災マニュアル、ハザードマップ等を作成、平成28年3月には、災害時職員行動マニュアルを作成した。

平成29年1月から平成30年3月にかけて取り組んだ地域防災計画の見直し作業においては、協議会が取りまとめた教訓を盛り込み、自助・共助・公助それぞれの役割を明記することで新たな防災対策の理念を確立した。

また、避難所の運営体制については、避難所ごとに運営マニュアルを作成し、災害発生時に必要な食料・飲料水及び生活物資等の備蓄品を段階的に整備するための、備蓄計画の策定なども行った。

なお、地域防災計画については、その後も毎年度見直しを実施、災害時職員行動マニュアルや業務継続計画についても、情勢の変化等を踏まえ、随時計画の見直しを行っている。

2 自主防災組織の育成・強化

大規模災害に見舞われた際、その被害を最小限に食い止めるためには、地域に暮らす人々が迅速かつ的確な行動を取ることが何よりも重要となる。このため、市は、町内会・自治会等を基盤とする自主防災組

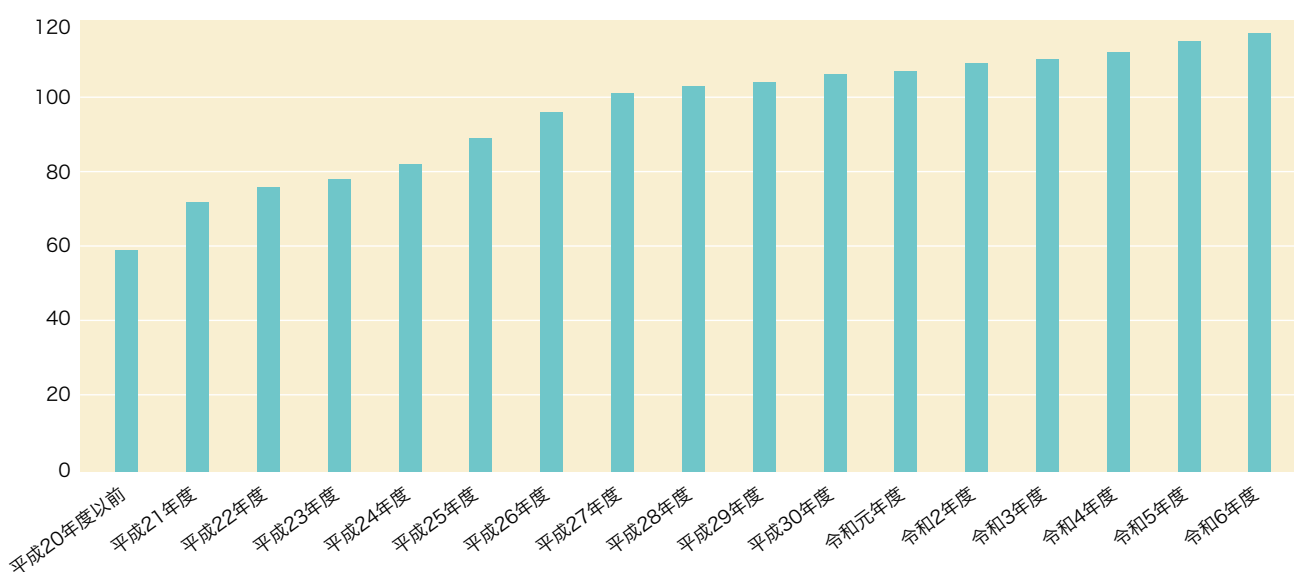
織や、その連携を促進する自主防災組織連絡協議会（公民館区単位）の設立を促進しつつ、防災マニュアルの作成や活動に必要な防災資機材等の購入補助を行っている。加えて、市職員が地域に直接足を運び、出前講座を実施するなど、地域における防災体制の構築を積極的に進めている。

なお、県が実施する地域防災リーダーを育成する防災指導員認定制度において、令和6年度末現在、607人の市民が認定を受けている。

■自主防災組織 組織率(令和7年3月31日現在)

地区名	町内会数	自主防災組織数	組織率
増田	10	9	90.0%
増田西	17	14	82.4%
閑上	8	8	100.0%
下増田	12	12	100.0%
館腰	23	16	69.6%
名取が丘	12	7	58.3%
愛島	25	21	84.0%
高館	15	14	93.3%
ゆりが丘	6	6	100.0%
相互台	7	5	71.4%
那智が丘	5	5	100.0%
市内全域	140	117	83.6%

■自主防災組織 組織数の推移(各年3月31日現在)

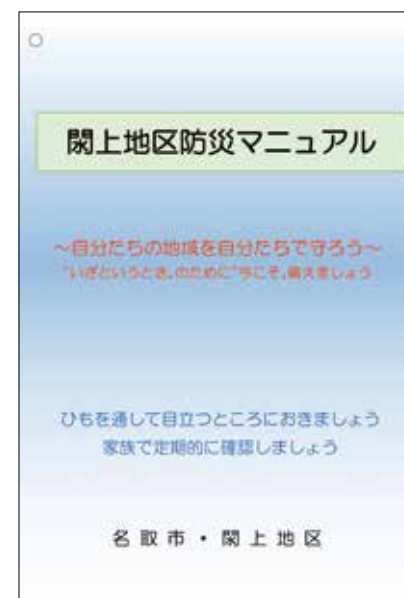


3 防災マニュアルの作成

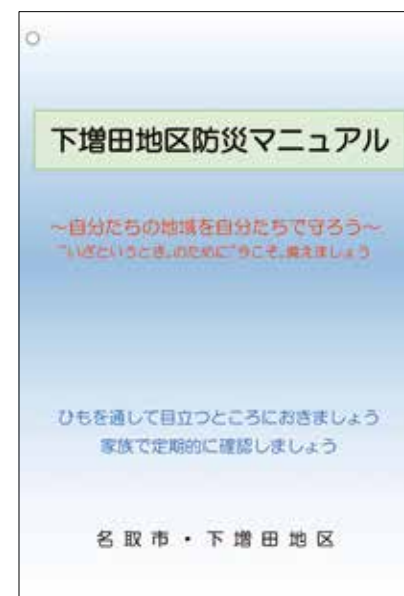
各地区においては、市内11の公民館区ごとに町内会長、行政区長、民生委員、消防団員等を対象とするワークショップを開催し、地区別防災マニュアルを作成した（平成25年度に閑上地区及び下増田地区で作成、その後、平成27年度まで3年間をかけ、市内全地区分を作成した）。マニュアルの内容は、地区の状況を踏まえ、その後も随時

更新を行っている。また、東日本大震災の教訓に加え、8.5豪雨災害（昭和60年）や9.22豪雨災害（平成6年）など、過去の大雨被害の経験等も踏まえ策定した市民防災マニュアルを作成し、全世帯へ配布した。これらは、市民一人ひとりの平時からの防災意識の向上はもとより、避難路や避難所の周知徹底など災害発生時における適切な避難行動を支援する重要な役割を果たしている。

■閑上地区防災マニュアル



■下増田地区防災マニュアル



4 地域防災力の向上

市は、毎年6月12日(みやぎ県民防災の日)の前後に実施する総合防災訓練に加え、地域住民等の創意工夫を活かしたコミュニティ単位で行う防災訓練の普及にも力を注いでいる。防災知識の普及・啓発については、名取市防災マニュアル、名取市地区別防災マニュアル、広報誌、ホームページ、ラジオ、DVD貸出等の広報媒体の活用や、防災講



総合防災訓練の様子(消火器訓練)

話等を開催している。また、地域防災の中核となる人材育成のため、県と連携し、津波等ソフト対策協議会が作成した「防災教育プログラム」に基づき、区長や町内会・自主防災組織の代表者等を対象とした防災リーダー研修会を実施。地域の防災力向上には女性の視点が不可欠であることから、女性防火クラブなど、女性の積極的な参加を促し、その活躍を推進している。



防災出前講座(防災講話)



総合防災訓練の様子(救出訓練)

5 避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者支援制度とは、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の情報を町内会や民生委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者へ提供することで、災害時に地域の協力により迅速な避難支援等につなげる取り組みである。東日本大震災において、避難行動が困難な高齢者や障がい者が多数犠牲となった事実は、災害対策における喫緊の課題となった。市は平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の名簿作成が義務付けられたことを受け、平成27年7月に「名取市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」を策定した。さらに、具体的な制度運用を図るため、平成28年度から翌29年度にかけて地区説明会を開催した。平成29年度には、要支援者の対象者名簿等を作成し、民生委員(全員)や町内会(任意)などの避難支援等関係者に情報提供を開始した。名簿は、要支援者の要件を満たす対象者全員を記載した対象者名簿と、情報提供に同意が得られた対象者の

みを記載した同意登録名簿の2種類を作成し、同意が得られた要支援者についてはハザードマップ等を活用し優先度を見極め、津波や浸水等の影響が大きい地区から個別避難計画の作成を進めるなど、地域ぐるみでの支援体制の構築に取り組んでいる。

避難行動要支援者

- ①要介護認定3～5を受けている方
- ②身体障害者手帳1級・2級(総合等級)の第1種を所持する方(心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く)
- ③療育手帳Aを所持する方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する方
- ⑤市の生活支援を受けている難病の方
- ⑥市や町内会・自治会等が支援の必要を認めた方(ひとりぐらし老人等緊急通報システム設置者等)

■名取市ハザードマップ



風化する被災時の記憶 市民の防災意識の維持が課題

防災安全課 防災係長（当時） 佐藤 浩

名取市では、近い将来高い確率での発生が予想されていた宮城県沖地震（津波の想定は高くない地震）に備え、防災への取り組みに力を入れていました。特に閑上地区は、自主防災組織の組織率が高く、避難訓練も熱心に行われていました。私も、防災安全課職員として各地域に出向き、公民館での防災講話や地域の津波避難訓練等で防災啓発に努めてきましたが、当時は貞山運河を越えるような大津波の襲来は、誰も想像していなかったように思います。東日本大震災の約1年前にチリ地震による大津波警報が出された際に多くの人が避難しましたが、ほとんど津波が来なかったことも、悪い方向に働きました。

震災後、防災安全課では、復旧・復興作業と並行して次の災害に備える意識啓発を行いました。町内会による自主防災組織があれば、有事の際に有効に機能します。資機材購入費を補助するなど防災組織

設立の支援を行い、定期的な防災訓練、各組織代表者等向けに防災リーダー研修を実施。また、市が作成する防災マニュアルや津波ハザードマップに加え、地域住民が手ずから作成する地区別防災マニュアルを整備するなど市民一人ひとりの防災意識を高めていきました。

閑上地区は、これまで市が取り組んできた「安全・安心なまちづくり」の要素を盛り込んだうえで再建事業が進められました。避難路の整備などハード面だけでなく、重視したのはソフト面です。避難者にとって現在の生活が大変ななかで将来のために行動するのは容易ではありませんが、集会所ワークショップや交流会を重ねて顔の見える関係を築きながら、地域防災の要となる町内会設立を促しました。現在、閑上地区に若い世代の流入が増えている背景には、「安全・安心なまちづくり」や新住民を温かく迎えてくれる活発な町内会の存在もあると思います。

最近、市民の防災意識の風化を強く感じます。震災から5年後あたりの防災意識が一番高く、その後は徐々に下がっている。しかし、災害は何度でも、形を変えてやってくる。全国のどこかで災害が起こった時に、自分たちは大丈夫かと考える。そして、できる範囲で、できる対策を行う。そのことが、いざという時に自分と家族の命を守ることに繋がるのです。

■名取市防災マニュアル



防災・減災の取り組みには 地域の声を生かすことが重要

防災安全課 防災係（当時） 森口 能光

防災安全課では、災害時に人の安全をどう守るかを考え検証する取組を続けています。震災後、名取市地域防災計画や防災マニュアルの見直しが図られ、被災の経験を生かしノウハウや教訓を盛り込み新たに策定しました。

有事の際は、防災マニュアルが行動のよりどころとなります。学識経験者やさまざまな団体の長を委員とした「名取市津波等ソフト対策協議会」を立ち上げ、従来の防災マニュアルを検証し、「名取市民防災マニュアル（現名取市防災マニュアル）」を新たに策定しました。通常、マニュアルに色文字を使うことはありませんが、この「名取市市民防災マニュアル」ではあえ

て赤い文字で「自分の命は自分で守る」と記し、市民に強く示しました。また、地区ごとに細かく記した「地区別防災マニュアル」も整備。地域住民同士が話し合い、自主防災組織ごとにオリジナルのハザードマップを作成してもらいました。

震災後、仙台東部道路には避難階段がつけられ、そこへ誘導するサインボードや夜間でも避難しやすいよう誘導灯を設置しました。サインボードについては、どこにどんな形のものがあるとわかりやすく避難しやすいか、地元住民と現地を歩きながら検討を重ね作りました。このサインボードも「地区別防災マニュアル」も、地域住民が自ら参加して作成した点がポイントです。次の災害に生きる防災・減災とは、誰かが決めるのではなく、自分たちで考え行動することだと思います。

何より大事なことは、伝えること、伝えること。時間とともに風化してしまう記憶や経験を市民にどう届けるか。マニュアルを整備するだけでなく、講話や研修会、時には子どもたちも理解できるような物語なども活用し、さまざまなツール、手段で伝え続けていくことが大切だと思います。



名取が丘地区で行われた防災講話（平成25年9月）

[第 3 節] コミュニティを支える地域力の醸成

4

復興に向けた
協働のまちづくりの推進

震災発災当初、被災された方々は、親戚や勤め先が用意した住宅など避難所以外の場所に避難するケースも多く、情報の伝達が困難な状況であった。市は、防災FMを早期に立ち上げ、生活支援情報やまちづくり情報などの発信に努めた。時間の経過とともに、被災者個々の避難先が把握できるようになった段階で、市は『名取市復興だより』など複数の広報ツールを駆使し、復興情報の共有及び共助意識醸成のための施策を推進した。

協働のまちづくりの推進のためには、核となる公民館の整備が不可欠ことから、市は当面の対応として小塚原地内に仮設の閑上公民館を整備した。その後、住民参加型のワークショップを経て、閑上公民館を平成31年3月に再建。地域コミュニティの核としての拠点整備を行った。また、閑上地区の復興にあたっては、「閑上地区まちづくり協議会」の立ち上げにより、住民主体のまちづくりを推進した。

1 地域情報の共有と共助意識の定着化

東日本大震災からの復旧・復興過程において、市は広報紙、市ホームページ、ブログ、情報誌といった多様なツールを駆使し、きめ細やかな情報提供に努めた。多岐にわたる情報ニーズに応えることで、地域情報の共有と共助意識の定着化を図り、市民一丸となった復興を後押しした。

平成23年8月に開設した被災者支援情報に特化したブログ『仮設住宅の日々』は、応急仮設住宅入居者や被災者に寄り添う貴重な情報源として予想

以上の反響を呼んだ。同年12月には、同ブログを『^{ふっこう}幸福さんちのつぶや記』としてリニューアル。復興に関連する情報について、ジャンルを問わず、幅広く、タイムリーに提供することを目指した。架空の一家“^{つづ}幸福”さんちの日常を通して復興の軌跡を綴ったこのブログは、市が震災からの復興を宣言した令和2年3月まで更新を続けた。

平成24年1月に創刊した『名取市復興だより』の創刊号(第1号)では、閑上地区の復興まちづくりを考える「閑上復興100人会議」(平成23年11月28日開催)の様子や、防災集団移転促進事業の仕組みなどの記事を掲載。令和3年3月の終刊まで、毎月各世帯に届けたその紙面には、復興の進捗状況だけでなく、住民の温かい交流や、新たなまちづくりの息吹も克明に記した。“心からの笑顔を求めて、新たな未来へ”をコンセプトに掲げた『名取市復興だより』は、被災者の“いま”と“これから”を支える羅針盤として大きな役割を果たした。

また、平成26年9月には、閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業の本格着工に合わせて『ゆりあげ区画整理通信』を発行。土地地区画整理事業の進捗状況等を地権者や閑上地区の元住民に発信し、復興まちづくりの円滑な事業推進の一助とした。

2 閑上公民館を核とした地域コミュニティの再生

東日本大震災の大津波で施設を失った閑上公民館は、仮設住宅の集会所や閑上地区内各地の集会所へと活動の場を移した。平成24年度と平成25年度は、サロン形式の「閑上いどばた広場」を開催。健



『名取市復興だより』第1号(平成24年1月)
※復興に向けた検討初期の閑上のまちのイメージ図が掲載されている。

康維持と地域コミュニティの輪を広げることを目指したこの活動は、住民同士が顔を合わせ、交流を深める貴重な機会となった。

平成26年度以降は、サロン活動にとどまらず、公民館講座としての本格的な運営を目指した。平成26年度は、「はつらつ能力アップ講座」「健康講座」「フラワーアレンジメント講座」など7講座を実施し、住民の多様なニーズに応えつつ、学びと交流の機会を広げていった。

新たな公民館の建設にあたっては、住民参加の



現在の閑上公民館

プロセスを重視した。早稲田大学の卯月盛夫教授（当時）をコーディネーターに迎え、公民館のあり方を住民と共に考えていく「新関上公民館建設ワークショップ」（計5回）を平成27年度に開催。平成28年度には、次世代を担う小中学生を対象に「新関上公民館建設子どもワークショップ」（各1回）も実施し、子どもたちの新鮮な視点も取り入れた。子どもたちの意見により2階会議室は、カラフルな配色となっている。これらの取り組みは、施設の再建を契機として、震災により分散された住民の絆と地域コミュニティ再生のきっかけとすることを目的としていた。

令和元年5月18日には公民館と体育館の完成を祝う「関上公民館・関上体育館 復興開館記念式典並びに祝賀会」を挙行し、地域コミュニティの核となる新たな公民館での事業がスタートした。同年5月26日には、関上公民館前広場（関上中央公園）をメイン会場に「関上地区まちびらき」を開催。同年6月から「豊齢大学」「美!キラッと女性力アップ」「おとこの自分発見塾」「のびのびママ★キッズ」「こどもわくわくワーク教室（プログラミング体験）」など、バラエティに富んだ講座も開講した。また、同年10月20日には、新たな公民館となって初めての関上公民館祭を開催するなど、公民館を核とした活気あふれる地域活動を展開した。関上公民館のこのような取り組みは、震災からの復興において住民の絆を育み、地域コミュニティの再構築を図る原動力となった。



カラフルな彩色が施された閑上公民館会議室

3 閑上地区まちづくり協議会

閑上地区の復興まちづくりは、平成25年11月22日に土地区画整理事業と防災集団移転促進事業の併用による復興事業が宮城県より認可され、同年11月25日に56.8haの土地区画整理事業の事業計画が決定された。しかし、閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業は、地権者との合意形成が十分になされていないとして、宮城県の都市計画審議会から異例の建議（県当局に対しては付帯意見）が付された条件付きの認可となった。建議（及び付帯意見）の内容は主に次の3点である。

- ① 民意調査の問題点を整理し、住民の意向をきめ細かく把握すること。
- ② 住民意向を適切に計画に反映できるよう、第三者を入れた形で民意調査体制を構築すること。
- ③ 被災者の希望に応じた移転先を可能な限り確保すること。

これらの建議等を重く受け止めた市は、①住民の意向をきめ細かく把握するため、平成26年1月から4月にかけて「換地による現地再建」、「防災集団移転促進事業による移転再建」及び「災害公営住宅への入居」のそれぞれによる生活再建手法に関する意向調査を実施、同年12月以降は、「閑上地区以外での再建」または「災害公営住宅への入居」を希望する世帯に対し、2名1組体制による戸別訪問を行った。

また、②第三者を入れた形での民意調達体制の構築としては、学識経験者や専門家等の協力を仰ぎながら、住民主体による「閑上地区まちづくり協議会」設立に向けた取り組みを支援、③被災者の希望に応じた移転先の確保としては、希望する被災者に対し、増田二丁目(4区画)や愛の杜一丁目(13区画)に市が所有していた宅地を払い下げるなどの取り組みを行った。

設立の経緯

住民主体のまちづくりを進めるため、市は閑上地区まちづくり協議会への参加を広く呼びかけ、平成

26年1月から3回にわたって組織の設立に向けた意見交換会を開催した。その後、3月には、意見交換会の参加者の中から自薦及び他薦で選ばれた12名の世話役による「閑上地区まちづくり協議会準備世話役会(以下、「準備会」)」が発足、協議会の設立に向けた準備が進められた。

準備会では、協議会の設立までに14回の会議を重ね、協議会のメンバーや体制、活動内容、規約等について議論を行った。また、それらの一環として、4

■協議会の運営体制・将来ビジョン・取組テーマ



■計画年表



月には、応急仮設住宅の集会所等を回る移動会議（キャラバン）を7か所で実施し、復興まちづくりについて、さまざまな視点から意見交換を行った。

平成26年5月11日、関上のまちづくりについて、住民同士が話し合い、住民主体で進めることを目的とする関上地区まちづくり協議会の設立総会が文化会館で開かれ、同日、協議会が設立された。協議会の運営体制、将来ビジョン、取り組みテーマは次のとおりである。

閑上地区まちづくり協議会の成果

閑上地区まちづくり協議会は、平成30年8月時点で370世帯の会員を擁し、住民の声を行政に届ける重要な役割を担った。同協議会は、平成26年5月の設立以降、多くの会議を重ね、市に対し計7回のまちづくり提案を実施、その8割以上が事業計画に採用されることになった。事業計画に反映された主な提案内容は次のとおりである。

- ・集合住宅を津波避難場所として整備
- ・車避難を考慮し、避難道路を立体交差に
- ・コミュニティに配慮し、災害公営住宅の集合住宅と戸建住宅を近接配置
- ・高齢者に配慮し、地区の中心に商業施設と医療福祉施設を配置
- ・保育所、幼稚園等の子育て施設を小中学校周辺に配置
- ・地区の中心位置に閑上公民館や中央緑道(シンボルロード)と一体的に「閑上中央公園」を整備
- ・住民の憩いの場としてポケットパーク(ベンチや植栽、広場を整備)を設置
- ・緊急時には、車でも徒歩でも避難しやすいよう、シンボルロードと閑上港北線に接する場所に医療福祉施設を配置
- ・閑上小中学校や公民館、集合災害公営住宅は緊急時の避難場所として明快に避難誘導を
- ・徒歩・自転車周遊でき、楽しめる遊歩道を整備



まちづくり協議会 会議の様子(第6回)

4 市民活動支援センターの再整備

市は、震災のおよそ5年前となる平成18年3月に「名取市市民公益活動拠点施設条例」を制定し、営利を目的とせず、自発的に行う公益的な活動を促進するための拠点施設「市民活動支援センター」を市内大手町に整備、同年8月に供用を開始した。これは、昭和48年3月に施設を建設し、平成18年度に供用を廃止した「名取市勤労青少年ホーム」を改修整備したものであった。市民活動支援センターは、市民活動団体が自由に使える情報交流室や会議室のほか、1㎡当たり月額800円で借りることができる貸事務室6室を備え、当時、市内でも広がりを見せつつあった市民活動の拠点として大きな期待が寄せられていた。

平成23年3月に発生した東日本大震災により、建築後37年が経過していた市民活動支援センターは、躯体部分の随所にひび割れ、床のゆがみ等の大きな被害を受け、使用不能になった。当時は、3団体が市民活動支援センターを拠点に活動を展開していたが、施設が使用不能になったことで、3団体は、活動拠点が無い中での活動を余儀なくされた。

一方、震災により、被災者の生活支援や心のケア、産業の再生、まちの復旧・復興など、数々の市民活動団体やボランティアが被災地での活動を活発に展開しており、これらの活動を支援する点からも市民活動への支援体制の構築を急ぐ必要があった。



まちづくり協議会の提案により閑上中央公園や公民館と一体的に整備された中央緑道(シンボルロード)
写真提供：一般社団法人ふらむ名取

そのようななか、日本郵政グループから復興支援の一環として「東日本大震災寄附金付かもめ〜(暑中見舞い用のくじ付きはがき)」で集められた寄附金を復興に役立ててほしい旨の案内があり、市は、当該寄附金を活用し、市民活動支援センターの仮設施設を整備することとした。仮設の市民活動支援センターは、従前の敷地内南側の駐車場に整備、平屋建てのプレハブ建築とし、136㎡の建物内には貸室のほか印刷作業室を配置する計画とした。工事は平成24年6月から8月にかけて行い10月に供用を開始、震災前から利用していた福祉団体や国際交流団体に加え、平成26年度以降、「閑上復興だより」や防災教育団体「ゆりあげかもめ」などの団体が当該仮設施設を拠点に、復興支援活動を展開した(当該プレハブ施設は、震災から15年を経過しようとしている現在も貸事務室として7団体(令和7年11月現在)が入居するなど、有効に活用されている)。

仮設施設の運営は、宮城県を中心に活動し「みやぎNPOプラザ(仙台市宮城野区)」の指定管理者でもある「特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる」に委託した。当法人は、NPO活動等に関する情報収集や情報提供を行いながら、NPO団体等が活動しやすい環境づくりに取り組んでおり、市内でも、各種講座の開催や専門家による相談会の実施等、様々なプログラムを通じて市民活動の推進をサポートした。

仮設施設の整備により急場をしのぐことはできたものの、当該施設はあくまで仮設の建築物であり、狭隘でもあった。そのため市は、改めて震災復興を市民活動団体との協働で推進するため、既に解体済みとなっていた旧施設の跡地において、施設の本格的な復旧整備に取り組むこととした。その後、復興交付金の採択を受け平成24年8月に設計に着手、震災前に旧施設の運営を委託していた「特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター」の助言を受けながら施設計画の検討を進め、RC造2階建て(延床面積769.0㎡)の新施設は、旧施設にはなかったエレベーターを設置、おむつ交換室や多目的

的トイレなどの施設のバリアフリー化にも取り組んだ。工事は平成26年3月に着工し同年12月に完成、平成27年4月に供用を開始した。

新施設の運営を担うことになったのが、平成26年3月に市内で設立された「特定非営利活動法人パートナーシップなとり」である。当法人は、津波で被災した市民や商店、企業などの復興を支援するNPOの活動が増えてきている中、それぞれが活動を継続していくためには、様々な活動支援が必要であり、それを継続的に担う地元の中間支援組織が必要であるとの問題意識から、多様な分野で活動する市民有志が集まり、勉強会と会議を重ねつつ、名取市の市民活動団体を支援するための組織として設立されたものであり、尚絅学院大学教授(当時)の阿留多伎眞人代表理事の下、市内で活動する複数のNPO団体等を構成員として設立された団体であった。「特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる」のメンバーも構成員として参加し、設立間もない「特定非営利活動法人パートナーシップなとり」の運営を支援した。

「特定非営利活動法人パートナーシップなとり」は、平成28年4月以降は市民活動支援センターの指定管理者として、現在も市内の市民活動団体等の活動支援に当たっている。また、震災復興に携わった市民活動団体の多くが引き続き市民活動支援センターを拠点に、さまざまな活動を展開している。



「東日本大震災寄附金付かもめ〜」を活用して整備された仮設の市民活動支援センター

【第3節】 コミュニティを支える地域力の醸成

5

新たな社会的課題に
チャレンジするまちづくり活動の育成

市は、平成29年3月に「名取市自転車利用環境整備計画」を策定し、復興により誕生した新たな生活圏を安全に結ぶ自転車利用環境の整備に取り組んだ。具体的には、県道閑上港線など8路線をネットワーク路線に選定し、路面表示の整備を行ったほか、一般県道仙台亘理自転車道の復旧を県と連携して推進した。

一方、甚大な被害を受けた閑上地区では、平成30年1月に「閑上地区まちなか再生計画」を策定。名取川沿いの水辺環境を活かし、平成31年4月には27店舗が連なる商業施設「かわまちてらす閑上」をオープンさせた。また、閑上地区におけるアクセス道路の整備や公共施設の集約配置を通じ、生活基盤の再建と、観光・交流拠点としての賑わい創出を一体的に進めた。

1 名取市自転車利用環境整備計画の策定

当時、健康志向や東日本大震災後の節電意識の高まりを背景に、自転車はクリーンかつエネルギー効率の高い交通手段として再評価され、利用ニーズが拡大していた。一方、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は全国的に増加傾向にあり、国は平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定した。

名取市は、市域の東部から中央部にかけて平坦な地形が広がるなど、環境面において、自転車利用に対する高いポテンシャルを有しているが、主に市中心部において多くの自転車事故が発生していることが課題となっていた。

加えて、名取市においては、東日本大震災からの復

興まちづくりが進展する中、新たな生活圏が生まれる閑上地区や美田園地区における自転車利用者の増加や、下増田地区で被災した宮城県農業高等学校の高館地区への移転に伴う自転車通学生徒への対応、名取市サイクルスポーツセンターや仙台亘理自転車道の再建などが予定されており、市内の自転車利用を取り巻く状況は大きな転換期を迎えていた。

以上の背景を踏まえ、市は自転車利用者の安全性・快適性の確保やまちづくり推進に寄与することを目的に、平成29年3月に「名取市自転車利用環境整備計画」を策定した。本計画は、平成22年度に策定した「名取市第五次長期総合計画」等の上位計画に基づき、国・県・警察・関係機関等との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出を図るものである。なお、計画期間は平成29年度～平成38年度（令和8年度）までの10年間としている。

1-1 基本方針

本計画では、震災からの復興事業によって誕生する「新たなまち」から市中心部へ、また「新たなまち」から既存のまちへと、安全かつ快適に自転車を利用してつなぐことができる、そんな自転車が行き交う名取のまちを作り上げていきたい、という想いから、基本理念とその実現に向けた基本方針を次のとおりとした。



自転車を生かしたまちづくりを推進

【基本理念】

自転車が安全・快適に繋ぐ「新たな名取のまち」



【基本方針1】

ルール・マナー周知による意識の向上

【基本方針2】

新たなまち・新たな暮らしに対応した
安全・快適な自転車空間の確保

【基本方針3】

自転車利用の促進

1-2 基本計画

(1) 自転車ネットワーク路線の選定

計画では、「東日本大震災からの復興推進に資する路線を自転車ネットワーク路線として、重点的に整備を進めていく」との考え方にに基づき、一般県道閑上港線、一般県道仙台亘理自転車道、一般県道塩釜亘理線、一般県道杉ヶ袋増田線及び市道大手町大通り線、一般県道仙台館腰線、市道川上田高線、市道名取駅西線、一般県道名取停車場線の8路線を自転車ネットワーク路線に選定した。

■図1 整備形態の考え方



なお、内陸部に位置する一般県道仙台館腰線、市道川上田高線、市道名取駅西線の3路線は、震災で被災した宮城県農業高等学校の移転先と名取駅を結ぶ路線として、自転車通学者等の安全性を確保するために指定したものである。市では、およそ700名の高校生の通学の足を確保するため、別途復興交付金により名取駅西口自転車等駐車場の増設工事（100台分）にも取り組んでおり、平成27年3月に完成させていた。



増設した名取駅西口自転車等駐車場

(2) 自転車ネットワーク整備形態の選定

自転車ネットワーク路線を対象にSTEP①～③（図1）の検討を行い、各路線の整備形態を設定した。

■図2 自転車ネットワーク路線と整備形態



■図3 自転車ネットワーク整備形態イメージ



(3) 自転車利用環境向上に向けた取組

市は、計画に掲げる基本理念の実現に向けて、「安全な自転車利用のための意識づくり」「復興による新たな生活圏に対応した自転車通行空間づくり」「自転車の利用促進に向けた環境づくり」などの取り組みを行うことで、安全な自転車利用のための意識向上を目指した。

「名取市自転車利用環境整備計画」により、市内で、復興まちづくりにより整備された土地区画整理区域内の一般県道関上港線に矢羽根型路面表示により自転車の走行位置が表示されることになったほか、震災で大きな被害を受けた「一般県道仙台亘理自転車道」の復旧整備が促進されるなど、自転車が安全に通行できる環境整備が進められた（一般県道仙台亘理自転車道は、従前、広浦湾東岸を縦断していた自転車道が津波による地形の変化により復旧不可能なほどに損傷し、県による復旧整備が進まない状況にあったが、市として粘り強く県との調整を重ねた結果、一部路線を広浦湾西岸に付け替えることで、ようやく復旧が進められた案件であった）。

(4) 名取市自転車活用推進計画の策定

名取市自転車利用環境整備計画の期間は平成38年度（令和8年度）までの10年間としていたが、この間、新たな法律の整備や社会動向の変化に加え、令和2年3月に策定した「名取市第六次長期総合計画」との整合を図るべく、市は令和6年3月に「名取市自転車活用推進計画」を新たに策定した。

新たに策定された「名取市自転車活用推進計画」でもこれらの取り組みを継承しつつ、「サイクリストにやさしいまちを 未来へつなぐ」を将来像に掲げ、自転車の利用促進に向けた各種施策に取り組むこととしている。



広浦湾西岸に付け替えられた一般県道仙台亘理自転車道

■自転車利用環境向上に向けた取組

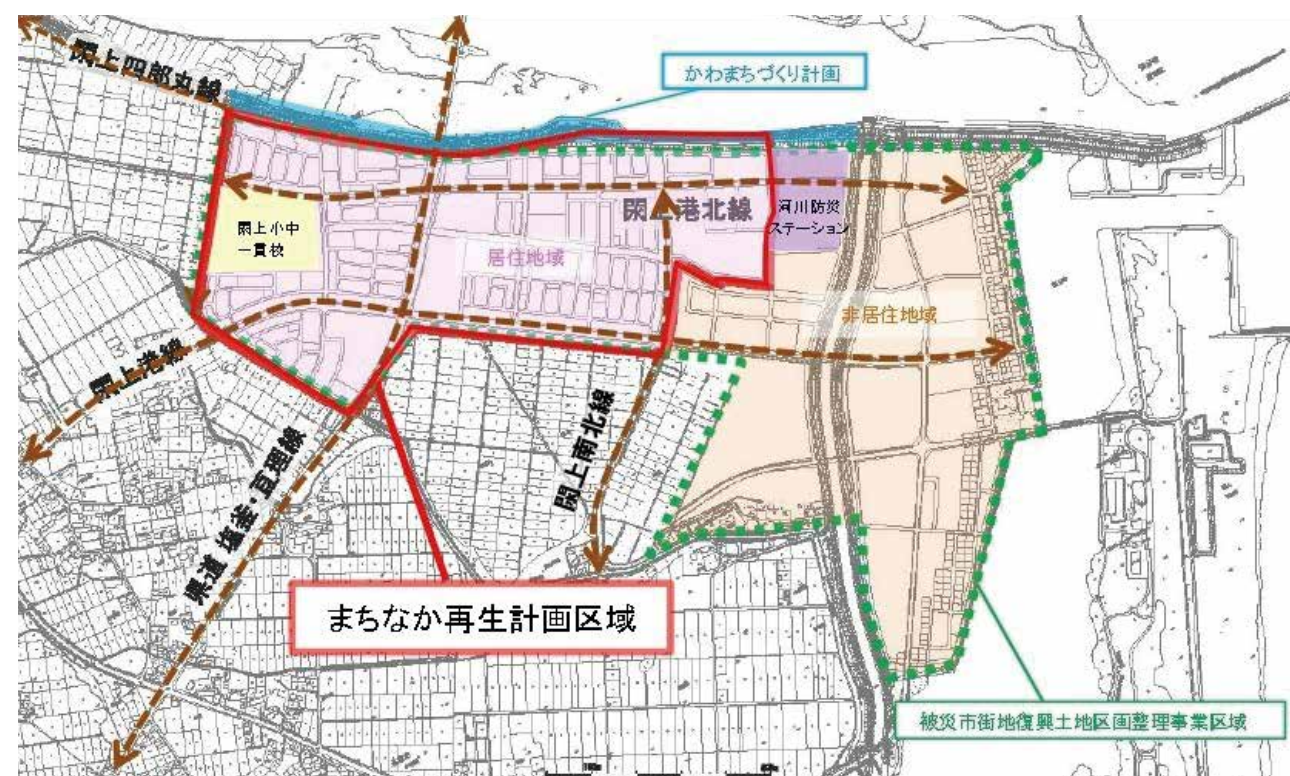
施策	区分	施策	施策の概要	実施時期		
				短期	中長期	将来
安全な自転車利用のための意識づくり	ソフト	看板設置等による安全対策	○市内における自転車事故発生箇所、自転車ルール違反多発箇所における看板の設置による注意喚起を実施します。 ○中心市街地に見られる幅員が狭く、自転車専用の通行空間整備が困難な路線について、注意喚起の看板を設置するなどの安全対策を実施します。			
		各種交通イベント開催等による自転車利用ルール・マナーの普及・啓発	○市内の小・中学校による交通安全教室や街頭指導による啓発活動を行います。 ○市内の自治会、老人クラブ等を通じた高齢者への啓発や民間自転車等駐車場、自転車店等との連携・協力によるルール・マナーの普及啓発活動を行います。			
		サイクルマップの作成	○市外来訪者はもちろん市民の自転車周遊の支援および安全な自転車利用を周知するため自転車周遊マップを作成・配布します。			
復興による新たな生活圏に対応した自転車通行空間づくり	ハード	安全・快適な自転車通行空間の整備	○復興推進に対応した自転車ネットワーク路線を設定し、安全で快適な自転車通行空間整備を実施します。			
		サイクリングコースの設定	○市外からの来訪者はもちろん市民がサイクリングを楽しむことができるコースの設定を行い、公表します。			
	ソフト	既存自転車店等を活用したサイクルステーション等の整備	○既存の自転車店等をサイクルステーションと位置づけて、簡単なメンテナンスや休憩場所として利用可能な施設に位置づけます。			
自転車の利用促進に向けた環境づくり	ハード	レンタサイクルの拡充	○名取駅コミュニティプラザで実施中のレンタサイクル事業の拡充と、新たな拠点の設置を進め、市内外の利用者に対応します。			
		自転車ネットワーク整備の拡大	○本計画完了後は、整備された自転車ネットワークを骨格とした、新たな自転車ネットワークの拡大展開を検討します。			
	ハード	自転車等駐車場の確保	○自転車利用環境の向上に伴う、新たな自転車需要に対応した自転車等駐車場の確保を検討します。			

2 関上地区まちなか再生計画の策定

「まちなか再生計画」は、東日本大震災などの大規模災害で甚大な被害を受けた地域の中心市街地において、被災事業者が共同で入居する商業施設の整備を軸に、公共施設の配置や来訪者の動線確保など、魅力あるまちづくりを一体的に進めるための包括的な計画である。市は、名取川沿いの水辺環境を活かしたまちづくりを構想し、名取川堤防沿いへの商業拠点整備を中核事業とした「関上地区まちなか再生計画」を策定。平成30年1月30日に国の認定を受けた。

これを受け、国土交通省が名取川沿いで進める親水空間の整備・活用計画「かわまちづくり計画」との連携を図りながら、テナント型商業施設「かわまちてらす関上」を整備するなど、市は関上地区のにぎわいの再生に向けた事業に取り組んだ。

■まちなか再生計画位置図



2-1 基本方針

関上地区は、被災市街地復興土地画整理事業を通じて、防災性の高い基盤整備と居住機能の再建を柱に復興を進めてきた地区である。関上地区まちなか再生計画では、こうした災害に強いまちの再構築を前提としつつ、さらなる都市価値の向上を目指した。具体的には、計画区域の中央を貫く緑道を基軸として、商業施設、公共公益施設、公園・緑地、業務施設、住宅などを戦略的に配置。関上地区北側を流れる名取川との一体性も配慮して、関上地区全体で賑わいのある、安全で安心なまちづくりを進めることを基本方針とした。

まちづくりの基本方針

「住む人にやさしく 育み 成長していく街並み」を目指したにぎわいのある、安全で安心なまちづくり

(関上地区まちなか再生計画の区域のまちづくりの基本方針:関上地区計画の方針より)

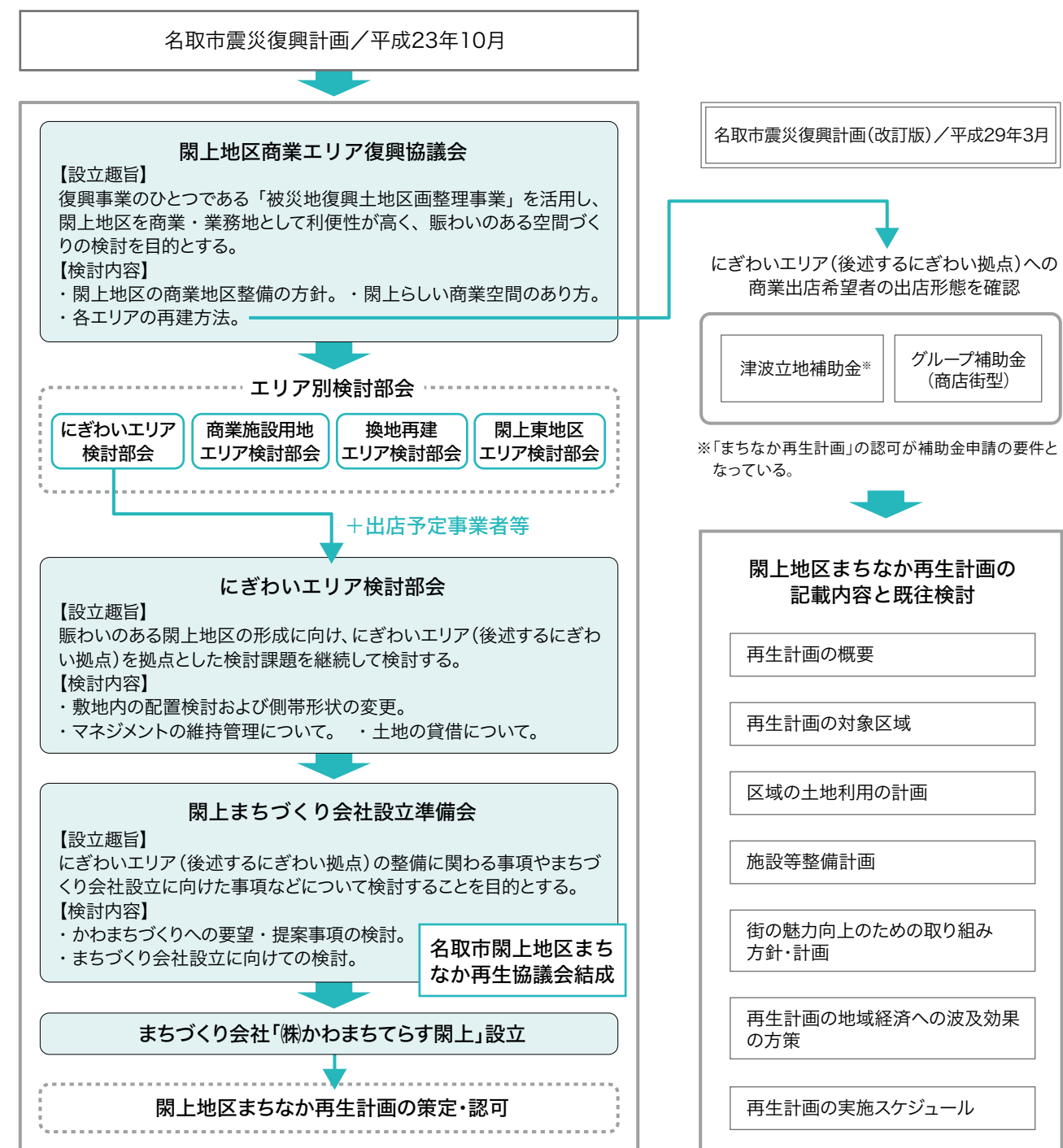
2-2 策定の経緯

市は震災復興計画の具現化を進めるため、平成28年9月に商工業者、金融機関、関係団体などからなる「関上地区商業エリア復興協議会」を組織した。同協議会では、「にぎわいエリア」「商業施設用地エリア」「換地再建エリア」「関上東地区エリア」など、エリア別検討部会を設置し、関上地区に求められる機能、拠点の商業地の区域設定、土地利用、施設配置等の基本方針を検討した。

また、にぎわいエリア検討部会では、出店予定事業者などのメンバーを加え、新たに「関上地区まちづくり会社設立準備会」を組織し、にぎわい拠点施設地内の配置検討や土地の賃貸借、運営管理について継続的な検討を進めた。

関上地区まちなか再生計画は、市が主体となり、これらの関係組織の検討結果を踏まえながら策定を進めた。

■関上地区まちなか再生計画の策定への流れ (関上地区まちなか再生計画より)



2-3 計画の概要

閑上地区まちなか再生計画の概要（計画策定当時）は次のとおりである。

(1) 土地利用計画

震災からの復興を目指す新しいまちづくりとして、閑上地区の被災市街地復興土地区画整理事業区域一帯と、水辺のあるまちの特徴を活かすため国土交通省が進めている「かわまちづくり計画」の一部を計画区域に設定する（計画区域：約56.7ha）。

(2) 公共施設等配置計画

計画区域に公民館や医療・福祉施設を集積するほか、小中一貫校、消防署等の公的施設を配置する。

(3) 動線計画・駐車場整備計画

自転車による来訪動線は、県道塩釜亘理線と閑

上港線を主軸とする。歩行者・自転車による来訪動線は、計画区域を東西に貫く緑道を軸としつつ、堤防上の道路等も活用し、ゆりあげ港朝市などの回遊性を高める。また、市が商業施設の駐車場として約90台分を整備するほか、混雑時は約500m東に整備する河川防災ステーション（現閑上地区MIZBEステーション）の駐車場約200台分を利用可能とする。

(4) 商業施設整備計画

商業施設は、名取川堤防の上下に立体的に配置し、仙台方面からの来訪者に対する視認性を高め誘客を促進するとともに、水辺の憩いの場として整備する。堤防上には、眺望を楽しむスペース等を確保し、季節に応じたイベントの開催などにより、変化のある空間を提供する。商業施設は、まちづくり会社が建物を所有し、個々のテナントに賃貸（当初賃

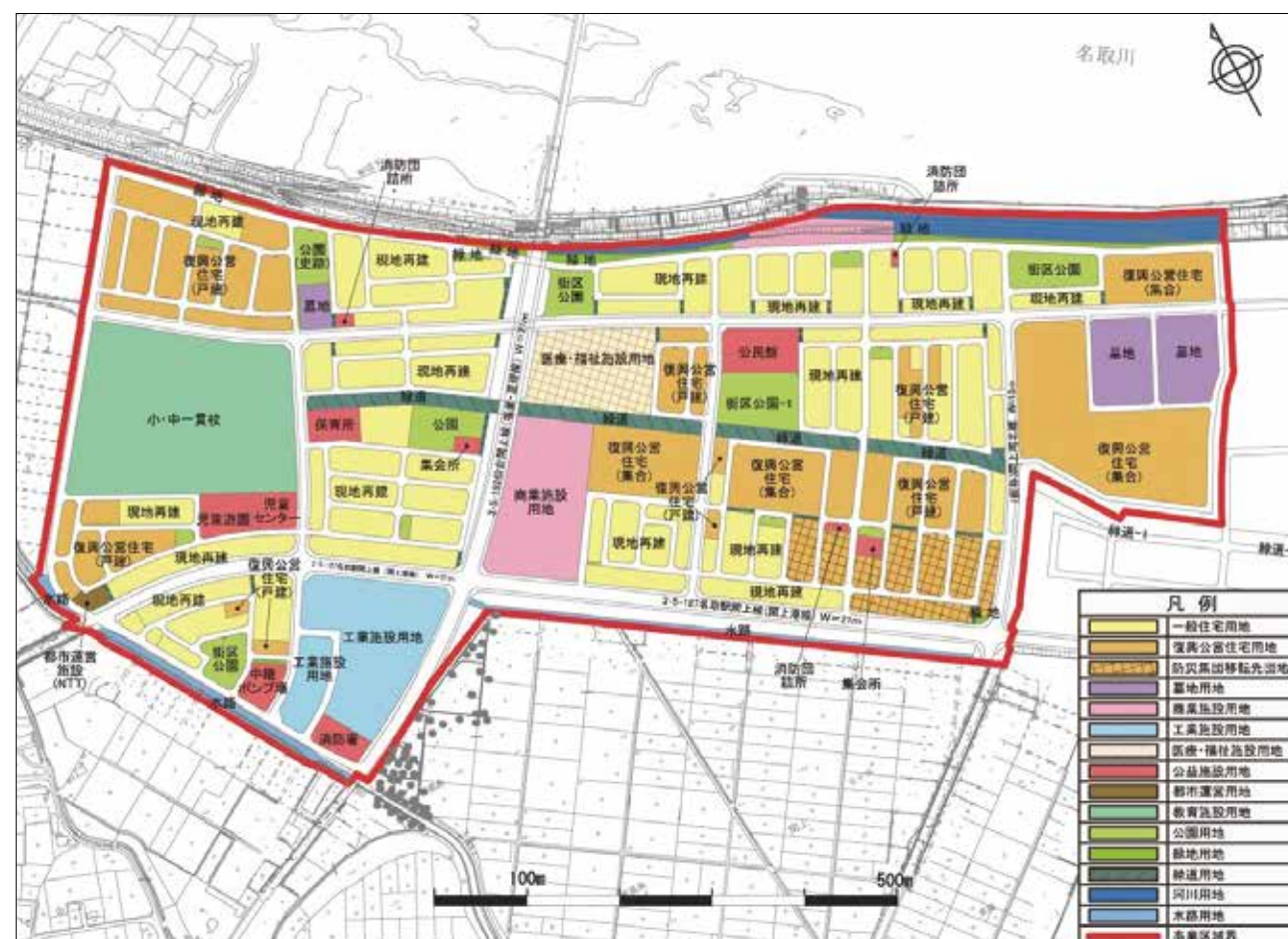
料は共益費込みで4,800円～5,800円／月・坪）。建築面積は約1,425㎡（うち店舗面積約947㎡）で、鉄骨造平屋建ての施設に小売店・飲食店等22

店舗の入居を予定（その他、5店の個別店舗をグループ補助金を活用して整備する予定）。整備費は約3.3億円を見込む。

■閑上地区まちなか再生計画区域周辺等の施設配置



■まちなか再生区域の土地利用計画図



■歩行者・自転車による主な来訪動線



2-4 事業実施体制

閑上地区まちなか再生計画の中核的役割を担うテナント型商業施設「かわまちてらす閑上」は「人と街を照らす」をコンセプトに掲げ、新生・閑上の象徴として、地域住民や観光客が気軽に集える憩いの場（テラス）の創出を目指した。施設の整備にあたっては、長屋をイメージした意匠を採用。資金面では、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（津波補助金）に加え、被災中小企業施設・設備整備支援事業（グループ補助金）を活用した。運営主体は、出店者や市、市観光物産協会などが出資して平成29年9月1日に設立したまちづくり会社「株式会社かわまちてらす閑上」が担うこととした。市は、出資者の一員として事業を側面から支援したほか、仙台方面からの誘客の促進に向け、県道塩釜亘理線から「かわまちてらす閑上」周辺に直接アクセスできる延長

206mのアクセス道路の整備（現在の市道閑上中央一丁目4号線）や、専用駐車場（90台分）の確保等、ハード面での支援を行った。

平成31年4月25日、同施設は待望のグランドオープンを迎えた。東日本大震災の被災事業者をはじめ、地元の新鮮な食材を扱う産直市場や鮮魚店、土産物店が並ぶほか、飲食店、カフェ、美容室など当初出店予定27店舗中23店舗がオープンを果たし、多くの来場者をお迎えした。

市は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた閑上地区の再建において、震災復興計画、閑上かわまちづくり計画、閑上地区まちなか再生計画に基づき未来志向のまちづくりを推進。市民生活の再建と新たな観光・交流拠点としての活気あるまちづくりに継続して取り組んでいる。

※「かわまちてらす閑上」について、詳細は「第2章 第3節-3. 自然や歴史遺産等を生かした観光・交流の促進(P.176)」を参照

■施設配置計画図(閑上地区まちなか再生計画より)



別紙① 受賞箇所の取組及び評価

令和3年度 かわまち大賞



ゆりあげちく

閑上地区かわまちづくり

【題名】名取川とともに復興し、新たな賑わいを生み出したまち 閑上

【河川】名取川水系・名取川（一級河川）



かわまちづくりの特長

- ・閑上地区は、河川堤防と同じ高さに整備した側帯上に、被災事業者が中心となって設立したまちづくり会社が商業施設を建設・運営しており、地域の賑わいの拠点となっている。
- ・まちづくり会社が主体となり、定期的にイベントを開催するとともに、行政以外にも様々な関係主体が関わって情報を共有し、WEBやSNS等で情報を発信している。
- ・都市・地域再生等利用区域を指定し、商業施設とともに、舟運事業、河川防災ステーションや震災復興伝承事業館の整備等を実施し、官民連携で賑わい創出・防災性向上に取り組む。

評価のポイント

- ・閑上地区は、震災で甚大な被害を受けたが、かわまちづくりの取組などにより居住人口が増え、商業施設の整備・運営により主体性を持って地域を盛り上げようとしている点は高く評価できる。また、社会実験中の舟運事業が定着すれば、新たな観光事業の一つの機運になる。
- ・河川とまち・運河・港が連携し、復興事業の中で拠点整備と河川整備を上手く組み合わせた点は高く評価できる。また、この地区を地域の拠点として育てて行こうという発想は災害復興・継承の観点から高く評価できる。

体制

・推進主体：名取市水辺を活かしたまちづくり検討会



効果



問合せ先：名取市商工観光課

TEL:022-724-7149 E-Mail:syousui@city.natori.miyagi.jp

閑上地区かわまちづくりは、全国で進められている「かわまちづくり」のなか、他の模範となる先進的な取り組みとして、令和3年度かわまち大賞を受賞した。 出典：国土交通省ホームページ